

第六十一回国会 文部委員会 議 録 第三十二号

(七〇五)

昭和四十四年七月九日(水曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 久保田円次君

理事 高見 三郎君

理事 西岡 武夫君

理事 長谷川正三君

理事 稲葉 修君

理事 内海 英男君

理事 坂本三三君

理事 周東 英雄君

理事 塚田 徹君

理事 藤波 孝生君

理事 増田甲子七君

理事 八木 徹雄君

理事 川崎 寛治君

理事 小林 信一君

理事 帆足 計君

理事 岡澤 完治君

理事 石田幸四郎君

出席國務大臣

文部大臣 坂田 道太君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

人事院事務総局任用局長 岡田 勝二君

人事院事務総局給与局長 尾崎 朝夷君

警察庁刑事局長 内海 倫君

文部政務次官 久保田藤麿君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部大臣官房會計課長 安養寺重夫君

文部省大学学術局長 村山 松雄君

文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者 専門員 田中 彰君

七月九日

委員白井莊一君、周東英雄君、中村庸一郎君、

廣川シズエ君、増田甲子七君及び石田幸四郎君

辭任につき、その補欠として田澤吉郎君、大村

襄治君、内海英男君、古内広雄君、塚田徹君及び

山田太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員内海英男君、大村襄治君、田澤吉郎君、塚

田徹君、古内広雄君及び山田太郎君辭任につき、

その補欠として葉梨信行君、周東英雄君、白井

莊一君、増田甲子七君、廣川シズエ君及び石田

幸四郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員葉梨信行君辭任につき、その補欠として中

村庸一郎君が議長の名で委員に選任された。

七月八日

大学の運営に関する臨時措置法案反対に関する

陳情書外十二件(東京都千代田区神田駿河台一

の明治大学長中川富弥外九百二名)(第五九九

号)

同外八件(前橋市昭和町三の三九の二二群馬大

学長秋月康夫外二千七百十八名)(第六五五号)

大学紛争の早期解決に関する陳情書(柳井市議

会議長山本鉄雄)(第六〇〇号)

岡山大学紛争の早期解決に関する陳情書(岡山

県上道郡上道町議会議長南葉常太)(第六〇一

号)

義務教育施設の整備に関する陳情書(十都道府

県議會議長代表愛知県議會議長橋本繁蔵外八

名)(第六〇二号)

岡山武道館の建設促進に関する陳情書(岡山県

議會議長伊藤大孝)(第六四四号)

学校教育の正常化に関する陳情書(中国四国九

県議會議長代表高知縣議會議長井上六

助)(第六五六号)

私立学校助成法の早期制定に関する陳情書(中

国四国九県議會議長代表高知縣議會議長

井上六助)(第六五七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

大学の運営に関する臨時措置法案(内閣提出第

一一一號)

○大坪委員長 これより會議を開きます。

大学の運営に関する臨時措置法案を議題とし、

審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

唐橋東君。

○唐橋委員 私は、先日この法案の背景というか

底流というか、そこには自民党の文教政策が確立

されてあり、その上に立ったこの法案というよう

な形であるので、大学の自治あるいは学問の自由

というものを阻害しないということを幾ら大臣が

説明されようとも、文化人、大学人はこれをなか

なか了解できないというような点について質問を

したわけですが、きょうはその中で条文

の中から、いま申し上げましたように、大学の自

治、学問、思想の自由というものを束縛してい

る、極端に言えば破壊の道につながってあるとい

う内容について一つずつ取り上げてみて、そして

大臣の解明をお願いし、もしこの解明の中にお

て十分この点が了解できないというような点があ

れば、私はやはりこの法案というものが、現在ま

でいろいろ申しましたように、非常に危険なもの

であるということを前提として申し上げておかな

ければならないと思うのでございます。

それでする条文にすぐに入りたいのでございま

すが、きのう、おとこの新聞を見ますと、日本

学術會議が大学法案撤回を決議した、こうい

うに報道されております。私は、日本学術會議と

いうものは日本の科学振興、文化にとつて最高の

權威を持つ日本の唯一の法的な団体であるとい

うに認識しておりますが、いま申しましたよう

な日本の学術、文化、教育上において、学術會議

がどのような性格、任務を持つておるものである

かということをもひとつ前提条件として大臣の考

え方をお伺いしたい。

○坂田國務大臣 学術會議が反対、撤回の表明を

された、そのことは新聞で承知をいたしております。

また、原文の中身を読んでおりません。しか

し、この新聞に出ました限りにおいては、いつも

ながらの単に大学に介入するのだ、それがいいな

いのだ、大学の自治を侵すのだ、学問の自由を侵

すのだということでございますが、むしろこの法

案は学問の自由を守り、大学の自治を立て直すた

めのくふうをこらした法案であるというふうに私

どもは信じております。

○唐橋委員 私は、そのような内容で学術會議が

きめてあるという新聞報道を私も見ました。しか

し、私はいま前提としてお聞きしたいのは、この

ような学術會議、これは法文にもありますように

全く日本における最高の科学的權威を持つもので

あると思ひます。いまさら日本学術會議法を読ま

なくても大臣はもうおわかりのように、「科学者

の總意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の

福祉に貢献し」というような崇高な任務を持つて

ある団体であるわけですが、その団体を大臣はどのように現職大臣として任務、性格をお考えになっておられるかということをお聞きしておるわけですが。

○坂田国務大臣 学術会議が日本の学術の振興のためにいろいろ検討をされ、あるいは意見を発表されるということにつきましては私もある程度尊敬をいたしております。しかしながら、学術会議が必ずしも今日の大学の管理運営、その他どうやって社会の要請、世界の交革に對して対応するかという大学のあるべき姿ということについて十分な御検討をされ、そして新しい大学像を出されたということは聞いておりません。必ずしも学者だからといひましても、自分の専門領域については確かに相当な学者であるし、世界的な学者もおられることは承知いたしておりますけれども、今日の大学問題について非常に具体的な聞くべき提案というものを私どもはまだ聞いておりません。むしろ、学術会議のメンバーの多くの方々は大学の先生たちだと思つてございまして、今日の大学の先生方というものが学生から問われ、あるいは国民から問われておられるところを私は学者の先生方が反省すべき時期に来ておるんじゃないだろうかというふうに思つてございまして、大学の先生方は、特に国立大学にありましては身分保障があまりにも厚かつたがために、この二十年安閑として、むしろその地位に甘んじて社会の変化に對應できなかったところに問題があるというふうにわれわれは考えております。むしろ一般の国民から大学の先生方が批判をされておる、またその批判に對してやはり耳を傾けるべき時期に来ておる、かように考えておる次第でございまして。

○唐橋委員 そのようなことを、いままでしばしば大臣は現在までの大学教授のあり方についてお答えをしております。しかし、私がいまお聞きしておるのは、この学術会議というものを現職の大臣はどのように認識しているのかということなんです。学術会議というものは、この法文にあるよ

うに日本の科学者の総意のもとに選挙されてつくられていて、学術界としての民主的な組織なんです。そういう場合に、そのようにならざるに組織されておるいまの学術会議に對して現職の大臣はどう考えておられるのかということですが。

○坂田国務大臣 たてまえはいいとおっしゃる通りでございますけれども、中身がそれに沿つておるかどうかということについては、私は必ずしも沿つてないんじゃないかというより不安を感じずる一人でございます。

それからもう一つは、もし学術会議がこういうような批判をされるのであれば、なぜ十年前に、この世界の変化あるいは日本の産業構造あるいは科学技術の進歩に對する変化、あるいは学生の意識の変化、こういうことに対して大学それ自身が機能しなくなつてきたということについての指摘及びそれに対する具体的な案というものをなぜお出しにならなかったのかと私は言いたいのでございます。まして、具体的な提案もなくして、ただ批判をするばかりであつてはほんとうの意味における真の学者ではないというふうに思つてございまして。

○唐橋委員 日本の文化、科学の進歩というものは、そのレベルというものは私はやはり世界において屈指だと思つております。

「発言する者あり」

○大坪委員長 静肅に願ひます。

○唐橋委員 それをつくり上げていったのは、やはり中心には日本学術会議のほんとうの力がある。その日本学術会議に對して、不安である、あるいは大学問題に對しては意見を出してないから私はそのような態度に對しては了解できない、このようないふ大臣の認識があつていいのか。ともかくいまの学術会議というものを對して、いわゆる行政の最高責任者としてそのような見方であつていいのかということをお私にも少し考へてみなければならぬと思つておる、ともかく現在の学術会議に對して不安であるという、どのようなところが不安なんです。

○坂田国務大臣 先般、大学立法につきましての

批判につきまして、学術会議会長江上さん、それから副会長吉識さん、それから桑原さんおいでになりました。そしてそれについての学術会議の御意見を私は承りました。そのとき私は率直に学術会議のあり方等につきまして意見を申し上げました。そしてまたところが桑原副会長は、学術会議の内部におきまして、このままではいいとは思つておりません、改善すべき、むしろ抜本的改革を考へておられますということを申されました。その点におきましてはわれわれと学術会議の幹部の方々も同意見だと私は承知をいたしておるわけでございます、私の不安と申しまするような意味合いのことはやはりそれにつながるのだと私は考へております。

○唐橋委員 学術会議の代表の方々が、いまの大学の改革をやはりすべきであり、いまの大学がそのままであつていいと思ふというそんなことはやはり考へていないと思ふます。しかし、どのような大学をつくり上げるのだ、こういう問題になつてくると、おそらく学術会議の考へ、それから文部省の考へ、これは私は大きな差があると思ふのですが、ともかくいまのような考へ方では大臣が学術会議に接しておることには對しては私は非常に問題があつたと思つてございまして、むしろ、日本の世界的なレベルを持つ科学水準あるいはそれに努力されておる現職の方々に対して大きな侮辱を与えるものであるということをお私にこころではっきり申し上げなければならぬと思つております。それに対してどうですか。

○坂田国務大臣 私は学術会議を侮辱したつもりはございせんし、むしろ、学術会議の真のあり方というものをお互いに探り合ひたいと思つて、むしろ、学術会議の会長及び桑原副会長あるいはまた吉識副会長は、その点につきまして、学術会議そのものについて内部から改革をしようと思つておる、抜本的な改革をやりうと思つておる、こういうことになくしては真の学術会議の使命を果たせない、こういう意味のことを私におっしゃつたわけでは

ございまして、これは事実でございます。私が言つておるわけではない、学術会議の当事者が言つておられることでございます。そのことを御了解いただきたいと思ひますし、むしろ学術会議の使命をより効果的に達成するためにどうするかというところを文部大臣と学術会議の会長と副会長と御相談することは非常にいいことであつて、私は決して学術会議を侮辱するものではないと思ひます。また、学術会議のあり方等について、それはオールマイティであるかのごとき印象を学術会議の人々が持つておるとすれば、それは行き過ぎだと思つてございまして、常にいかなる団体であれ、国民の声、世論というものを傾けていくという態度こそ学者の態度である、学術会議の態度であるというふうに思つてございまして。

○唐橋委員 現在の学術会議が思ひ上がつておると思ひません。今度の大学運営法についても二回目の臨時總會、発足以来二回目です。それだけ重大な、しかも慎重な考へ方の中に行なわれていると思つております。確かに学術会議が時代の進運とともに内容を充実し、改善していかなければならない点は、これはあると思ひます。しかし、現在ある学術会議に對して、文部大臣が先ほどの考へ方のような態度で接しているというならば、私は非常に問題があると思つてございまして、ともかく今度のような見方に立つておられる、学術会議を見ておられる大臣が、いま申しましたように、発足以来二回目といわれる臨時總會において、今度の大学運営法が大学の自治、学問、思想の自由を破壊し、大学の存立を危うくするばかりでなく、社会の進展と国民の将来に重大な悪影響を及ぼすものと思ふというより、なにかが議論され、それで決定されたとするならば、それに対して文部大臣は謙虚にその意見を聞く考へがあるかどうか。こころを考へて言へば、学術会議のこの総意に對して、ほんとうに尊重していくという考へ方があるのかどうか、この点をひとつ明確にお伺ひしたい。

○坂田国務大臣 私といたしましては、学術会議

の書かれた文章というものを少し分析し、検討してみたいと思います。しかしながら、私が先ほどから申し上げますように、これは学術会議始まって以来二回目の臨時総会である、そこで慎重な配慮をしたとおっしゃいますけれども、それならば、われわれは大学問題についてどういうふうな具体的な解決策を持つておられるということを、なぜ御提示にならないのか。それでなければ、国民はわからないわけでありまして、学術会議の言うことがほんとうなのかどうなのか、文部省の言うことがほんとうなのかどうなのか、わからないのでござい

ます。具体的提案もなくして、ただ批判することだけは、非常にこれは言いやすいことでありますけれども、自由社会においては、そういうことは許されぬように私は思うのであります。そういうことを言うならば、やはり具体的な提案をお示し願いたいと私は申し上げておるわけでありまして、

○唐橋委員 私は、大臣が学術会議に期待して、学術会議から大学の改革の意見を出していただくという気持ちにはわかります。わかりますけれども、現在出されておられる意見を、大臣はどのように受けとめるかというのを質問しているのです。いまの考えを総合すると、何か大臣は非常に迷惑だ、このような意見を出されてくることはいやだ、このような考え方であるならば、私は問題だと思ふのです。ですから、学術会議が、これはどう明確に新聞報道に――私がいま読み上げたのは、新聞報道の記事です。だから、多少内容の語句の違いはあるかと思いますが、おおよそ間違っていない。大臣の手にいっていない。私の手にいまだない。しかし、このように学術会議が、臨時総会を開いて、しかもこのように明確に、しかも反省を求めるといふ意味のもの、そうではなくてやはり撤回をさせたい、こゝまで總會において意見が出されたというこの熱意というもの、この會議の状況というものを、そこに集まられた学術會議の會員の方々の總意というものを、こゝういふものを現職の文部大臣がどのように受けとめるかということ、天下はもう注目しているところ

です。どうなんですか。尊重するののかどうか、それをひとつ十分にここでわかるように答弁していただきたい。

○坂田国務大臣 私は、学術會議がいろいろの意見を出されるということは結構なことだと思つております。しかしながら、その場合に、出方としては、具体的な大学問題解決の方策というものを示していただきたい、かように申し上げておるわけです。

もう一つは、今日の大学の紛争というものの、しかもその原因をどう考へておられるか、あるいはまた、その実態をどう把握しておられるかということ、これを学術會議にお聞きいたしたいくらいでございまして、と申します意味は、一体今日学問の自由は侵されておられるのか、侵されていないのか、侵されているのか、侵されていないのか、侵されているのか、とされたならば、どうやってそれを排除するかという方策がなければならぬと私は思うのであります。そういうようなことを、現実の認識というものを――単に国家権力に介入されるから学問の自由が侵される、あるいは大学の自治が侵されるという観念的なことではなくて、現実

にみずからが教育をすべき学生の暴力集団によつてそれが行なわれているじゃありませんか。そして大多数のまじめな学生、学ぼうとする学生の自由が侵され、大部分の学者がほんとうに研究をしようと思つているその学者の自由というものが侵されているじゃないですか。ほんとうに学術會議が学問の自由というものを守り、大学の自治を守るということがあるならば、何でそれに対する対策をお示しにならないのか。むしろ今日、国家権力の介入によつて自由が侵されているのではなくて、現実には学生自身によつてこれが侵されている。暴力によつてこれが侵されている。これを排除するという意思なくして、どうやって学問の自由を守ることができましようか。私は、国民の大多数というものは、そのことを学者に期待し、また、その無力さということについてあきれてい

ると思ふのであります。私はそう思います。○唐橋委員 いま申されたようなことは、学術會議の方々は十分承知です。いまの学者の中で、どれだけ大学の自治が侵されているか、現場にいる人たちが大多数です。それで、しかも新聞報道でございまして、大学三原則というものを立てて、その中で改革の意図というものをはっきり出されておられ、しかも原則として大学は国家権力の介入によらないで、大学自体でやはり改革していくべきものだ、こういう中で現在各大学がその改革に取り組んでいる。その状態の中で学術會議は、おそろくつばな大学ができていくことを期待しながら関係者は――学術會議の會員の中にはその関係者がおります。その人たちは、やはり紛争の解決に努力しております。その紛争の解決に努力している人たちが、その集まりの人たちが、いまのような大学運営法案については危険ですと、これほど明快な回答を出されて、その回答に対して、大臣は、その意思をどう受けとめるのかということ、いまのように大学自治が学生によつて侵されているのを、学術會議が知らぬような答弁をされている。むしろ、そういう現場において苦

勞されている大部分の會員たちが、この案を出しているんです。そうではないのですか、大臣。○坂田国務大臣 私は、全然知らないとは申さないわけでございます。しかし、知っているかもしれないが、それに対して学問の自由をどうやって守ろうとするのか、その具体策が一つも学術會議から出てこないじゃないか、あるいは各大学から出てこないじゃないか。そうしてただ自主解決、自主解決といつても、もう一年にもなるんですよ。(発言する者あり)

もの考え方なのでございます。○唐橋委員 そういう原因のなことになつてきまして――いまの大学の紛争の原因等については、これはしばしば議論されているので、私はこゝで申し上げようとは思いません。しかし、学生運動の一つの大きなテーマは、現在の政治に対する不信、不満、それを改革していこうという熱意なる行動だと私は思うのです。そうすれば、いまのような政治をつくりあげていく、学生が不満を持つような政治、学生が不満を持つような一つの学校の内容、もちろん、その内容の改善については、いま大臣が申されたように大学の直接担当されている方々の責任はあると思うのです。しかし、それらの問題は別にして、議論は繰り返しませんけれども、ともかく結論として、これだけ明白なものを大臣はきょうかあすお受け取りになると思ふのです。お受け取りになつていくときの内容と申すのは、私は十分これは検討すべきだと思ふのです。しかし、検討した上で、その意思を現職の大臣として尊重するのかもしれないのか、こゝだけははっきり私はお聞きしたい。めんどろな質問でないのです。学術會議の決議というものを尊重するのかもしれないかということ。

○坂田国務大臣 少なくとも新聞の文字にあらわれておる程度の学術會議のことであるならば、大学問題に対する認識というものは私どもと違ひわけございまして、私はこれだからといってこの法案を撤回する意図は毛頭ございせん。○唐橋委員 それでは学術會議に対する大臣の考え方がわかつたので、この条文に入ります。自治が侵されている、学問の自由が侵されやうな危険があるというやうな個所を一つずつあげていきながら、大臣の所見をお伺いしたいと思ふわけでございます。

第一には、紛争の範圍が不明確でございます。しかもそれを行行政段階で、その紛争であるとの最終的認定権は大臣にある、こゝういふふうに私たちはこの法案からとれるわけでございます。このことは、私はやはり権力が介入する前段のものとし

て、非常に重要な意味を持つておると思うわけでございますが、わが党の代表の長谷川議員が本会議においてもこの点に触れております。大臣は紛争校であるということをもう拡大解釈できるんだ、だから紛争とはどういふものかということ、長谷川議員が代表質問でされたように、紛争でない学校というものはほとんどなくなってしまうのではないか、こういうことさえ言われているわけでございますが、こういう点について、紛争の範囲の不明確さ、しかもその最終決定は文部大臣にあることについて、私は権力介入の前段として、非常に疑問を持つわけでございますが、それに対してどうですか。

○坂田田務大臣 第一次的には、とにかく当該大学の学長がこの紛争の認定をするというたてまえになっておきます。

○唐橋委員　どうもくどくお聞きするわけでございますが、大学紛争の範囲というものをあなたたちが責任をもって認定しなければならいのですよ。だとするならば、その範囲をこのようにつかんでいくのだというような内容、それをお聞きしているわけですよ。もし大臣が何だったら、局長から答弁してください。

○村山(松)政府委員　大学紛争の定義は、第二条にあるわけでありまして、およそ大学においては、静穏な状態を保つて教育、研究に従事するというのが、その使命でございます。それに反する状態が一番広い意味での大学紛争でございます。そこで大学のあり方に反する状態であつて、教育、研究が阻害されている状態の代表的なものとして、第二条に、施設の占拠、封鎖、及び授業放棄といったものをあげております。そういう状態を起す原因としては、学生による正常でない行為によりましてそういう状態が起こつておること、これは客観的、物理的な状態でございますから、およそ普通の人であれば認知し得る状態であります。そこでそういう状態をだれが認知して、だれが紛争と考えるかは、第一次的には、大臣が申しましたように学長でございます。

○唐橋委員 範囲がばく然としていますよ。そんなのは法律の条文だけでわかりますよ。いまのよ
うな答弁は……。

それからもう一つ私が聞いておるのは、最終決定の認定権は文部大臣にあるのじやないか、この点はひとつ明白に、こういうことをお聞きしてやる。

○村山(松)政府委員　立法のやり方といたしましては、このような紛争といったようなものは、事ここまかに定義を掲げまして、それからまたそれをしかるべき機関で認定するというようなやり方をする場合もございます。しかし、大学紛争の場合には、これはまずもって自主的な収拾をはかるのが主眼でございますので、そのような事ここまかに定義を掲げ、これをしかるべき機関で認定するというようなことではなしに、およそ大学における

正常な状態ということとは、これはもう客観的に認
知できることでありますし、その逆の状態、つま
り施設の封鎖、占拠するとか、あるいは授業を放
棄しておるとかいうようなことも、これも明白に
認知されることでございますので、立法技術とい
たしまして、事ここまかな定義規定、あるいは認定
機関というよりなものは書かなかったわけござ
います。そこで第一次的には、そういう紛争が起

こつておる当該大学が当然認知して紛争と考え、文部大臣に報告して、しかるべき措置をとるということでございます。そこで文部大臣も学長の報告を受けて、大学が紛争状態であるということを知し、それに同意し、しかるべき援助を与える、こういうことになります。そのような取捨努力を六カ月ないし九カ月継続した後において、なおかつ、そのような客観的な状態で続くというようないかなる客観的明白な事実でございますので、文部大臣がしかるべき措置をとる、こういう構成になっております。したがいまして、最終的な認定は文部大臣という言い方も可能だと思いますが、それに至る道程といたしましては、大学の報告、あるいは文部大臣が措置をとる場合において

は、第三者機関であるところの臨時大学問題審議会といったようなものの判定を加えられて、それらの総合的な判断によって、最終的には大学紛争というものが確定する。かように規定してやるわけであります。

○唐橋委員 どうもあやふやで、局長、何も私から申し上げるまでもなしに、法案の表面にあらわれておけることは私たち理解できるのです。それを具体的に適用する場合はどうなのかということこそが、法案の審議の重要さだと思ふのです。だから法案の条文の説明は要らぬのですよ。したがって、私はこの紛争の認定であっても、最終的にはいまのような手続の中で、文部大臣にある、こういうようにこの法案は解釈するのです、こういうように明確な答弁をしてもらわなければいけないのです。

それでは一つ例をあげて聞いてみますよ。先目私がお聞きして、紛争校の数が出ました。その中には、今度の法案だけでストライキをやつておる学校もある。それは御承知ですね。いままでも政治活動も、大学紛争もなかった。法案だけで、今度法案反対のストライキがあつた、こういう学校がずいぶんありますよ。これは紛争校ですか、どうですか。

○村山(松)政府委員　その理由、動機のいかんを問わず、学生によって施設の封鎖、占拠あるいは授業放棄ということが行なわれれば、これはこの法律にいう大学紛争ということになります。したがって、大学立法反対というような理由づけで、学生がいま申しましたような行為をやれば、この法律にいう大学紛争ということに相なります。○唐橋委員　もう一つ、じゃ、具体的例をあげてみます。

政治闘争、そういうものとは全然質が違つて、寮問題とか学費値上げというよりなことで、学校の中で封鎖ということまでいかなくとも、学校当局と学生側において問題が解決しないでおる状態、こういうものは過去においてもしばしばあつ

たし、現在もある。こういうものは紛争校ですか。

○村山松 政府委員 大学の当局あるいは教職員、学生の間で意見を異にする場合があって、それについて若干摩擦を伴うような話し合いをやつておる程度であれば、この法律にいう大学紛争とは考えません。この法律でいう大学紛争というのは、こういう動機のかんを問わず、それによつて施設の封鎖、占拠、授業放棄という状態があらわれる。それからまあ、念のために、これと同等の、正常でない状態によつて教育、研究が現実に行なわれないような状態にまで至つたものを大学紛争というわけであります。教育、研究が一応行なわれておつて、その間にかなり深刻な意見の対立があつて、話し合いを行なつておるといふようなものは大学紛争とは考えておりません。

○唐橋委員　そういうような状態、いま私は法案の問題と二つの例をあげました。その場合に、この法案ができれば、まあ、文部省としては、大臣としては、現場はわからないわけですね。新聞やその他でちょっと見たり、あるいはその他の機関で知るわけでございます。そうすると、その認定は、学校からあがってこない。だとすれば、そのあとから出てきますが、今度その報告をしる、こ

ういうような権限は出てきますね。それを報告された上においてあなたたちは認定するわけですね。現実にはそうでしょう。どうですか、これは。

○村山(松)政府委員　大学紛争につきましては、第二条に掲げるような状態があった場合に、大学から報告をしていただいて、それで、文部省としても、当該大学が紛争大学である——まあ、これは認定ということばは法律的には用いておりませんけれども、常識的に申しまして、そのように判断するわけでございます。

それからさらに、客観的にそのような、だれが見ても大学紛争であるという状態があつて、報告がないような場合には、文部省としては、責任上、これを督促いたしましたして、大学の報告を受けまして、紛争大学であるというぐあいの判断をい

たすつもりでございます。

○唐橋委員 あとの第四条の、大学紛争の報告義務というものにも関連するわけですが、どうもあそこで紛争が起つていようだ、新聞その他の機関でわかつた、学校からは報告が出てこない。こういう場合、これは全部文部大臣としては報告の義務を負わせますね。どうですか大臣、これは。

○坂田国務大臣 そのとおりでございます。

○唐橋委員 そのような状態であるならば、何かちよつとしたきつかけで、これは紛争でないのか、こういう場合、すべての学校に対して報告の義務が今度出てくるということだけは理解していいですね。そういうように、先ほど申しましたように、紛争校というものをどこまでも、今度は文部大臣の認定権にあるという、このことだけは、いま私が理解したように理解しても間違いないでしょう。

○村山(松)政府委員 そのとおりでございます。

○唐橋委員 それでは第二に入ります。
第三条で、学長等の責務として、学長の努力義務が課されております。この条文は、まあ説めば当然の義務である。この条文がなくなつて、現在紛争校の学長、教授は全く真剣に努力してありますよ。きょうあたりは、新聞報道だからわかりませんが、その紛争のためになくなられた方というように報道さへありますが、それはど苦労していますわね。だから、このような条文を法律で定めるといふようなことは、私は、ある程度これはまあ努力義務だ、こういうふうに理解して、そのまゝ受け取りたいんですが、しかし、明文化したねらいは、やはりいま申し上げました第四条の報告義務にからんで、どういふわけだ、起つたのか、その学校の内容はどうなのか、それから財産保全のためにどうしておるんだというように根拠となるんではないのか、あるいは財産保全のための警察の導入の根拠となるのではないのかというところが、非常な危険なものとして、出発としてとら

えられている。これは局長の手元や大臣の手元にずいぶん反対の陳情書が各学校あたりから来ておると思います。この中にやはり数カ所見えておりますが、このような心配というふうなものに対して大臣はどう受けとめますか。

○坂田国務大臣 これくらい長い間紛争が続く、かつ、いつ果てるとも知れないというふうな喫緊の事態でございます。そういう事態でございます。国民の財産を預かり、そうしてまた、最終的には大多数の学生の学自由というものを守らなければならぬ私といたしまして、また、多くのまじめな学者の人たちの研究を守る立場にある私といたしまして、紛争をいたして長い間授業もできないというふうなところに對して報告を求めるというところは、あたりまえのことであつて、それをやらないうことこそ、国民から糾弾される筋合いのものだと私は心得ておるわけでございます。いれども、六条までの間において事態を收拾していただく、大学紛争を解決していただくということに主眼があるわけでございまして、その意味合にいて、この三条に書かれておることは、これは言はずもがなこのことであるかもしませんけれども、この法律そのものが自主的解決の努力を助けるという形になっておるわけでございまして、当然の報告をすべき義務を課したものだといふふうに考へるわけでございまして。

○唐橋委員 まあ、第三条、第四条を関連させて考へてみますと、非協力職員の言動調査、こういう点が私はやはり当然報告内容という形で具体的に学校の中でのいろいろな教授の人たちの意見の相違というものは、現実もあるし今後予想される。こういう場合に、学長は、それらのことをやはり詳細に報告する義務、これが当然生じておると解して、また、そのような理解の上に文部省は報告を求めるだろうと思ひますが、ここに私は学問の自由を脅かす危険性がある、このように指摘されているわけですか。これについてはどうですか。

○坂田国務大臣 いやしくも、その学問の自由というものは憲法で保障されておるわけでございまして、われわれ政府、文部省といたしましては、そういうことをやつてならないというふうには思つておるわけでございまして。むしろ逆に、学生の暴力や学生運動によつてそれが侵されておるんじゃないかというのを心配しておるわけですか。そういう意味合にございまして、われわれは言動調査なんというところは毛頭考へていないということをはつきり申し上げておきます。

○唐橋委員 大臣そう言うけれども、現状を見ていただきたいのですよ。たとへばあとで教育大のことを申し上げますけれども、教育大だつて、きのうきょうの新聞に、あれだけの人員の教授にその現状は当然報告として出てくるのじゃないですか。しかも、これはあとでも述べたいと思ひますが、井上教授のようにいろいろな学問的自由の立場から意見を出してくる、あるいは学生運動についても、この学生運動の意見は聞くべきだといふ程度のもはまた聞けないのじゃないかといふいろいろな問題がある。それは学問上の問題もあり、あるいはいはいまのように行動上の問題もある。こういうものが詳細に出てくるに、私はここにいま申しましたようにいわば非協力職員とでも申しましうか、学長に批判的な立場をとつていく、現実としてこういう職員が実はいるから紛争が解決しないのです、このような報告が必ず大臣に出てくる。そうすると大臣は、そのような職員はこれはやはり紛争解決に協力していかないのだ、このような判断を下す順序になると思ひます。しかし、その教授の立場から立つて見れば、私は紛争の解決の方法をどういふようにしていきたいのだという意見の相違のものだと思ひます。紛争を長引かせたいというふうな教授は一人もない。解決の方法に見解の相違がある。また、その見解の相違、そういうものをいゆる反対だ、だから紛争が長引くのだ、このようなきめつけ方が

必ずここに出てくる。どうですか。

○坂田国務大臣 私どもは学問の自由を守るためにこの法律を出しておるわけでございまして、いやしくも学者の人、教授の人がどういふ思想をお持ちになろうとも、どういふ学問的な研究をなさろうとも、それを守ろうとする立場に立つておるといふことははつきり申し上げておるわけでございまして、そのことについてわれわれがとかく言うことを全然考へていない、毛頭考へていない。こういうことを繰り返して繰り返して申し上げておるわけでございまして、唐橋さんもこの点はひとつ御了承を願ひたいというふうに思ひます。

○唐橋委員 大臣のいまのような気持ちは、これはあたりまえだと思ひます。現実はどうなつてくるかといふと、そのあとの第五条でも必ず出てくる。第五条は文部大臣の報告でしよう。報告は尊重すべきである、努力義務になります。報告を尊重するといふことはこれは当然のことなわけです。ここにわざわざ法律上明文化しているといふことになつた場合に、報告に従わない、その従わない理由はいろいろあるだろうと思ひます。紛争を長引かせたいために従わないという教授は一人もないと私は思ひます。そういう場合に、その報告に従わなかつた者に対する、いわばその責任を問うていくという可能性が第五条から出てくる、このように現場の大学人は理解しておる。これに對してはどうですか。

○坂田国務大臣 そのことによつて身分的なことまで触れるという考へは毛頭ございしません。

○唐橋委員 身分的な問題には触れない。しかし、いわばその責任を問うていく姿勢だけは大臣として持つ、こういう理解なのですね。

○坂田国務大臣 あらゆる努力を払ふことについて、それをお考へいただきたいといふことを申し上げることは当然なことだと考へております。

○唐橋委員 相当明快になりました。
それでは第六条に質問を進めまして、「運営機関等の特例」で、学長に一定の権限を集中し、あ

るいはそのために特別の機関を設置することになつております。本条一項の措置を行なうに事前に文部大臣と協議しなければならぬ。この協議がととのわなかった場合どうなります。

○村山(松)政府委員 第六条に規定しております大学の自主的な紛争収拾のための諸措置は、法律で画一的に規定しないで大学が選択的に用いることができるようになっております。その用いようによつては現在法令の特例もございまして、また新たな機関の設置というようないこともございまして、新たな機関の設置ということになりますと、これはやはり行政組織の問題でありますし、場合によつてはその運用のために予算、費用を要する場合もございまして、そこで、そのようないものにつぎましては、あらかじめ大学と文部省とが協議して必要な行政的措置を講じたる上、実施するのが適当と考えまして協議をいたしておるわけでございまして。

そういう趣旨でございまして、大学の申し出が紛争収拾に資するものである限り、文部大臣はそれが行政上可能なものである限り協議に応じ、実施に踏み切ることとはこれまた当然でございまして、協議がととのわぬというところは、その御提案が紛争収拾に資するものである限り、また行政上可能なものである限りあり得ないわけでございまして、形式的に申せば協議がととのわなければ実施できないということにならうかと思ひます。ただ、そのような場合は、たとへば予算上むずかしいとか、そういう場合でございまして、重ねて申し上げますが、紛争収拾に資するものであつて行政上の事情が許せば大学の御提案については文部大臣は協議に応じ、協議に応じないというところはほとんど考えられないと思つております。

○唐橋委員 協議に応じないというところは考えられないといふのですけれども、具体的な解決の中でこのように解決していきたい、その見解の相違です。非常に問題がそこから出てくると思ひます。現実としては、このような改革の方向でや

りたい、そういう人がいま申しましたように運営機関の中に入つておる。そうしますと、運営機関の中にあの人が入ればというやうなことが今度は協議の中に出てくる。反対の人が入ればなかなかまとまらない。いままでの教育大の場合だつて現実にはどうでしょう。そのときに文部大臣は、あの人は入れるな、こちらの人を入れる、こういうやうにされるのではないか。いわばここで大臣からはつきりしてもらわなければならぬのは、第六条の運営機関の協議の場合に拒否権が大臣にあるかどうかということですね。

○坂田国務大臣 いまのお話、拒否権があるのかないのかということではなくて、いま局長が申しましたように、この第六条といふものは、まことに第一条のこの法案の性格と申しますか骨格と申しますか、大学みずからの自主的解決の努力を助けるというのを主眼とするということがこの第六条まで一貫しておるわけでございまして、非常に大学側の自主的な解決への努力あるいは自由裁量といふものを求め、そしてそれに選択をお願いして、そのことについてはこちらでできる限りの行政措置をいたします、こういう仕組みになつておるわけで、したがって、私が、学者の先生や大学の先生やあるいは一般学生あたりで、この立法は権力的なものだ、権力的なものだとおっしゃいますけれども、そうじゃございませんと繰り返し繰り返し申し上げておりますのは、その意味なんぞでございまして。

○唐橋委員 どうも答弁が焦点にいかないやうであります。私は具体的にひとつ伺ひたいんですが、第六条の「次に掲げる機関」といふことで、補佐機関、審議機関、執行機関、これが出てくるわけですが、それとしてこの機関の中の私は人員構成でいまの問題をお聞きした。もう一つ進めまして、このような機関は、この法文以外に現在学校でいろいろ解決策を出しておる。その例は東大あたりはそうですが、そうしますと、この法律で決定して、この範囲、それと性格が違ふ、そういうものが現実でできている。こういうやうな場合に、

に、一律にこの「次に掲げる機関」といふものの性格に合ふから改組しない、いま局長から予算の話が出ましたが、それでなければ予算出しませんぞ、こういうやうなことでしばしばいままでの問題でなくとも予算で大学を締めつけておるんですが、そうしますと、ここで開きすること、いままでの経過の中で、これも何もここで説き上げる必要もございせん。東大にしても、横浜大にしてもあるいは上智大にしても、あるいは近ごろは教育大にしても、あらゆる中において改革案をつくつてきておる。一致するものもある、一致しないものもある。今度法律ができる。その場合に、一部一致しないものは一致するように改組しなければならぬんですか、あるいはその中で多少やはり性格が違ふといふものは、この性格に合わせていくといふやうな行為、それがいま申しましたやうに、今度は拒否権といふものが裏づけになる。確かにこの条文でいへば、任命権という任命行為は形式的だと思ひます。しかし、実質はここに強制力があるのじゃないか、これが大学当局の心配です。よくよくお聞きしましたが、意味わかるでしょうか、私も表現がへたなものですから。

○村山(松)政府委員 現在の国立大学の組織法制から申しますと、大学の主要な組織につきましては国立学校設置法で直接規定しております。あと下部組織といひましては、政令、それから省令、さらにそれ以下の組織の細目につきましては、大学側が自主的に現在でも学則等によつてきめておるわけでございまして。そういう基本的な体制を定めることは考えておりません。ただ、この法律が成立いたしますと、この法律の六条に掲げておるやうな機関に相当する機関を大学が現に設置しておるやうな場合、この法律成立後引き続き設置しようとする場合には、附則によりまして報告を願つてその既成事実を認めていく、以後はこの法律に乗せていく、こういうやういふことに考へております。したがって、その機関の人事につきましては、現行の教育公務員の人事と同様に

取り計らうことになつておまして、この法律によつて特段の扱いの相違を直ちに考へておるわけではございません。

○唐橋委員 その次に学長の権限集中が出ております。評議会の職務及び権限について限定することなくこれを学長に委譲し得る、こういうことがあつたわけでございまして、この場合、学部間の紛争、教官相互の意見の対立、こういう場合があつたら、学長の権限集中によつて反対教官の排除というやうなことが容易になるのではないかと、こんなことが、先ほど報告のところでも申し上げましたが、この点も現場の教官といふものはやはり非常に心配しておるところだと思ひます。この学長の権限集中と、それから学長の言うことを聞かない、反対意見を持つておる、こういうものを私は権限集中によつて排除していくといふやうなことがもし出てくれば、むしろ紛争といふものの解決がどうの状況におちいって行く、こう言わざるを得ないわけでございまして、この点についてはどう考へていますか。

○坂田国務大臣 大学紛争を終結する措置として、大学当局みずからが権限集中をなさる場合もありますし、それはよくないという形でやられる場合もあるだろうし、それは大学側の自主裁量なものでございまして、しかし、やはり多くの場合、学生それ自体があいまいな民権あるいは三派といふやうに分かれ、そして学生の意思といつてもなかなかつかみにくい、自治会といふものが区々に分かれておるという状況、その区々に分かれておつてどれと交渉していかかわらないといふところ、今日の学園紛争のエスカレートしておるところもございまして、同時に、今度は大学それ自体として収拾策を考へていく場合に、各学部間における意見の一致、全学的意思の決定といふものがなかなか行ないがたい大学のいまの組織になつてきておるといふことでございまして、真の解決といふものを考へる場合は、何と申しましても全学的意思の決定といふものをどうしてやつていくかということであつて、それには学

長みずからがリーダーシップをとれるような体制を整えるということが私は当然生まれてこなければ真の解決にはならないんじゃないかと思うわけです。その意味合いにおきまして、東大におきましても、加藤学長が代行のときに権限集中をやりました、そうしてしかもその際は、その当時の加藤法学部長が、もし代行ということを引き受けるには、その前提として権限の一部委譲というようにすることをお願いしたい、それがなければ自分としては解決の見通しがない、それでもいいかということ、評議会も教授会も了承をした、そういう経緯もあるわけでありまして。そうしてその後加藤代行は、その権限は委譲されたのだけれども、しかし、形式的にはあくまでも評議会、教授会にはかつて、そうしていろいろの具体的な解決方策というものを進めていった。そういうことで、けさの新聞を読みますと、あの九学部は一応教育の正常化ができ、あるいは卒業、進級等も行なわれておるようでございますが、一つ残っておりまして文学部もやがて教育の正常化への動きが見えた。こういうことは、そういうような努力、リーダーシップのおかげではないかというふうに思うわけでございます。その方式というものがすべての大学に当てはまるとは考えませんけれども、しかし、紛争をいたしておりまして大学の学長がこういうような手だてというものをやられるならば、あるいは解決への方向が見出せまうぞということとサセステーションをして、こういう仕組みになつておるといふことでございまして、どれを選ぶかというところはあくまでも大学それ自体におまかせをして、こういうふうな仕組みを組まれている。これがこの法案の、いわば大学紛争自主解決の努力をわれわれが助ける、大学と文部省、文部大臣というものが国民のために一体となって秩序回復をはかり教育の正常化をはからうじゃないかという、こういう姿勢で置かれておるといふことをひとつ御了解いただきたいと思つてございまして。

○唐橋委員 学長に権限を集中していくというこ

とは、私はやむを得ない場合はしばしば出てくると思います。それでなければ解決し得ないという事例はしばしば私たちも見聞きしておるわけでございますが、ただ、法律によって権限の集中を規定していくというところに、やはり非常な危険性があるのだというところを現場の人は受けとめておるといふことを私は考えざるを得ないわけなんです。下から盛り上がり、今度は学長にまかせるから裁断を下せ、これを執行しろ、こういうのは当然出てくるだろうと思つて。しかし、法律で今度は、ここにありますように非常に大きな権限をとり得るのだ、こういうことがきめられていた場合に、いま申し上げましたように反対教官の排除というようになつていふのは、この危険性を私は指摘しているわけなんです。もう一度。

○坂田国務大臣 いや、そういうようなことがないためにこそ、ここで「学長は、評議会にはかり、次の措置をとることができる」というような慎重な配慮をいたしておるわけでございます。唐橋さんの御心配のようないことはないと私たちは考えるわけでありまして。

○唐橋委員 それと関連して第七条では、やはり今度は学長はこのような大きな権限の中で休止する措置ができるわけでございます。それに対するいろいろな経過等も省略いたしますが、要は独断でできるというように最終的に考えられるわけでございますが、この点についてはどうですか。

○坂田国務大臣 いきなりこの七条をお読みになると、ちよつとショックにお感じいただくのも無理からぬと思うのでございましてけれども、私も無理からぬと思うのでございましてけれども、私どももいたしましては、あくまでも七条というものは動かさないで、六条以下のいわば自主的解決ということを中心として紛争解決をしていただくというところを考え、そしてあらゆる努力を大学側に期待し、こういうような方法もありますかどうか、これをやっていただいたならばいいかと思つてございまして、なほ

かつ、六カ月あるいはまたさらに九カ月、しかもその間、この七条の第一項におきましては、むしろ法律によらずして大学みずからが自分で休校措置をとるといふようなこともできることにしてあるわけなんです。にもかかわらず、なおかつまだ占拠も続いておる、あるいは入学試験もできない、授業の再開もできない、卒業もできない、そして暴力は横行しておる。これじゃ一体もう九カ月、国民の大事な子供さんを預かつておる大学として、また最終的な責任者の文部大臣として、大学だけの解決にまかせておくことができるかどうか。私は、国民大多数の方々に對する、国民全体に對する責任からも、九カ月もたつてなお紛争が解決しない、そして暴力は横行する、研究もできない、教育もできないという状況になつたならば、この辺でひとつ学生側も教官側も頭を冷やして、冷却期間を置くという意味において、また事実上教育も行なわれてない、研究も行なわれておらないのでございまして、教育、研究の中止を命ずるということが出来る。そしてそれも文部大臣の恣意あるいは個人的感情、そういうことでそれをやるというところは慎まなければならぬことであつて、やはり第三者の、いわゆる臨時大学問題審議会という第三者の機関の意見も聞いて、また学長の意見も聞いて、そして最終的に教育、研究を中止をするというこの道を考へておるわけでございます。

○唐橋委員 法律解釈ですからね、ここでは。実際の経過としては、おそらく現在の学長は独断でやるというよりなことは考えられないと私は考えます。しかし、一つの法律をつくつていく場合に、この法律に基づいて今後行なわれる、こういう場合にはなりますと、学長の立場においていろいろ審議会の意見は聞いた、その審議会の意見等を聞きながら、しかもそれと異なつた決断も下せるわけですね。それが私は独断、こういうふうに申し上げておるのです。ここに非常な危険性があるのではないのかというところは、御承知のように学問の自由、研究を抑える点だ、そのように指摘されて

いる個所なんです。ですから法律解釈としては独断でできる私は解されるがどうか、ここをまず明確にしたいのです。

○村山(松)政府委員 この第七条第一項の大学の休校措置をとる場合の手続でございますが、これは第六條によつて権限集中の措置がとられておる場合にはその現実にとつた手続によることになりまして。そのような措置がとられていない場合には、現在の評議会の規則等によりまして手続がとられるわけでありまして、現在の評議会の規則では、評議会に付議すべき限定制事項には授業休止というようにことが掲げられておりません。そこで読むとすれば、その他大学の運営に關する重要事項で読むことになりまして、学長としては、このような措置は当然重要事項でありますので評議会にはかつた上でなされるということにならうかと思つて。

○唐橋委員 大臣の場合に停止権が出てまいります。この大臣の停止権についても、学長の意見を聞き、臨時大学問題審議会の議に基づいて行なわれる。こういうわけでございますが、前にせつかく設けてある第六條一項の機関などはなおざりにされておる。こういうところに、いまのような状態の中で学長の独断、そういうものと合わせながら大臣の権限が強化されてくるという議論があるわけでございます。これはやはり私は当然でないかと思つてございまして、これに對してはどうですか。

○坂田国務大臣 この場合に、七条が発動する場合というのは、大学というものが機能を停止しておる、そういう状況なんです。機能を停止しておるといふことは、学問の自由というものが学生たちによつて奪われておる。大学の自治というものがなくなつてしまつておるといふ状況かと私は思うのです。その間、むしろその大学自治や学問の自由というものを回復させるための非常措置としてこの第七条というものを考へていただきたいと思つてございまして。そういうわけでございますが、瀕死の重傷にある場合におきまして

て、やはり麻酔薬をかけて眠らせて痛みをとめて、そしてその手術をするということもあり得るわけでございます。麻酔をかけて眠らせたり、あるいは手術をするということは、人間が一時生きることを中止するわけでございますけれども、それは何も殺すことが目的ではなくて生かすことが目的である。つまり、大学の自治というものを回復するところが目的であつて、それからまた、学問の自由というものを回復することが目的のために第七条の措置も考えられる、こういうことと御了解をいただきます。しかしながら、この法案の趣旨と申しますのは、あくまでも大学側の自主的解決というのを主眼といたしておりますので、第七条に至らない六条までの段階において解決していただくというのが文部大臣のこの立法を出しました気持ちであることを御了承を願いたいと思つております。

○唐橋委員 文部大臣の気持ちということもそれは一応わかるんですけども、たとえば審議会の任命権にしても大臣にあるわけですから、その場合、従来の審議会に対する批判ということも、私から申し上げるまでもなしに、もう隠れみの的な審議会が多いということはしばしば指摘されているわけでございます。したがつて、意見を聞くというこの重要な審議会が隠れみの的な存在になる、こういうふうに心配される。さらにそこに大学の学長の権限、さらにいま申しましたように文部大臣の強大なる権限、これを一貫して考える場合に、いまのような点が学問の自由に対して非常に危険視されている、一つの法律からこういうふうに理解するのもあたりまえじゃないか、私はこう思うわけです。それでこの重要な任務を持つ審議会、大臣がいわゆる最後の権限をふるうのには審議会というものが重要な役割りを果たすと思つていますが、この審議会が隠れみの的な存在にならない保証はどこにあるんですか。

○坂田国務大臣 われわれがこういう重大な決定をいたします場合に、文部大臣の一つの恣意あるいはまた一個の乏しい知識や判断にゆだねるとい

うようなことをさせないというために第三者機関を設けるわけなんです。だから、そういうふうにもし隠れみのではないいわば第三者機関というものをやらないうで、直接さばり教育、研究の停止というものが文部大臣の権限に与えられるとするならば、それこそあなたの方あるいは学者の先生、学術会議、大学の先生たちが批判をされておるようになつて、権限強化というふうなことを言われても、ある程度は言われるだけのこともあると思つてございします。ところが、そうじゃなくて、そういう態度あるいは自分だけの感情あるいはまた自分だけの独断というものを避けて、広く各界各層の有識者あるいは大学に対する非常に識見の高い人、そういう人を任命して、その審議会の意見に基づいて私がこれを行使するといふ場合においては、いわばデモクラティックな方法でやるということと、これもまた隠れみののおっしゃれば、どつちをとつていいかさっぱりわからないわけなんです、むしろ、私は、戦後のやり方として一人の者が独断専行しない、そして多くに各界、各層の意見、衆知を集めて最終的な判断を下す、そういう慎重さこそが大学紛争の場合には特に必要である。なぜならば学問の自由の根幹であるところの研究、教育を中止するかもしれないということであり、それから、そういう重大な問題については、むしろそういう第三者機関にはかかるといふことこそ当然なことだといふふうに考えておるわけでございます。また、この任命につきましても、そのようない趣旨で選ばれた人を選びたいと思つておる次第でございます。

○唐橋委員 審議会の設置ということについては、民主的な人選、そういうものができてくればそれは有効ですよ。しかし、私がいまお聞きしていますのは、従来も、あるいは現在ある各種審議会の中に隠れみの的なものがあるといふことだけは私は否定できないと思つております。だからここでお聞きしたかったのは、その隠れみの的な存在にならないようなものにするについてどうなのか、その保証はどうなんだ、こういうことではない

大臣からお話を伺つたんですが、人選に関する基本的な考え方、こういうものもいま出されましたけれども、その構成及び人員、人数の内訳等を含めながらも一度――いまの大臣の答弁では、審議会を設けなかつたらなご独断になるじゃないか、そのとおりなんです。しかし、私たちが心配しているのはこの人選なんです。いま各界各層、こういうことを言われたけれども、それだけではいままでの審議会の構成と同じような隠れみの的存在のものができ上がるんじゃないかといふことを心配しておるわけです。だから隠れみの的な存在にならないといふような点、さらにその構成及び人員の内容等も含めながらも一度御答弁願いたい。

○坂田国務大臣 隠れみののことは無責任といふことに通ずると思つております。意見を聞く、また意見を尊重する。しかしながら、責任の所在といふものははっきりさせる。それは文部大臣が国民に対して責任を負う。こういうことこそ私は大事なことだと思つております。それを、ただたんに人々を集めて話をしても、その責任の所在がわからぬといふようなことこそ私は戦後の民主主義の悪いところだと思つてございまして、こういう重大な決定をやつた場合には、審議会が責任を負うんじゃないで、最終的には文部大臣が責任を負うのだ。こういうことを明確にするということです。そこそ私には必要じゃないかと思つておるのです。

○唐橋委員 いまの答弁で、最終的に文部大臣が責任を持つ、そのとおり十分責任を持ちながら解決していただきたいわけでございますが、少なくとも現在各種の審議会において批判を受けているように、これは悪いと思つていますが、いま申しました隠れみの的な存在になりやすいといふことについては十分留意していただかなければならないと思ひます。

○坂田国務大臣 唐橋さん、ちよつと組織のことを申し上げますから……

○村山(松)政府委員 この審議会の組織は、条文にありますように大学の学長、それから私学の場

合にはその設置者である学校法人の役員、これが一つの柱でございます。それから二番目の柱は学識経験者でございます。そこで、この範囲から文部大臣が内閣に御相談して選定するわけでありまして、従来、文部省の判定的な機能を営む審議会といつたしまして大学設置審議会などがございしますが、大抵大学人が過半数、それにその他の学識経験者を加えるという形で、決して隠れみのではなくて公正な判断、機能を発揮していただいております。この審議会につきましても、従来ありましたもの以上に留意いたしまして、公正妥当な人事をしていただくことを期しておるわけでございます。

○唐橋委員 この構成は非常に重要なものであり、やはりできなければならぬけれどもなかなか批判できないと思つてございします。したがつて、先ほどの要望を付しながら次に進みます。第九条で、最終的な問題として紛争大学の学部、学校の改廃が出てまいります。この場合も学長の意見を聞くにとどまつて、せつかく設けてある審議会の意見等も聞かないで処理するといふ形になつております。このような点も大臣の強力な圧迫となるのではないかとこのことが心配されておると思つてございしますが、その点についてはどうですか。

○坂田国務大臣 やはり第三者の臨時大学問題審議会の意見を聞くことになつておるんです。それから最終的にはこの法案だけで廃校といふことができないような慎重な仕組みになつておるので、あらためて国立学校設置法というものの改正を国会に提出をいたしまして、国民の代表である国会の御承認を得てそういう重大な決定をするという、慎重の上にも慎重な配慮がなされておるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○唐橋委員 いま申し上げました審議会ということについては、学校の中に設けてある補助執行機関、補佐機関あるいは審議機関、こういうような機関のものをさしていただいておりますが、ともかくこの最終決定、しかも学部の改廃という問

以上のような点をあげてみて、各大学人あるいは文化人等から出されておりました条文上からの学園の自由、大学の自治を侵すのではないかというような箇所を私なりにあげて御答弁をいただいたいわけですが、しかし、いまの答弁の中で大臣は、感情的には、気持ちの上としてはそれらを侵すこととはしないということをしれば言明されております。と同時に、そのようにまたあつてはならないと思うわけですが、気持ちの上だけではなく、この法案が、いま私が指摘した点、そしていま答弁をいただいた点で決してこの法案に反対する人たちが納得せしめるということはほ

が示されるのじゃないだろうか」といふことをサチ
スチョンしておる法律だ、こういふふうにとつ
御了解をいただきたいわけでありました。そつうい
ふ氣持からいたしまして、またその法律の組み方
からいたしまして、むしろ、私はこの法案によつ
て學問の自由が守られる、あるいは大学の自治が
守られる方向への一歩前進の法律だといふふうにな
思つてゐるわけでございます。しかしながら、や
はり法律とかあるいは制度を幾らつくりました
も、問題はそれを運用する人がそつういふような氣
持ちになつて運用していただくことには、形
あつて魂入らずで、そつういふようなことについて

○唐橋委員　もう少しこれらの点について具体的に
にお聞きしたいわけですが、時間がありませんので
で先に進めまして、第七条についても非常に不明

○磨橋委員　どうも私のお聞きしようという点にかみ合わないのですが、三月月延ばす場合に、もう少し待っておればと、こういうようなことなんでしょうが、やむを得ない事情というものを最小限に見る場合と、それから今度広く見て三月月延ばしていくのだ、こういうようなこの条文の受けと取り方があると思うのですよ。普通六カ月の期間を運

ぎても待つてやるのだという広い幅なのか、それともまた、六カ月過ぎて、もう普通は全部だめなんだが、ただ、その中の最小限度やむを得ないものだけはあと三カ月延ばすのだ、こういうふうに理解できるのです。私たちは、ほんとうに解決が長期にわたるような場合には、六カ月なり、さらに三カ月というように、これを最大限に理解をしながら紛争の解決に努力したい、こういうふうに解釈するので、しかししややむを得ない事情というところになってくると、最小限のものだけであって、あとは六カ月でこうなんだ、こういうふうに理解される、その点なんですが……

○村山(松)政府委員 次の第七条の第二項の文部大臣の停止措置の発動時期が九月月後でございます。それとの対比で考えますと、自主的の休校措置の六カ月、三カ月、その三カ月の延長分というのは、必要最小限のぎりぎりよりは、むしろ、できればやってみて、自主的な收拾努力を続けたほうがよからうという幅広いものを含めた、かように解しております。

○唐橋委員 幅広い解釈だということで理解します。

それでは、教育の休止または停止期間中におけるその学校に対する教育研究費、学生経費等の予算の取り扱い、これは直接大学を運営している人たちは心配していると思います。その配分といいますか、取り扱いといいますか、それについてひとつ詳しく御答弁願いたい。

○村山(松)政府委員 第七条第一項の大学の自主的な教育、研究休止措置の段階は、大学が自主的にとりになるわけでありまして、どの程度のこととやるかということ、その時点で具体的問題になりません、はつきりいたさないところがございまして。そこで予算の配分等につきまして、大学の具体的な措置とにらみ合わせる必要がございまして。ただ、一般的に申し上げ得ることは、国立大学の予算の配分というものは、教育、研究目的に即して、それからまた法規、慣例等に照らして最も適正、効率的に行なわれなければならない

ません。したがって、教育、研究が休止ということになりまして、教育が全面的に休止しておれば、学生経費につきましては、観念的にはその間必要がなくなる、したがって配当しないということになりかと思ひます。ただ、学生経費は、これは予算の積算の基礎でありまして、このみが生徒を教育する費用の全部でもございまして、また、これは学生の教育以外には絶対使つてならないものでもございまして。これは、その他の諸経費と合わせまして大学の校費ということで大学の運営費を構成する一要素でございます。そこで大学の運営の実情を、単に教育、研究がとまつていくかどうかということだけではなしに、全体的に判断いたしまして、必要な経費は計上して配当する、かような措置がとられることになると思ひます。

○唐橋委員 私立学校との関係ですが、学校教育法の第十三条、私立学校法の第五条第一項第二号を見ますと、六カ月上に授業を行なわなかった場合の閉鎖命令がございまして。その場合、この法案が成立すると、私立にも準用していくという考え方の中で、現在まであったこの条文の学校の閉鎖命令とこの法案との関係はどのように考えられますか。

○村山(松)政府委員 第九条の規定は、私立大学には準用いたさないことになっております。

なお、学校教育法第十三条の閉鎖命令の解釈でございますが、これは正当な理由もなく授業を行なわないことが六カ月上にも及ぶ、これは従来の通説的な解釈といたしましては、私学の経営不振等の理由で学生、生徒などもほとんどいなくなる、教育が事実上とまつていくような状態をいつまでも放置しておくことは、社会的な法的関係の明確さの上で問題がある、そこで廃止を前提とした閉鎖命令、かように解されておりました、この法律によるところの教育、研究の休止、停止とは性格を異にするものでございまして。

○唐橋委員 その点は、それで明らかになりました。第八条の中で休職者の問題でございしますが、

休職というのは職務に従事しない、こういうふうに理解するわけでございますが、実際紛争解決のために休職処分になった身分の者でも最大の仕事をしている、こういう現実が出てくるのではないかと。そういう場合と、もう一つ疑問なのは、休職ですから職務に従事しないことですが、いまのように紛争解決にとめることは、私は職務に従事することだと思ひますが、そういう紛争解決の仕事に従事できなくなる。こういう点も出てくるわけでございますが、この点については、どうお考えになっておりますか。

○村山(松)政府委員 第七条第二項で教育、研究の停止措置がとられる段階というのは、もう大学の自主的な收拾措置が効を奏さないで、このままでは回復が困難な状態、つまり教育、研究が停止して、回復の見通しも立たない状態ということになります。そうなりますと、大学の教職員は従事すべき職務が存在しないということになりますので、それで一応休職ということを考えたいわけでございます。ただ、その時点になりましたと、事態の收拾という最後の努力は必要でございます。そこで紛争收拾のために必要な業務に従事する者につきましては休職措置の例外としてございまして。また、その他具体的な事業になりませんと確たることは申し上げかねますが、たとえば保安的な業務、その他大学という公的な組織が、一応教育、研究という第一義的な目的については停止状態であつても、組織として存在している以上は維持管理の業務がございまして。そのような業務に従事する者につきましては同じく休職の例外としております。要するに、教育、研究の停止状態になりましたならば、一応職務は存在しないことで休職にいたしますが、紛争收拾のために必要な職員あるいは管理業務に必要な職員につきましては、例外的措置といたしまして、紛争の收拾回復に最後の努力を講ずることになっておりました、一切がつかない全部休職にするわけではございません。

○唐橋委員 そこに疑問が出てくるのです。紛争解決の——ここでは処理とらつておりますが、

私はやはりこれは紛争の收拾、この条文で使っている收拾ということのはほうがいいと思ひますが、紛争解決に努力している教授、助教授が大ぜいいるわけですね。その紛争解決への仕事というものは職務だと思ひます。そうすれば、その紛争解決への仕事をしている教授の先生方は、いまの答弁で休職でない。こうしますと、教授の先生方は紛争解決には全学的に当たつておられると思ひます。そうしますと、その先生方も、やはりいま御答弁ありましたように「紛争の処理に關し特に必要な業務、」というふうな範囲に入るのか、こんなんです。

○村山(松)政府委員 大学を構成するすべての人々が紛争收拾にほんとうに一致して取り組んでおれば、第七条発動というふうな事態には至らないと私は思ひます。そういう場合には、第八条にしてそのような事態になった場合には、第八条にはありますように、紛争処理に必要な職員については休職の例外措置といたします。観念的に申せば、大多数の人が紛争処理に従事しておることになれば、その者が観念的には含まれることにならうかと思ひます。

○唐橋委員 おそらくいまの御答弁にありますように、紛争の解決に全学的に当たつておられるという状態はどの学校にも出てくると思ひますが、いろいろな意見の相違はあろうとも、そういう場合に、いま御答弁あったように、大多数の者が——ここにいえば例外の者、私からいえばそれはもちろん例外でなくして主體的なものと考えるわけでございますが、ともかく大多数の者が該当し得る余地がある。こういうことになってくるのです。その認定等についても疑問があります。そうして見ますと、休職される者はどうだということ、今度は紛争に關係のない事務職員とか——いま言うように必要な者はほとんど除くのですよ、除けば一般事務職員とか構内の各種の、たとえば図書館にたつていてとかいうような全く紛争に關係のない人だけが今度は被害者になってくる。これはどう考えるのですか。

○村山(松)政府委員 教官以外の事務職員等につきましては、主として日常管理業務に必要な職員ということで、休職の例外になると思ひます。

○唐橋委員 そのうし、状態によつて大多数の教授関係の人は紛争処理のために除く、それから日常必要な人はおつしやつたように除く、こういうことになると思ひます。実際に休職に該当する職種のほうはどうかですか。

○村山(松)政府委員 休職に該当する者は別に職種で限定するのではなく、紛争処理業務あるいは日常管理業務に従事しているかどうかによつて分けられると思ひます。

○唐橋委員 そのうし、ここで「文部省令で定めるものに従事する」ということなのですが、ただ、私たちがこの条項を審議するのにはいまのような答弁だけでは了済できないのです。したがつて、やはりこの「文部省令で定めるもの」というものの内容的なものを示していただかないと——いま議論は繰り返しません。出していただかないと、はっきりしてこないんですよ。出していただけないか。

○村山(松)政府委員 文部省令で定める必要がありまふのは、主として特別の業務、たとえば危険を伴う電力でありますとか、ボイラーでありますとか、そういうものは職種によつて限定する必要もあろうかと思ひます。なお、いかなるものを文部省令で規定するかにつきましては、次回までにおおよその考え方を御説明できるようにいたしたいと思ひます。

○唐橋委員 おおよその考え方でなくて、いま議論しましたように、紛争収拾に従事する者、これは紛争の状態によつてほとんど大多数になる。そのうし、紛争にほとんど関係のない人になつてくる。しかも紛争に關係のない人の中からここにあげられているような人々を除く、こうなつた場合にその範囲というものはどんなものであるか。私たちはいまのような答弁内容だけでは了済するわけにはいきませんよ。もう少しはっきりしたお答えなり資料なりを出していただかない

限りは、ここで法律を出して、あとは文部省令におまかせするといふわけにはいきません。

○大坪委員長 答弁を要求していただきます。

○唐橋委員 そのうし、

○村山(松)政府委員 休職の例外といたしますものは、法律では、紛争の処理に必要な者、日常管理業務に必要な者あるいは特別の業務というところでございますので、そのようなものを一応列挙いたしますと、まず学長その他大学管理機関の職務に従事する者は対象にならうかと思ひます。学長あるいは学部長あるいは分校主事あるいはこの法律で特設した機関の構成員といったような者がまずそれに当たらうかと思ひます。それから日常管理業務といたしましては、庶務あるいは人事、経理その他事務に従事する者というものは例外にならうかと思ひます。それから保安職員といたしましては、施設、設備の保守管理、その他技術または教務に關する職務、それから病院の管理業務及び診療業務、あるいは船舶職員の業務、それから核燃料取り扱い主任者等の職務、それから国際協力による科学研究、観測等の職務、それから外国政府等の招聘による海外業務、その他学長の申し出により文部大臣が指定した業務、この程度を列挙いたしまして、最終的には、こまかい点は学長と文部省とで慎重に協議の上でこの目的に即した取り扱ひをしよう、かように考えております。

○唐橋委員 そのうし、原則としてはいまあげた中で残つたものになるわけですね。どういふものが残るのです。もう一度説明してください。

○村山(松)政府委員 まず、一般の教員が残るというところに相なります。

○唐橋委員 一般の教員といふと、やはり大多数の教授になつてきますね。

○村山(松)政府委員 一般的に申し上げましてそういうことになりまふが、さらにその中で紛争処理に必要な者につきましては、学長の申し出によりまして、文部大臣が指定をしまして例外とする道が開かれております。

○唐橋委員 そこにまた矛盾が出てきませんか。

特にそこにまた権限の集中が出てきませんか。紛争解決の全学的な体制というものができて初めて紛争の解決になる。学長のほうから、あなたは休職だ、あなたは在職だと正式に区分けするわけですか。現実に区分けができてくるんですよ、どうですか。

○村山(松)政府委員 学長の判断によりまして必要な者を休職の例外とするわけでありまふから、休職になる者とならない者との区分は当然出てくるわけでありまふ。

○唐橋委員 この点は非常に重要になります。大臣、そのような区分けをして全学的な紛争解決の体制ができると思ひますか、どうですか。ほんとに最後の努力をしているわけですね、全学的に、その最後の努力をしている途中に、学長のほうから、おまえは休職だ、おまえは在職だ、この區別が、あなた、できるんですか、現実として。どう考えますか、あなた、法律をつくる責任者として。いまの局長の答弁では区分けしますと言ひんだ。

○坂田国務大臣 たてまえとしましては、一応みんな休職にするわけなんです、気持ちとしては、そうしてその中で学長がこれこれの必要な人というのを選び出す、つまり学長の自由裁量にまかせられておるわけです。

○唐橋委員 大臣、この期間中だつて紛争解決の努力はやめないでしよう。最後の努力をしているんですよ。そうしますと、全部休職になれば、職務に従事できないんですよ、休職者は。そうすれば、紛争解決という重大な問題は職務でないんですよ。学校をこうしよう、ああしようといふいろいろな案を出す。また、機構改革等についてもいろいろな意見が出てくると思ひます。それは職務でないんですか。どうですか、大臣。

○村山(松)政府委員 先ほども御説明申し上げましたが、大学の全員が一致して紛争収拾に当たつておれば、この第七条二項などはおそろく発動できないうことだろうと思ひます。第七条二項が不幸にして発動されるような状態は、通常の収拾努力がすべて効を奏さないといふことになりまふので……。

【発言する者多し】

○大坪委員長 静粛に願ひます。

○村山(松)政府委員 このような非常措置が講ぜられておるわけでございます。

○唐橋委員 第七条の二項で、できないと——廃校になるかならないかの一手手前で、ほんとうの最後の努力をしているんですよ。その最後の努力をしているときに、区分けをして、おまえは紛争解決に關係ないから休職だ、おまえはずっと一生懸命やっているから在職だ、こんな區別がつけられるんですか。いまの答弁で、そうでなかつたら紛争解決がとくにできていままでの紛争の状態を見ても、もう何年も続いているものもあるんですよ。だから、こういう法律案を出してくるんですよ。どういふ基準で学長にまかせられるんですか。学長が全員を集めることができないんですか。学長が全員を集めることができないんですか。学長が全員を集めて今度こうしますというときに、あなたはこういう仕事をしてください、こうしてください、全学でお互い全部が任務の分担を持ちながら紛争解決の最後の努力をしておるんですよ。そうして休職者は——在職者は一部ではないですか。

○坂田国務大臣 たとえば東大の場合でございますと、三千五、六百、助手を含めまふと教官がおると思ひます。その三千五、六百名の教官が全部一堂に集まつて話し合ひをして解決ができるかという、これまたできないのじゃないでしょうか。私はそう思ひます。でございまして、各教官がそれぞれ精神的にも、あるいは物理的にも努力をしておられることはわかるわけです。だけれども、この七条の段階になりました場合においては、もうにっちもさっちもいかないうような状況なんです。そうして實際問題として、働く人たちがいるのは、全学的意思はくまなければならぬわけ

れども、ある選ばれた者、そういう者にはかの教官がまかせるといふような態度がなければ、私は紛争解決というものはできないと思うのです。ちょうど国会でも同じで、われわれは代表者なんです。国民一億が全部政治をしたいのだけども、やはり投票することによって代表者をきめてその人にまかせ、こういうやり方ではないとすれば、民主主義というものは行なえないということでございますが、大学でも私はそうだと思うのでございます。ある程度権限をまかせ、まかせた人に働いていただくという気持ちがあつて初めて収拾への動きが出てくるというふうに思うのでございまして、いかにも区別をして追ひのけるということではなくて、むしろ教官の人たちが、学部長やその他のいろいろな必要の人があつて、それはひとつ学長さん、この段階であつた方であつて、それとわかれはむしろじやないか、むしろいいからやめてください、そういうふうな気持ちがあつて、しかしながら精神的な気持ちにおいては、大学収拾の……(発言する者あり)私はそう思うのです。そういう気持ちが前提にあつて権限の集中が行なわれるわけであつて、それを前提としなければ、なかなか私は紛争の解決というものはあり得ないと思うのです。東京大学におきましても、それは給与の云々は別といたしまして、加藤学長代行が権限の集中を行なつてやつたればこそここまでできた。この経験というものはわれわれは十分生かすべきだと思つてございまして。

○唐橋委員 しかし大臣、それはおかしいです。それじゃひとつおまかせしますと言ふ人が休職になつて、常に意見を言いますよという人が休職にならないわけだ。職務上のいわゆる執行の経過の中においては一任するということはあるが、一任された者は、おれは一任されたから、おまえたちは全部休職で自宅待機だ、こんなことで解決できるのですか。休職というものは、今度はいくまで職務に従事しなくなるのです。その選別は、文部大臣、いまの答弁の中では学長だといふのです。こういうことをして、それで紛争解

決になるのですか。休職になつた者は発言権はないのですよ、職務に従事する権限がないのだから。それではおまかせしたからといふことで、大学が、日常の業務があるからといふても招集できないのですよ、休職期間中は。どうなんですか。解決をしようとする、先ほど局長は、大多数の場合もあるいはあるかもしれないと。大臣は、大部分は実はその気持ちで休職にするんだ、一応休職だと言ふ。どうなんですか。ほんとうに紛争解決は休職者の任務では出てこないのです。

○村山(松)政府委員 休職の例外措置は、観念的にはいろいろな幅がございまして、現実を考へておりますのは、先ほど省令の案として御説明したように、限定的に処理するつもりでございまして。なお、政令、省令等は、国会における法案審議の態様も十分体しまして、適切なものを最終的には立案するつもりでございまして。

なお、補足的に御説明申し上げます、この第七条第二項というのは、九月月たつたら自動的にあるいは一方的に停止措置をとるといふのではなくて、紛争収拾のために必要と認める場合に停止措置をとることができるといふ規定のしかたになつております。そこで九月月たつたとしても、御指摘のように、なお大学の構成員の全員が紛争収拾に努力している、これを停止させて休職をするのが適当でないというふうな場合もあり得るかと思ひます。そこで、第七条第二項にありましますように、文部大臣は一方的判断で画一的に停止措置をとるのではなくて、その段階でも学長の意見を聞き、あるいは臨時大学問題審議会にもはかつて決定するわけでございますので、この法律の運用といたしましては、九月月たつた時点におきまして、なお全員が積極的な収拾努力を続けている、むしろ停止をして休職にしたりしないほうがよろうというふうな判断がある場合には、停止措置をとらない場合もあり得るわけでございます。しかし、これは時点によつて、むしろ一般的には教育、研究を休止するなり停止するほうが紛争収拾に役立つであらうという場合を想定いたしました

で、こういう規定のしかたをしておるわけでありまして、収拾努力を無視して一方的に、強圧的に大学を締めつけてしまふといふようなことを意図しているわけでは全然ないわけでございます。

○唐橋委員 局長と大臣の考え方が根本的に違ふんです。大臣、いま答弁の中で気がつきませんか。局長、わかりませんか。局長としては、いわゆる紛争の収拾を本位として、全学的な立場で紛争解決のときにはやはり全部認めなければならぬ、これが考え方だ、こういうんです。大臣はさうでないんです。これはこの八条になつて「前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は」といふ。これは次の全員が該当者なんだ。法文でいへば大臣の言うとおりです。その中から、今度は紛争解決に必要な者をピックアップしていくんだ。――その他の者は別ですよ。紛争解決は一般の教官を対象にして議論しているわけですから――その中からピックアップしていく。ピックアップしていく場合に、全学的な立場になつたならば、これはほとんどどの人が残るんでしよう、こういう局長の前の答弁です。

もう一度言いますと、いわゆる第八条の認定は、先ほど議論しましたように、最終的には文部大臣に決定権がある。そうしていま議論したように、休職にするかしないかは学長がきめるんだ、こういうことなんです。そうすると、大臣は、停止しておき、停止したものは全員が今度は休職該当者だと言ふ。大臣、八条で学長は、いわゆる反対の人たちは、学長の意見に合わない者はばたばた全部休職だ。そうして意見に合う者は、お前は紛争処理に貢献しているから、紛争処理のために努力しているからお前は休職措置はとらぬ、こうなんです。どうなんですか。

○坂田国務大臣 唐橋さん、こういうことなんです。大多数は休職なんです。そしてわずかの人が収拾に当たる、こういうふうに御理解いただければこの法案の意味をおわかりいただろうと思ふのであります。そして、それはその少数最小限

度の人におまかせをします、こういうことを申し上げておるわけでありまして。ただし、それは学長がおきめになることであるし、観念的には多数の人といふようなことも考えられます。観念的にはこのことを局長は申したわけ、そこがちょっと誤解を生んだんじゃないかと思ひます。大多数が休職、しかし、必要最小限度の紛争解決に当たつただけは休職でなくて働いていただきます。こういうたてまえになつておるといふことを御了承いただきたいと思ひます。

○唐橋委員 そうしますと、大臣の矛盾はどうなんですか。大学の紛争といふものは、経過からいって、申すまでもなく根本といふものがあるから、ほとんど全学的な意思の決定がなければ紛争は解決しません。特に最終段階になつたらさうでしょう。最終段階になつたら全学的な意思の決定があつて、はじめて大学はいわゆる停止から収拾へ出発するわけでしょう。その全学的な意思を固める機会はなくつちやうじやないですか、大多数が休職であると。少数の者が当たつて大多数の者は関係させられない。そんな紛争の解決のしかたがありますか。

○坂田国務大臣 この大学紛争は、皆さん方御承知のとおり九月月もかつてあらゆる努力をやつて、なおかつできないといふような段階まできての話なんです。なおかつ、第七条の第一項におきましては、大学側がみずから停止措置をとることのできるようになっておるわけでありまして。そういうふうなこともやつて、なおかついかなる最後の場合におきまして、教育、研究の中止という最後の措置を第三者機関の臨時大学問題審議会の議に基づいてやるわけなんです、その場合に全学的な意思でということもあつてございまして。むしろ、その全学的意思といふもののあらわれ、表現としてはむしろ少数精鋭の人にゆだねるというふうな気持ちが起こらない限り紛争の解決はできない。しかし、それを最終的に判断するのはやはり学長であり、または第三者機関であり、また文部大臣でもあるわけでありまして、場合によつ

てはそういうような措置もとらない場合だつてあり得るわけであり得る。とる場合もあり得るわけであり得る。そういうことなんぞございまして、それは紛争取捨のために必要な限りにおいてそういうこともとり得るということと御了解いただきたいと思ひます。

○唐橋委員 大臣はとり得るという御答弁でございしますが、九カ月もかかつて、中には解決しそうなものもある、それが努力なんだ、こう言うけれども、現実この附則を見てごらん下さい。六カ月以上経過したものは五カ月と考へて、あと残つたのは九カ月まで四カ月。今度この法案が公布されたと四カ月たつてくると、どうなるのです、今度。ああいう人は全部休職だ。そうして今度、いま申されましたように少数精鋭だ、こういうことで全部休職にして、そうして精鋭の者だけ今度は学長の手元に残つて、それで紛争解決するのです、どうなんですか、これ。いまだこの学校だつてはもとよりこの大学案を疑ひ出してあります、新聞にもいろいろ報ぜられていまして。大学改革案を出しながら、そこで今度は解決の糸口を求めているわけだ。それでこの法案が制定される。過去六カ月のものは五カ月に認定するのですか、局長、それでよろしう。過去六カ月以上のものは五カ月に認定するのです、局長。

○村山(松)政府委員 この法律の施行と、現にこの法律で規定しておるような大学紛争に当たる紛争をやつておる大学との関係でございしますが、これにつきましては、御指摘のように、現に六カ月以上この法律に規定する大学紛争に当たる紛争をやつておる大学につきましては、六カ月を全部ではなくて五カ月としてこの法律を適用することになつております。

○唐橋委員 じゃ、事務的なことを聞きますからね、局長。

五カ月に認定する学校は幾つあります。たとえば八月六日公布、十日を過ぎますわな。私公立も含めて言つて下さい。

○村山(松)政府委員 七月一日現在で紛争の長期

にわたるものを申し上げますと、一年以上にわたるものが二つございします。もつとも必ずしも全学的ではございせん。それから六カ月以上にわたりますものが四大学ございします。(名前を言ひなさいと呼ぶ者あり)一年以上のものは東京大学、これはたゞし文学部だけでございまして、これは近く取捨するやに聞いております。それから東京教育大学の同じく文学部につきましては一年をございしております。それから六カ月以上が四大学、これは全学部ではなくて、六カ月以上になりますものは教養部と工学部でございします。それから和歌山大学、私立の中央大学、これは全学ストライキというふうになつております。

○唐橋委員 日大はどうなんですか。

○村山(松)政府委員 日本大学は、一応全学授業を開始しておるといふ報告を受けております。

○唐橋委員 わかりました。ともかくいまの学校をあげられました。そうしますと、ともかく今度、残つたものは五カ月だから四カ月だ。四カ月たつてば今度は停止の対象になるわけだ。停止の対象になったとたんに今度は大臣の権限で、停止の権限があるんだから、あつたことを停止するときまつたらどうなるかという、みんな休職だ。中にビクアップした者だけがいまのあれですと休職でなくなつてくる。これはそれで解決すると思ふのですか。この大学紛争というものはそんなに甘いのなんですか。この点ですわ。私は非常に疑問に思ひ、むしろ休職期間が職務に従事しない者を大ぜいつくつていくこと、このことは決して大学紛争解決の糸口にならぬと私は考へるわけですが、だいたい時間も過ぎましたので、この点の議論はよしまして、この点につきまして人事院どうなんですか。いまの議論をお聞きになつたように、休職の対象になる者がほんとうに紛争の原因をつくつていないような人、そういう人たちは休職させるといふ場合、不利益処分というものに対して当然見解が出てくると思ひます。人事院の見解はどうです。

○岡田政府委員 この法案におきます休職が、職員の意味にかかりませう一方的に発令されるということからとらえますと、これは不利益処分といふわけには行かないと思ひます。したがうして、この処分を行なうにつきましたは処分説明書も交付しなければならず、また、これについて不服の申し立てもできるといふことに相なります。

○唐橋委員 この議論はあとでも少し語りたいと思ひますが、さらに人事院規則の具体的内容といふところがございしたね。八条の六号に「前各号に規定するもののほか、第一号の休職に關し必要な事項は、人事院規則で定める。」、こういうことになつておりますが、先ほども文部省令で定める内容をお聞きしたのでありますが、ここで定める内容といふのはどういふものを含んでいるのですか。

○岡田政府委員 八条の六号で「休職に關し必要な事項は、人事院規則で定める。」といふふうに規定しております。その委任された人事院規則の内容でございしますが、現在国家公務員法上におきます休職処分につきましては、休職処分が行なわれずと併任が当然終了するといふことになつております。それにつきまして特例を明確にするといふことが一つの点でございします。

それから第二の点でございまして、この休職を命ぜられた職員につきまして、途中で併任を命ぜり得るような道を開くということが第二の点になるかと思ひます。

それからなお、これは規定をしなければならぬといふわけのものとございせんが、明確にするといふ意味では、休職事由が消滅した場合のことを書くといふことをいまのところ考へております。

以上でございします。

○唐橋委員 併任官職の具体的例、あるいはまた併任官職の職務に従事する場合、その者に支給する、人事院規則で定める給与の種類及び金額、こ

ういふものを一応例として資料で出していただきたいと思いますか。

○尾崎政府委員 休職にされました職員が併任によりまして他の業務に従事する場合には、たとえば中小学校の校長の業務をする場合には特別調整額を出すとか、あるいは通勤の事実があれば通勤手当を出すとか、そういう例があらうかと存じますけれども、その内容につきましては、その具体的などいふ事情があるのかという点につきましては、私どもとしては実態を見て出したいといふふうに考へておるわけでございますけれども、文部省とよく相談いたしまして、どういふのがあり得るかという点は相談してみたいと思ひます。

○唐橋委員 一応法案関係の質問は時間もありませんので終わらせていただきますが、質問を通告しておいた教育大の現状、それから日大の現状、並びに特においでくださったという捜査関係の方へおいでになりますね。私はこれは何回も質問しませんが、大体私が聞くところの意図はおわかりだろふと思ひます。日大の捜査があつたのとおりマスコミで議論されておる。そういう中において捜査も開始しておる。こういう状態の中で現在までどのようなとらえ方をしておるのか。やはりこれだけ世間が疑惑を持っておるものについて御答弁願ひたい。

それから教育大については、これまたいろいろ議論をするところもありますが、文部省としての方針、それからいまの紛争の状態をどういふふうにつかんでおるか、この二つだけ御答弁願ひ、再質問しませんから多少時間をかけて御説明願ひたい。

○内海政府委員 日大の不正事件捜査の概要を御説明申し上げたいと存じますが、御存じのようにな、日大の事件につきましては、現在もお警視庁におきまして捜査中でございますので、答弁をいたしましては十分な点を欠くと思ひますので、答弁をさせていただきますが、その点はお許しをいただきたいと思います。

現在日本大学におきまして警視庁が捜査をいたしておりますのは、一つは経済学部におきまして経理の不正という問題でございます。この点につきましてはさらに二つの問題がございます。一つは昭和四十四年の二月に経済学部長のほうから告発のございました、経済学部の会計課長が銀行預金から数百万円を引き出したまま行くへ不明となり、拐帯横領しておるといふことに關するものでございます。これにつきましては、現在会計課長の業務上横領事件として指名手配をして全国的に本人の所在調査をいたしておりますけれども、いまだに本人を逮捕するに至っておりません。いろいろ私どものほうも警視庁から報告を受けておりますけれども、まだ本人がどういふ状態において逃亡しておるのかということについての的確な把握はいたしておりません。今後も鋭意逮捕に努力いたしたい。これが現段階でございます。

それからもう一つは、これはすでに警視庁段階におきまして一部の事件処理を終了いたしておりますが、経済学部の事務局の次長兼経理長の職にあった人の業務上の横領事件、背任横領金額は数百万にのぼっておりますが、これらにつきましても事件を捜査し、あわせて一部の事件に關する共犯関係も捜査をいたしまして、それらについての捜査を完了した部分につきましては、東京地方検察庁のほうに事件を送致いたしまして、現在検察庁のほうでなお捜査を継続中でございます。

それからもう一つの事件は、これは日大の教職員組合の方たちから告発が行なわれております。日大の役職員について、昭和四十一年の二月に山梨県下におきまして山林等を購入した際、時価数百万円のものをお数万円を支払ってこれを購入したという告発が出ておるわけでございますが、これらにつきましても事実関係その他について、関係の役職員等を逐次招致いたしまして事情を聴取をいたし、所要の捜査を継続中でございます。

以上が日大に關します捜査の状況でありますとともに、なお捜査を継続中のものについての概要を御説明申し上げたわけでありまして。

このほか途中に発生いたしましたものに、日大の応援団関係者による暴力行為並びに傷害事件が起きております。これらは被疑者三名の共謀して行なった殴打暴行事件でございますが、いずれの事件も送致いたしました。

以上が日大に關する事件捜査の概要であります。

○村山(松)政府委員 東京教育大学の紛争は、東京教育大学が大学の将来計画として計画しております筑波の研究学園都市への移転をめぐるもので、学内で若干意見の対立もあり、それからそれに關連して学生が授業放棄あるいは施設を占拠して今日に至つておるといふのが概要でございます。

その経過を簡単に申し上げますと、東京教育大学は大本に文学部、理学部、教育学部の三学部、それから農学部と体育学部が都内の離れた場所にあるという五学部の大学であります。いずれも敷地が狭隘なために、将来新しい土地を求めて発展したいという計画を学内で早くから持つておったわけですが、昭和三十八年に研究学園都市ができるということが政府レベルで定まりましたので、教育大学では、学内でこの問題を含めて検討しました結果、昭和四十二年七月十三日に学長から文部大臣あてに、総合大学として発展することを期して条件つきで筑波に土地を希望するといふ文書による意思表示がございました。そこで文部省といたしましては、教育大学を筑波研究学園都市に移転する機関に予定をいたしました。以後の措置を進めておるわけでありまして、これに對しまして大学では若干の学部で意見の違ひがあり、たまたま昨年の六月に東京教育大学の評議會で、筑波に移転するための調査費の予算を要求するといふことをやりました。ところが、これに文学部が反対をするといふようなことが起こりました。これをきつかけといたしまして学生も騒ぎ出しまして、六月の下旬から各学部が次々に授業放棄をいたしまして、その間、六月二十九日には、文学部の学生が本部に侵入してこれを封鎖する

といふような事件が起つて、これが東京教育大学の紛争といふことになったわけでありまして。その後、学内では鋭意努力いたしました結果、昭和四十四年の入学試験は体育学部を除いて見送るといふような事態になりました。で、学内一致しまして事態收拾に努力し、最近に至りまして、教育、研究のほうは、文学部を除きまして、ほぼ教育学部、理学部、農学部は始まつております。体育学部につきましては、ほとんど紛争の影響がございせんので、入学試験もやりましたし、現在も授業をやっております。文学部だけがなお収拾しない。文学部の中では、教授会の多数の人が筑波への移転に反対をする。それに対して、大学としては、五学部のうちの四学部賛成で評議會決定したことであるし、筑波に移転するための具体的なプランを練りたいといふことで、将来計画委員会、俗にマスタープラン委員会といつておりますが、そういうところで具体的な構想を練つておりました。これが去る七月四日に一応の案ができてまして、これをさらに具体的に学内で検討しております。こういう案ができてまいりましたので、文学部では、こういう案を一方的に強行することは困るといふようなことを文部省にも言つておられております。それから文学部以外、学部としては移転に賛成でございますが、その中で少数の先生方は、もっと検討すべきである。あるいは手続が一方的であるといふような主張をして、それを外部に漏らされております。でございますが、大学としての正式な意思表示は昭和四十二年以降変わつておりませんので、文部省といたしましては、一応筑波研究学園都市に教育大学を移転する。それから学内の紛争につきましては、教官の意思統一をはかり、それから対学生関係につきましては、文学部を含めて一刻も早く教育、研究を再開するよう指導してまいつたわけでありまして、現在文学部だけが残つております。これも大学として鋭意努力をしておるわけでありまして、けれども、文学部につきましては、教授会の多数の方々が筑波の移転に反対であるし、それから学生

問題にいたしても、この移転問題が先決であつて、これが解決されなければ学生問題の解決もできないといふような態度をとつておりますので、なお難航しておるといふのが現時点の状況でございます。

○唐橋委員 いま御説明あつたような点につきましては、いろいろ質問したい点もございまして、私の質問は一応終わつておきます。

○大坪委員長 午後一時五十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時二分再開

○大坪委員長 休憩前に引き続き公議を開きます。

大学の運営に關する臨時措置法案について質疑を続行いたします。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 今回提案されました大学の運営に關する臨時措置法案が学問の自由を守る、こう先ほど文部大臣はいたげに述べたわけでありまして、この大学の運営に關する臨時措置法案が、はたして学問の自由を守るものであるかどうか、そして紛争を処理する法案になるかどうか、あるいは大学人の諸君が指摘をしておるように、また国民の多くもこれに對してたいへん大きな危惧を持っておりますように、この法案が前後三回にわたつて、かつて提案され、またされようとした大学管理法案という一連の中で考えますときに、日本における学問の自由を締め殺していくその第一歩であるといふことについて、まず私は指摘をしたいと思つて、そこで、そういう点を、以下具体的にお尋ねをいたしてまいりたいと思つております。

先ほど文部大臣が学問の自由を守る、こういうふうに言われましたが、それは当然に憲法二十三条が保障しております学問の自由、これを守る。だから憲法二十三條、教育基本法、そうした今日の法体系の中における学問の自由を守るものであるといふことについて、異論はないかどうか

問題にいたしても、この移転問題が先決であつて、これが解決されなければ学生問題の解決もできないといふような態度をとつておりますので、なお難航しておるといふのが現時点の状況でございます。

○唐橋委員 いま御説明あつたような点につきましては、いろいろ質問したい点もございまして、私の質問は一応終わつておきます。

○大坪委員長 午後一時五十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時二分再開

○大坪委員長 休憩前に引き続き公議を開きます。

大学の運営に關する臨時措置法案について質疑を続行いたします。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 今回提案されました大学の運営に關する臨時措置法案が学問の自由を守る、こう先ほど文部大臣はいたげに述べたわけでありまして、この大学の運営に關する臨時措置法案が、はたして学問の自由を守るものであるかどうか、そして紛争を処理する法案になるかどうか、あるいは大学人の諸君が指摘をしておるように、また国民の多くもこれに對してたいへん大きな危惧を持っておりますように、この法案が前後三回にわたつて、かつて提案され、またされようとした大学管理法案という一連の中で考えますときに、日本における学問の自由を締め殺していくその第一歩であるといふことについて、まず私は指摘をしたいと思つて、そこで、そういう点を、以下具体的にお尋ねをいたしてまいりたいと思つております。

先ほど文部大臣が学問の自由を守る、こういうふうに言われましたが、それは当然に憲法二十三条が保障しております学問の自由、これを守る。だから憲法二十三條、教育基本法、そうした今日の法体系の中における学問の自由を守るものであるといふことについて、異論はないかどうか

そこで、いま中教審の問題が出ましたので少し中教審の問題について触れてまいりたいと思います。それは、今日教育の基本政策、あるいは教育を解決し、さらに大学を解決していくというか、大学問題の解決ということにはあらゆるものの努力が必要であることは申し上げるまでもありません。

の内容、文化問題、そうした基本的な問題については中教審にはからなければならぬ、こういうふうになつておるわけでありませう。しかし、中教審というのが行政官庁である文部大臣の諮問機関である。このことは、私はかつて二、三度、予算委員会の分科会でも大臣とやりとりいたしましたのでありますが、この中教審の性格というのは、あらためてやっぱり問われておる問題だと思つたのです。第九次の中教審が発足をいたしましたことに就いては、いろいろなところのあり方について批判もあるわけでありませう。そこで、本来中教審というのは、行政官庁である大臣と——こうした教育ののち、基本政策というものの、しかもそれが憲法二十六条に基づいた教育というものを制度化をし、発展をさせていくという場合に、中教審のあるべき姿といたうのは、他の文部省にあります各種審議会とは性格が異なるものがあると思つたのです。その点いかがですか。

○坂田国務大臣　この中央教育審議会というものが、學術、教育、文化、そういうものについての基本的な施策について審議をする。そして、いろいろの諮問に応ずる、あるいは建議をするというよりなことを従来やってきたわけでございます。また、中教審に対して御批判のあるというところとも率直に私は承知をいたしております。しかしながら、問題は、この制度をどうやって生かすか、あるいはその運営をどういうふうにするか、機能的にさせるかということが、より大切ではなからうかと思ひまして、今度の新たな任命にいたしました。でも、その点を十分私にいたしましては慎重に配慮をいたし、また御相談を申し上げまして発言をいたしております。

先生も御案内のとおりに、明治から今日までの就学前教育から大学まで、小、中、高、大学という、あらゆる部面についての制度がどういふふううに日本の社会に定着しつつあるか、あるいは定着しにくい面がどういふ点なんだ、長所はどういふ点なんだ、短所はどういふところなんだ、欠陥はどういふ点だということを總ざらひいたしまして、

そうして二十一世紀に向かう日本の教育制度はどうあらねばならぬかという未来からの要請、あるいは未来の社会からの要請にこたえるべく、この二年間慎重審議をいたしまして、中間報告を出しましたことは御案内のとおりでございまして、私は、これを読まれた方々は、いままでは何か中教審は何もしていないように思つておつただけけれども、そうじゃないんだ、こういうことをやつておつたのかということを、初めておわかりになつた方々も多数あるのではないかと今ふりに思つたわけでございます。また、その間におきまして、昨年から大学が紛争いたしてまいりましてから今は、当面する大学教育をどう改善したらいいかという臨時的な一つの諮問を前任者の大臣が出されまして、それに対しまして、一週間に二回ぐらゐの審議を重ねて、精力的にやられて、そうして今回御答申をいただいた、その答申を尊重しつつ、現在の大学立法、必要最小限度の大学立法という

ものを考えて、御提案を申し上げておるわけであります。この立法だけが中教審の御答申の意味ではなくて、その必要最小限度の立法も大事であるけれども、さらに指導、助言を通じた行政措置及び将来の新しい大学像はどうあるべきかということについても、十分文部省としても取り組むようにというより強い御要請もあるわけでございまして、私は、今日中央教育審議会の果たしております役割りというものは非常に大きい、また、適切な御答申をしていただいたと思っておりますし、また、その能力というものの十二分にあつたというふうに確信をいたしております。

○川崎(寛)委員 少し答弁が長過ぎますから、未
来からの要請にしても少し長々とやらないよう
に、的確にやつてもらいたいと思います。

では、端的にお尋ねします。今回第九次の中教審発足にあたって事務局を強化する、こういうことでございますが、従来官房長のもとにある企画室にあったわけですね。この機構というものをどのようにしようとお考えになっておるのか、いづから発足させるのか、どおりいう手続をとるのか、

か、明らかにしてもらいたと思います。

○坂田国務大臣 実はいろいろ先ほど申しましたような重要な施策を、あるいは御答申をいただくのにつきまして、事務局の費用が年間経常費はわずかに三百万円、これを聞いて、私、非常に驚いたわけでございます。御承知のとおりにイギリスのロード・ロビンスの発表いたしましたロビンス・リポート、これは一九六一年から二年半かかって一九六三年に発表した。そうして、その後七つの大学という新しい大学が生まれつつあるわけでございますけれども、それに要したお金だけでも日本の金に換算いたしました一億数千万円、そういうようなことを考えた場合に、これだけの仕事をなされておるのに、もう少しやはり費用を差し上げるといいますか、投ずるといいますか、そういうことなくしては、ほんとうの意味における調査というものができないのじゃないかということを考えまして、総理からの指示もございました。

し、私も同感でございましたから、いま事務当局に対して、どういうふうにしてこの徹底した調査あるいは報告がやれるか、その事務機構と申しますか、そういうものを強化する道はあるかということについて検討を命じておるわけでございます。しかしながら、いまのところ、私は新たに文部省と切り離した事務局というものを設置するという考えはございません。

○川崎(寛)委員　そうしますと、事務局のあり方あるいは運営、そういうものについては、文部省がつくって、きめて、それを中教審の方々に差し上げるというお仕着せだということですね。これ

は後ほど随時大学問題審議会の性格論争もやりま
すけれども、審議会については、予算は国が見
る、それは審議会の当然の成立要件になっておる

わけですが、しかし、いまの大臣の答弁からすれば、中教審の委員の中から事務局についてのそういう強化というものが出てきたのじゃなくて、大臣のほうから、予算が少ななくて、たいへん不明にして知らなかったけれども、イギリス等と比較してみればたいへん日本が小さい、だから大きくし

てやろ、そういうことですか。それなら中教審の委員自体の自主性というのはどこにあるのですか。

○坂田田務大臣　少しそれは違うのでござい
ます。私自身もそういうことを考えておりまし
たら、たまたま中教審のこの中間発表をなされ
る日に、会長でございます森戸先生が総理大
臣をおおたずねになつて、そうしてそういう
要望を総理大臣にされたわけでございます。
そういふわけでございまして、中教審の意見
を尊重しつつ、私もかねがね思つておりました
から、その総理大臣の御指示、ごもつとも
でございまして、この調査費等についての増
額を大蔵大臣とも相談をしよう、かように考
へておるわけでございまして、今後といえど
も、新たに森戸会長が会長におなりになり
ましたし、あるいはまた副会長もおきまし
たし、そういふ方々と御相談をいたし、そし
て審議会のメンバーの方々の意思を十二分
に組み入れて、そうして調査費等の増額ある
いは機構運営がうまくいくようにいたしたい
と思つておる次第であります。

○川崎(寛)委員 二月の予算の分科会で、あなたは、私に、最後の締めくくりで、中央教育審議会の運用について、少し柔軟な姿勢をとるべきだ、こういうふうなことを言っておる。その中央教育審議会の運営は、これはだれがきめるのですか。

○坂田国務大臣 中央教育審議会の運営は、やはり中央教育審議会のメンバーが主となってお考えになり、また同時に、そういう場合にはわれわれと御相談になるものと思っております。

○川崎(實)委員　ところが、たいへん奇妙なことが第九次のこの中教審発足の前後にはあるのですね。それはあなたがこの七月四日の閣議で、第九次中教審が発足するにあたって審議会の運営面で新機軸を出したい、いいですか、運営面で新機軸を出したい、これはある新聞の記事ですよ。そこで内容は、いいですか、内容はいろいろこういうのをやろうというのは森戸さんが会長になってから発表されておりますから、これは触れません

けれども、国民一般から広く意見を聞く機会をつくつたり、夏の審議会を合宿の形で開く計画などをさせているようだ、こういうことをあなたがあつたわけだ。閣議で言ひ、そういふことがあつたに書かれてゐる。ところが、発足をしたらすぐ合宿をやろうとかいふふうなこともまた出てきようからですか、どうか合宿をすることになるのでしよう。コースは文部大臣がきめてゐるにやないですか、文部省がきめてゐるにやないですか、これはだから、審議の内容について、事務局のあり方についても、以下お尋ねします。だからこれはあなたとここで論争したつて、これは食い違ひでしよう。まず指摘をしていきたいと思ふのです。じゃ、その事務局は企画室の中に置くんですか。それから十二月までに大学制度については一応出してほしい、こういうことを言つておる。その事務局というのは強化をしながらやるんですか、それともこれは当然文部省設置法の改正等を要する強化ですか。

○坂田国務大臣 先ほど申しますように、新たに設置法の改正をお願いしてやるというふうなものではないのでございます。したがひまして、そこはお互いの何といひますか、柔軟な信頼関係に基づいてやり方十二月の末までには何とかお願いしたいという気持ちで申し上げたい、向こうもその程度に何とかまとめた。そのためには任命されたその週から始めたい、場合によつては朝めし会も開いてやりたいというふうなことで、夏の七月、八月というふうなことをどうするかというふうな場合につきましても、やはりこの七月、八月は集中的に涼しいところでもつてもやりたい、こういう熱意を示されたわけでもございまして、われわれもいたしませんでしたところでもございまして、これに必ずやうな計画を立てていくというところでもございまして。

○川崎(寛)委員 国大協の代表の方々と会われたときに、総理が、中教審は文部省から離したいというふうなことも言われたのです。これは報道もされております。じゃ、なぜ今回の第九次の発

足にあつた文部大臣の諮問機関ということ、文部省から離さなかつたか、その理由を明らかにしてほしいと思ひます。

○坂田国務大臣 総理大臣のおっしゃつた意味がどういふふうな伝わつておつたのか、これはいろいろの新聞の報道がございまして、でございましてからさだかではございせんけれども、終局的には、ただいまのところ総理大臣とされては、中教審の動きあるいは重要性というものを認識しておられまして、そうしてあつたやうな成果も出されたことであるから、その調査については万般のひとつ助けをしてやつてくれ、こういうことが総理大臣の御指示の内容でございまして、決して矛盾をいたしておるわけではございせん。

○川崎(寛)委員 先ほどあなたイギリスのことを言われたが、イギリスは文部大臣のもととやないですね。そして文部大臣の任命する委員によらない審議会があつて運用されてゐる。なぜそういう点を見習はないんですか。

○坂田国務大臣 イギリスはイギリスのやり方があるし、日本は日本のやり方があると思ひます。

○川崎(寛)委員 それでは具体的に憲法との関係で、またお尋ねしたいと思ひます。

やられております。よろしいですか。それから二十七条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」、こういうことで、職業安定審議会等にいたしてしまつても、あるいは労働基準審議会等にいたしてしまつても、同じ労働大臣の――同じといふが、つまり行政官庁の労働大臣の諮問機関である。しかし、この労働大臣の諮問機関では、ここにある勤労権、それらを制度化をする、立法化をするという過程においては、これは労、使、公益という三者の構成でこの立法化がなされておる。すなわち、ところが二十六条の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、だからすべての国民、そして法律の定めるところによりといふわけでありまして、この法律を定めていく、教育制度を確定していく、制度化をしていく、その教育制度の制度化なり立法化なりといふものは、この二十六条の「すべて国民は、」とつたわけでありまして、教育権を保障するための立法化であるわけですね。この三つを比較したててみました場合に、二十五条のこの制度化といふのは、各界の代表が――つまり総理大臣が選ぶのではなくて、各界の代表が選んだのを任命し、国会の承認を得て、二十七日にいたしてしまつても、これは労働者側、使用者側、そして公益側といふそれぞれの団体で選んで出してきておる。つまり労働大臣が一方的に任命したのではないのです。いいですか、この「すべて国民は、法律の定めるところにより」といふこの法律を定めるにあつて、文部大臣が一方的に任命をしたものでよろしい、そのことを納得できるように説明してほしいのです。

○坂田国務大臣 社会保障制度審議会は社会保障制度審議会、中央教育審議会は中央教育審議会、それで文部大臣が任命して悪いという意味が私にはわからないのです。

○川崎(寛)委員 つまり教育といふものが文部大臣の行政権に從属するものでいいのだという考え方、それは教育刷新審議会から中央教育審議会に移る過程といふものも明らかです。そういう教育刷新審議会から中央教育審議会に移行するときのこの答申の受けとめ方にしても、文部省は守らなくていいんだ、それが審議会の性格なんだ。要するに審議会なんだといふのは、これは守らなくてもいいんだ、そういう腹があるからそういうことを言うんでしよう。しかも文部省の中の役人が中央教育審議会の事務局をやつておるということになると、行政権に独立して文部大臣にものを言う機関じゃないですか。文部大臣の事務局が書いた、補助機関が下敷きに書いたやつを讀む機関にすぎないじゃないですか。どうですか、その点。だからそれが憲法二十五条、二十七条と、これを具体的に実施をし制度化をしていくという過程における憲法の二十六条の違ひといふものが出てくるわけですね。戦前の勅令主義とどこが違ひますか。戦前の教育の勅令主義と変わらな

い精神といふものがこの中にも出てくるのです。明らかにしてほしいと思ひます。

○坂田国務大臣 それは制度の問題でなく運用の問題だと思ひます。

○川崎(寛)委員 運用の問題だといふことで逃げますから、後ほどまたあらためて臨時大学問題審議会のところまでつて議論をいたしたいと思ひます。

次に、学術会議の問題についてはけさほど唐橋委員からも質問がありました。これについては、かつて二十三年のときにはこの学術会議の――二十六年の第十国会に国立大学管理法を提出したときですね。そのときの局長説明、その中では二十四年三月日本学術会議から大学管理法立法のため新たに云々といふ建議もなされたので、という学術会議の建議の点も一応入れて問題にしておるわけですね。ところが、今日においては、学術会議の代表者も文部省の關係の機関等には審議会等にも出さないようにして置くとかいふことになる。けさほどの議論を聞いていても、要するに学術会議の諸君は無能なんだ、ビジョンを出し切つていないじゃないか、こういうふうな形で一

きかというところについての真剣な討議、全学的な討議というものをやつて、たとえいま東大で出しておきます八十島委員会のあのような報告というものも、七十五の大学が十年前にやつたとするならば、こんな騒動にはならなかつただろうと私は思うのです。また、三十八年ごろにわれわれが大学管理法を考えましたときに、国大協はこれにストップをかけた。自主解決をお願いしますというところでわれわれは断念をいたしました。その三十八年以後自主解決にまかせたわけでありすが、新しい大学像というものはどの大学からも出てこなかつたということもよくお考えをいただきたい。かように思うわけでございまして、現在の大学紛争そのものについては、それはやはり複雑なものがある。おそらく十年後、二十年後の人たちから見るならば、ルネッサンスに比すべきところの大転換期に遭遇してあるといひたい。現代にわれわれは遭遇しているのじやないかと思うのでございまして、それだけに大学紛争というものは単に暴力学生だけを排除してもそれで私は直るとは思っておりません。また、この法律ですべてが解決すると思つておりません。大学人のこれに対応するところの力を助け、そして新しい大学の姿というものをつくる。そしてそれを運営し、そしてまたこれに対して教育条件整備のために文部省が思い切つた予算措置も考へてあげるといふようなことを。あるいは大学に通ずるところの高等学校、中学校、小学校、いながら就学前教育までも根本的なメスを入れて考へていかなければならない問題がひそんでゐる。かように考へるわけでもございまして、現在大学紛争を起こしてあります子供たちといふか学生たちといふものは、昭和二十一年、二十二年に生まれた、終戦直後の非常に両親たちがショックを受けた時代、物のなかつた時代、そして小学校、中学校、高等学校みんなすし詰めの教室、そしてまた同時に激甚な入学試験をやつて入つてきた人たちでございまして、それは一面においては被害者でもあると私は考へておるのです。おとなといふものはやは

りそこを考へて大学問題と取り組まなければならぬと私は考へておるわけでございまして、そういう意味合いで相当時間をかけてじっくりかまえていかなければならない。一つの法律だけでは解決するとは思つておりません。民社党さんが出しておられますような大学管理運営の法律とか、国公立のかきねを撤廃したらといふようなことも、私は一つの見識だと考へておるわけでございまして、そういうようなことを大学当局がくみ取つていくといふところに私は大学の真の解決があるといふふうに確信をいたしておる次第でございまして。

○川崎(寛)委員 大学の責任をしきりに問うておるわけですね。じゃ閣議で問題になりました国民生活白書を少し聞いてみたいと思ひます。

マスプロ教育という問題も今日の大学紛争の一つの原因でもありません。じゃ佐藤内閣あるいは歴代の自民党政府は、その問題について有効にやつてきたかといふ点どうですか。これは同じ政府の企画庁が出した余暇論争、たいへん余暇があるから余暇論争をやつておるようでありましてけれども、この「後期中等教育の在学率」は云々、たいへん高い。しかし教員数、学校建物面積など教育条件では、なかなか大学の水準が低い、こゝういふふうに企画庁の国民生活白書は指摘をしておるわけです。この点いかがでしょう。

それから、大臣が少し答弁が長いですが簡潔にやつていただきたいと思ひますが、私は時間は当然要求しますけれども、たとえばオックスフォードだとかケンブリッジだとか、こゝういふところは授業料に依存する部分はほんの一割程度だ。国家が私学であつても十分見ておるわけですね。あるいはアメリカでもそうです。こゝういふことが、慶応なり中央なり早稲田なりという大学紛争が続いたときに、文部省の中にも審議会等をつくつてやつた。そういうことが具体的に政府の施策として今日の紛争の原因を取り除くといふことに有効に作用してきたといふふうにあなは確信を持てるのですか。だから、一つは国民生活白書のこ

のことについてあなたはこれをはつきりお認めになるかどうかということ。そして政府の施策の問題です。

○坂田国務大臣 大体高等教育機関に対する投資がおくれておるといふことを白書は指摘いたしておりますが、それはそれとおりだと私は思つております。

それから、マスプロ教育といわれるものについては、ちよつと先生のお考えと私は違ふわけなんです。と申しますのは、東大が昨年あゝいふふうな紛争を起こしました。ところが、御承知のように東大一万五、六千、いまは卒業も三千し、入学で三千人入りませんから約一万八千人くらいだと思ひますが、それに対して助手を含めると教官数は大体三千四、五百だと思ひます。それから事務職員は約五千人に近いのです。そうしますと、八千五、六百で一万五、六千を管理運営し、教育、研究しておつた、こゝういわれるわけなんです。もちろんこれは研究所も含めておりますけれども、そうしますと、確かに御指摘のとおり、駒場のほうでは一教官に対して二十ぐらゐです。しかし本郷のほうは一对四・八ぐらゐです。問題の紛争の起こりました医学部は幾らかといふと、一对一・二です。これはマスプロといふ形で紛争が起きたとはいへないと思ひます。しかも私立大学と国立大学を比べますと、教官一人当たり国立の場合には八、私立大学の場合には三十、はるかにほかに私立大学のほうが教育条件は悪い。にもかかわらず七十五の国立大学の四一％の三十校が紛争、私立大学のほうには二百七十のうちわずかに九校。これはなぜかといふならば、親方日の丸といふことにも原因があるわけなんです。こゝういふことをお考えいただきたいわけで、マスプロ教育に人間阻害の問題あるいは教官と学生との信頼関係といふものがなかなかできておらない。したがつて、ゼミナールとかあるいはもう少し少数単位で教えていかなければならぬといふことを考へておる一人です。ですけれども、ただ端的にそれだけが今日の原因ではないといふことだけは申

し上げておきたいといふふうに思ひわけでござい

ます。しかも今日日本の高等教育機関の比率が非常に少ないといふ一つの例証は、私立を含めて、全部をひくくると確かに御指摘のとおり、非常に少ないわけでもございまして、国立三十万だけを考へてみますと、その先進国には劣らない、まあ多少は劣つておりますけれども。こゝういふようなことをも読み合せてあの白書を読んでいた方がいいといふふうに思ひます。しかし、全体的には百五十万といふ学生といふものについて国としてはどうなんだとお尋ねであれば、白書のとおりでございまして、われわれとしては全力をあげてこの点については考へていかなければならぬといふことだと思ひます。アメリカでもたしか三三％くらい国が出しておる。イギリスでは大学については約八〇％を出しておる。ドイツ、フランスといふのは国立でございましてから言わずもがなといふふうに考へております。

○川崎(寛)委員 マスプロの問題は、問題をすりかえてわきのほうに持つていつたわけでありまして、次は、それでは具体的に法案の中に入つていきたいと思ひます。

まず、大学紛争とは何かといふことで、これが一番出発点になるわけでありまして、ここに例示をされておる「施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生による正常でない行為」、こゝういふことになっておりますが、これはけさほど唐橋委員からも質問があつたが、必ずしも明確でないと思ひますので詰めてみたいと思ひますが、いかなる形態のいかなる程度の行為をさすのか、まず明らかにしてもらいたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 大学紛争の形態をいたしましては、条文に示されておるとおり「施設の占拠又は封鎖、授業放棄」といふ状況でございまして、それが原因となつて「学生による正常でない行為」によつてこゝういふ状態を引き起こされた、終末的には大学の目的、使命でありますところの「教育、研究その他の運営が阻害されてゐる

状態」ということになります。その程度いかんということは、これは教育、研究が阻害されておれば、程度のいかんを問わず、一応大学紛争ということに相なります。

○川崎(寛)委員 そうすると、行為というものと阻害というものと二つがあるわけですね。行為の態様というものと阻害の程度というものと、これが要件をなすわけです。そうすると、その場合の判定というのは必ずしも客観的でなく、客観的であつてはならぬのだというのがけさほどの答弁でもあつた。そうすると、これは主観的にだれが判断するのですか。

○村山(松)政府委員 これはたとえは授業放棄でありますれば、そのような決議をし、現実に教室に学生があらわれなければそういう状態はだしも認知できるわけでありま。それからまた、施設の占拠、封鎖ということも、これは学生による占拠、封鎖でありますから、学生が建物の中に立てこもつて出ていかない状態というのは認知できるわけです。それによつて結果的には教育、研究というものが大学で立てた計画どおりに行なえない、そういう事態をさして大学紛争とするわけでございます。これを直接文部大臣に報告をし、それが対策を立てる責任者は第一次的には学長でございます。

○川崎(寛)委員 それでは学長が認定をする、そうすると学長の認定は手続は要らないのですか。学長が認定をする場合はどういふ手続が必要なのですか。

○村山(松)政府委員 御案内のように、この法律では何ら手続をきめておりません。通常の学長と文部省との関係におきまして、別に様式を定めず、自分の大学においてこのような紛争が起つておるといふ報告をもつて足りるわけでありま。

○川崎(寛)委員 そうしますと、報告をもつて足りるというわけですね。

それでは次の四条の報告の問題に入るわけでありま。すけれども、大学の学長が紛争だと認定しない、思はない。ところが文部大臣のほうは報告

を求める権限がある。こうなりますと、その食い違いはどうするのですか。

○村山(松)政府委員 大学紛争というのは、もう何回も御説明申し上げましたように、封鎖、占拠、ストライキといったような物理的な外部から認知し得る状態でありま。この存在につきまして争う余地はほとんどないわけでありま。したがつて、そういう状態があるのに学長が報告しない、それが報道機関等によつて伝えられているという場合には、文部省のほうで、あんなの大学にはこのような紛争が起つておるではないかという注意はいたすことと思ひま。そういう状態があるからには、学長がこれを否定するといふことはあり得ないと思ひま。

○川崎(寛)委員 そうすると、その他の正常でない行為というのはどういふことですか。

○村山(松)政府委員 その他と申しますのは、たとえばさらに外形的に学内で凶器を持つて職員を脅かすというふうな、これまた外形的に認知し得るその他の状態でございますので、これらにつきましては、大学と文部省との間で意見が食い違ひおそれはないと思ひま。

○川崎(寛)委員 おそれはない。文部省と大学との間には、認定の不一致のおそれはないとあなたのはうは思ひ。しかし、認定をすればこの法律の適用というのに入るわけですね。だから紛争そのものについて認識が違ひ、食い違ひが必ず出てくることになる。それでもなおかつ食い違ひはないんだと言ひ切るわけですね。いかに文部省が大学に介入していくかということであらわしておると思ひます。その認定について、もし不一致になつたという場合、どこが調整するわけですか。

○村山(松)政府委員 これは物理的な状態でございますから、ちよつとそぐわぬかもしれま。せんけれども、たとえ大学で火事が起つたというふうな場合、火事が起つたという事実があれば、これは大学と文部省において意見が食い違ひおそれはないわけでございます。大学紛争につきましては、火事が起つた場合に比べますと、多少

見解が分かれることがあろうかと思ひますが、しかし、やはり教育、研究が行なわれているかどうかというのには認知し得る状態でございますので、意見の不一致はないと思ひますが、最終的には意見の不一致がいよいよ具体的になるというのには、たとえ七条が発効するような最終的な段階でございます。そういう場合には、大学の意見も最終的に聞く、それから第三者機関にもはかつて文部大臣は決断したすわけでありま。最終的には文部大臣の責任において判断をするといふことに相なります。

○川崎(寛)委員 必要に応じてというの、これは文部大臣が必要に応じてですね。

○村山(松)政府委員 第四條の場合でしようか。

○川崎(寛)委員 いま四條をやつておるから。

○村山(松)政府委員 これはもちろん文部省において、紛争が起つておると認められる場合に、必ずしも報告がないような場合、これを報告を求めるわけでございます。

○川崎(寛)委員 それでは次に、五條以下の問題は、五條の勧告の問題、七條二項の停止、十條のあつせん、それらがすべて臨時大学問題審議会が全部関連をいたしてまいりますので、こゝでまゝとめて臨時大学問題審議会を少し取り上げてみた、こゝういふふうに思ひま。

まず、十三條の一般規定であります。委員任命の方法は、閣議にかけて任命をされるわけですね。

○村山(松)政府委員 第十三條にありま。すように、臨時大学問題審議会の委員の任命は、文部大臣が内閣の承認を経て任命するとなつておる。承認を経る態様といたしましては、閣議承認といふようなことになるかと思ひま。

○川崎(寛)委員 そうしますと、ここに一号には「大学の学長又は教員及び私立大学を設置する学校法人の役員と、こゝにありま。すね。私立大学の学校法人の役員といふことになる、たとえ具体的にあげたいへんすまねと思ひま。すけれども、中曾根康弘氏がある大学の学長をしておる、あるいは川島正次郎氏が何々大学の役員をしておる、こゝにありま。すね。そうすると、法的にはこの審議会の委員になり得るわけですね。

○村山(松)政府委員 審議会の委員は、十三條にありま。すような要件を掲げておるだけで、別に排除条件、欠格条件といふのをきめておりま。せんから、別にどういふ者が除かれるといふことはございませ。ん。いかなる方でもこの二つの要件に該当する限りは任用し得るわけでありま。

○川崎(寛)委員 そうしますと、この臨時大学問題審議会の機能というものは五條、七條、十條、それぞれ違ひま。すね。臨時大学問題審議会の、このそれぞれの五條、七條、十條のこの機能が違ひ。五條は諮問機関ですね。それから七條は審査機関ですね。それから十條はちよつとめづらしいやつで、これは問題になると思ひま。すね。あつせんだから行政作用ですね。この三つをこの審議会は持つておるといふふうに理解をしてよろしいですか。

○村山(松)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○川崎(寛)委員 少しは大臣答弁したらどうですか、鼻くそばかりはじくらんで、少し大臣みずから、あなたが任命するのだからもう少ししやんとして答弁しなさいよ。大学局長がしてくるもんだと思つてのんびりかまえておりま。すけれども……

第五條には「当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることが出来る。」こゝういふふうになつておりま。すね。お尋ねをしますが、このはかりのは勧告の内容をはかるのですか、いかがですか。

○村山(松)政府委員 勧告するかどうかにつきま。して、はかりわけでありま。すが、そのような場合、通常勧告の内容も付してはかりことが通例だと思ひま。す。

○川崎(寛)委員 そうすると、勧告をするかどうかあるいは内容を含めてはかりわけですね。そうすると、この原案はだれが書くのですか。

○村山(松)政府委員 文部大臣がはかるわけでありますから、原案といたしましては文部省で作成いたしました。

○川崎(寛)委員 そうしますと、十三条のこれは五条のところは、紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について勧告をするかどうか、こういうことですね。その場合にこの十三条の一般規定でいきますと、大学紛争の収拾及び大学の運営改善に関する重要事項について文部大臣に建議することができるといふ建議の機能が諮問機関としてもございますわね。そうしますと、その建議をしたその建議のそれに基づいて、第五条の改善すべき措置——自分で建議をしておいて、それに基づいて、それを採用するかどうか、そこに一つ問題はありますが、それに基づいてやり方で今度は勧告をしたいんだが、こういうあれでどうか、こうくるわけでしょう。だから、十三条のほうでは、大学紛争の収拾及び運営の改善に関する重要事項について建議できるわけですね。つまり、建議というものは、審議会がみずからやれるわけですね。諮問に應じなくてもやれる。建議をしておくと、一方、その勧告の内容について今度はよろしいかと聞いてくる。おかしくないですか。

○村山(松)政府委員 文部大臣が大学に勧告する場合の審議会との関係でございますが、これは文部大臣がイニシアチブをとってやるわけでありまして、審議会に諮問をして承認を得て勧告するという形になろうかと思ひます。そういう場合には、もう重複いたしますので、同じようなことを審議会が建議するということはむしろないのではなからうかと思ひます。ただ、文部大臣がそういう諮問をしない場合に、審議会が自主的に、ある大学についてこうしたほうがよいと考へて建議することはあり得るかと思ひます。この両者が重複するということは、実際問題としてはないのではなからうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 それは、あなたの頭の中に重複しないという頭があるわけだ。つまり、建議しよ

うと思つたら、そんなことせぬでもいい、勧告するから、とやればやれるわけでしょう。そういう関係です。臨時大学問題審議会と文部大臣の関係というのは、そういうやないですか、理論的にあり得るわけでしょう。

○村山(松)政府委員 理論的に申しますか、観念的に申しますか、そういう場合にはあり得ると思ひます。

○川崎(寛)委員 これも非常におかしいと思ひますよ。

それじゃ次の七条、いよいよ——七条には持つていかないんだ、七条という不幸な事態には持つていかないよ、六条まででやつてもらう、こういうことを大臣はしきりに繰り返してゐる。しかし、七条というものが常に背景にあって、六条までの威嚇的なものか、ことがやられてくるわけですね。そこで七条との関係をお尋ねしたいと思ひますが、七条では、学長の意見を聞くことになつておりますわね。学長がノーと言つたらどうなるんですか。

○村山(松)政府委員 七条二項の発動の場合のことだと思ひますが、この場合は、大学の学長の意見を聞き、臨時大学問題審議会の議に基づいて停止措置を発動する場合であります。学長がノーと言ふ場合には、それ相当の根拠があらうかと思ひます。つまり、まだ文部大臣による停止措置を講じなくても、七条一項の自発的な休止、あるいは六条の段階の自主的な収拾の措置でやれるから、七条二項の発動はまだ時期尚早である、こういう意味でおそらく否定的な御意見が出てくると思ひます。そういう御意見の場合には、その御意見が十分根拠があるものであれば、文部大臣としてもそれを了承することと思ひますし、根拠がない場合にはさらに話し合ふことにならうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 その文部大臣が根拠がないと考へればさらに話し合ひを進めるといふことは、さらに大学側を説得する、こういうことになりませんか。そういうことでしょう。だから文部大臣

が、もう七条二項の発動について、すべきだと考へた場合には、大学側がノーと言つたつて、さらに話し合ひを続けるんだというところは、うんと言うまで、つまり意見を聞いた、イエスと言ふところまで追い込むという腹は明らかじゃないですか。どうですか。

○村山(松)政府委員 文部大臣といたしましては、紛争の収拾をはかるというのが主眼であつて、決してその大学の教育、研究を停止することが至上命令ではないわけでありまして、停止措置をするような場合には、それによつて紛争収拾にプラスになる、あるいは逆に、不幸にして紛争収拾が全く見込みがないという二つの場合になるわけでございます。そこで、そういう状況の判断につきましては、大学の責任者であるところの学長の意見を十分聞くわけでありまして、そこで、開いて、議論を詰める根拠としては、やはり客観的な情勢によりまして、たとえば学長は停止措置をするのは待つてほしいという御意見がおります場合は、それ相当の、たとえばなお教育が収拾に毎日出てきて努力しておるからという情勢の裏づけをもつてお話しになることと思ひます。そういう場合には、これは了承されると思ひます。しかし、これに反しまして、全くその大学の関係者が寄りつかない、収拾措置をはかるにも全くだれもそれに努力をしていない。いわばもう大学が倒れて、全く機能が停止して、収拾の見込みが全くないという場合には、学長の単なる希望的な御意見だけでは文部大臣の責任が果たせない。そこで臨時大学問題審議会にもはかりまして最終的な判断をする、こういう仕組みになつております。

○川崎(寛)委員 この「議に基づき」ということは議決を要するわけですね。それで、この七条二項の議に基づくといいこの機能、これはつまり審査権があるわけですね。この審査権というものはどのようにして保障されておるのですか。

○村山(松)政府委員 議に基づくといい用語は、通例といたしまして、議決を要し、その議決をし

たところに基づいて諮問者であるところの文部大臣は措置をする、こういうことでございまして、保障とおっしゃいますのはどういふことかはかりかねるわけですが、法律的にはかなりきちんとした書き方であらうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 それでは、審議会がノーと言つたらやれないんですね。

○村山(松)政府委員 「議に基づき」といふ表現の場合、審議会が否決すれば、当初意図したような措置を審議会の意見に反して行なうことはできないと解しております。

○川崎(寛)委員 それじゃ、審議会の意に反してはできないという点は明らかにしました。そうすると、これも先ほどの五条と同じ問題、ダブつてくるわけですね。ということは、臨時大学問題審議会の建議をした内容というのがある。その内容に基づいて停止の場合に意思決定をする。審議会にかかつてくるわけですね。そうすると、その審査のしかたというのは、臨時大学問題審議会が建議をした、その内容に基づく、ダブる、その場合があり得るわけですね。いかがですか。

○村山(松)政府委員 大学の教育、研究機能の停止措置につきましては文部大臣と審議会の関係につきましても、この諮問をして議決をする場合と、それから審議会が自発的に建議をするというところは、観念的には重複があると思ひますが、ニュアンスといたしましては、諮問をして議決があつた場合には拘束される。建議の場合には、審議会の建議は尊重すべきものであるけれども、法律的にぎりぎりの議論をすれば拘束されないというニュアンスの違いはあると思ひます。

○川崎(寛)委員 たいへんそこらで、だからあいまいになつてくるわけですね。建議に対してはそれを文部大臣としてはいれなくてもいいんだという点もある。

そこで、そうしますと、次の十條、これが一番問題にならうかと思ひます。第十條の二項、「前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会に

よるあつせんに付するものとする。」「こういうふうになつておりますね。このあつせんの権限はどこから出るのですか。

○村山(松)政府委員 ちよつと質問の御趣意がはかりかねると思いますが、臨時大学問題審議会があつせんができるという権限はこの法律によつて出てまいります。権限事項といつたしましては、審議会の設置を規定いたしました十三条でその事務が書いてございます。二項で、「十條に規定するあつせんを行なう。」という規定から、審議会にあつせんの権限があるということになりまして、具体的には第十條であつせんは文部大臣がこれを付議する。その処理のしかたといつたしましては、審議会の会長が委員または特別委員の中からあつせん員を指名いたしまして、これに行なわせる、こういう仕組みになつております。

○川崎(寛)委員 あつせんというのは、いわゆる行政作用ですね。

○村山(松)政府委員 行政作用の一環だと思ひます。

○川崎(寛)委員 あつせんの内容というのは、文部大臣に了解を求めるのですか、それとも、あつせんの内容というのは審議会にまかせられておるのですか、その点はいかがですか。

○村山(松)政府委員 まず、順序といたしましては、大学が文部大臣に申し出る。それで文部大臣は審議会に付する。付されまして、審議会が自主的にあつせんを行ないまして、その結果は大学に帰着いたしまして、大学がそれを受け入れれば、それによつて収拾措置が行なわれるということになります。したがって、あつせんに付した以降は審議会が独自にあつせんを行なうという形になつております。

○川崎(寛)委員 あつせん案の内容というのは文部大臣と関係なしにやれる、こういうことですか。

○村山(松)政府委員 法律上関係なくやれることになつております。

○川崎(寛)委員 行政作用をやるような審議会と

いうのは、ほかにどういふのがございますか。

○村山(松)政府委員 あまり例がないようでありますが、やや類似の例といつたしましては、中央建設工事紛争審査会というのがあるようでございます。

○川崎(寛)委員 これは建設大臣の諮問機関ですね。この審査会の設置は何によるのですか。それから、あつせんの基準、それは何に定められておるのか。

○村山(松)政府委員 建設大臣の諮問機関として設置されております。あつせんの基準は法律上はきまつておらないようでございます。

○川崎(寛)委員 この委員の選出のしかたはどうなつておりますか。

○村山(松)政府委員 「審査会は、委員十五人以上をもつて組織する。」「委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては建設大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。」「こういうふうになつております。

○川崎(寛)委員 それは、さらに選び方として、ただ一方的に大臣あるいは都道府県知事の任命だけになつておりますか。つまり、これは利害関係の調整ですが、いうところのあつせんとは少し違う感じを私は持つておるのです。

○村山(松)政府委員 法律の規定を見る限りにおきましては、特に任用の要件などは書いてないようであります。ただ、大體公務員の欠格条項に該当するような禁治産者あるいは禁錮以上の刑とつたような欠格条項が示されている以外には、特別の任用要件はないようでございます。

○川崎(寛)委員 この行政作用というのはむしろ――私は中央建設工事紛争審査会というのは実はよくわかりませんが、ちよつとその点疑問に思ふわけですが、これは中労委なり公取委なりのあつせんの機能、行政作用と機能的にはむしろ似ている、私はこういうふうに思ふのです。その点いかがですか。

○村山(松)政府委員 中労委その他の機関との相

違は的確には把握いたしかねますが、この建設工事紛争審査会は、紛争を審査する一環といつたしまして、あつせんというのを行なうようになつております。あつせんの態様といつたしましては、事件ごとに審査会の会長があつせん委員を指名して、当事者間をあつせんすることになつております。なお、建設法では、あつせんのほかに仲裁その他のいろんな権限もあわせて持つておるようでございます。

○川崎(寛)委員 たとえば、準司法的な性格を持つものとしては公認会計士の審査会がありますね。公認会計士の審査会等の場合には、懲戒のための手続というものが法律で明確に定められておるわけですね。これは公認会計士法で明確に定められておる。それから中労委なり公取委なりの場合は、言うまでもなく独占禁止法なりあるいは中労委の場合は憲法、労働三法という法律でその基準というものが定められております。この臨時大学問題審査会のあつせんの基準というものは何で定めるのですか。この法律には載つてないじゃないですか。

○村山(松)政府委員 この臨時大学問題審査会で、大学紛争について当事者間に争いがある場合、あつせんというものを規定いたしましたのは、紛争処理にあたつて当事者間の争いが非常に支障になつておるような場合には、当事者間ではなかなか話がつかないの、第三者の意見、知恵をかりることが有効であらうということで、この種の規定を設けたわけでありまして、この法案にもありますように、このあつせんについて特に当事者を拘束したりするようには、これは争いがある場合にその拘束してみたいところで、かえつてあつせんを申し出ないというふうなマイナス面もある。むしろ、当事者間では紛争を収拾する気になつたけれども、行きがかり上、その他利害関係もからんで、当事者だけでは話がかかぬ場合の、何といひますか、おか目八目的な効果を期待して、あまり強制力を付与してないわけでございます。そういうことでございまして、基準を設

けたり、あるいはこまかい手続を設けたりする必要はないのではなからうかということ、単にあつせんを行なう旨の規定のみを設け、手続、基準等につきましては、その態様に依つて、あつせん員の判断にまかせておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 あつせん不調の場合はどうするのですか。

○村山(松)政府委員 それは拘束力はございませんで、それで終わりということになります。

○川崎(寛)委員 それじゃ解決せぬじゃないですか。解決するんだということであつてきたけれども、結局あつせん不調になれば解決せぬわけですね。そういうわけですか。

そこでお尋ねしますが、先ほど来五條の問題の場合も、七條の場合も、いまの場合でも、たいへんあいまいな点がたくさんある。基準を設けない、ゆるいほうがいいんだ、おか目八目的なものだ、結局それは文部大臣の権限といふものがあつて、そのすそ野の中に入つておるという審議会にすぎないということが明らかになつてくるじゃないですか。だから勧告にしても、停止にしても、あるいは学部間の紛争のあつせんにしても、結局は文部大臣の権限でやつてしまふということになつてくる。一つの隠れみのです。では、その数多い審議会の中で、諮問機関、審査機関、行政作用を持つという、こういう三つの作用を持つ審議会がほかにありますか。

○村山(松)政府委員 各種の審議会を網羅的に調べたわけはございませんので不案内でございますが、先ほど申し上げました中央建設工事紛争審査会以外にはあまり例がないようでございます。

○川崎(寛)委員 それはしかし、先ほどのやつは紛争を審査するという準司法的な作用を持つた最後の行政作用の面ですね。だから私の言うのは、諮問、それから七條二項の場合の審査、つまり参予機関、そうしてもう一つ行政作用という三つの機能を持った審議会というのはいないんです。あなた、いま中央建設工事紛争審査会と言われたけれども、それは第三番目の第十條のところの行

テップであることはもう明らかなんです。そのことはあなたが本会議でも、これまで何べんかやろうとしたけれどもやれなかったということで、当面の紛争処理のためだということで、大学の運営に關する臨時措置法案を出してきておる。だからそれは時限法で出してきておる。しかし、この時限法であるという性格についても後ほど触れますけれども、これ従来大学の管理法案というものが目ざしたという方向へ一直線であるということは、これはもう否定できない。いまあなたは否定していくでしょう。しかし、そういう大学の管理運営の体制をつくるということがねらいであることは、この法案全体を通じて明らかだと思ふのです。

それでは、その臨時大学問題審議会というものが、従来たくさんある審議会、しかも戦後の行政の独走を防ぐという意味でつくってきた審議会であるけれども、今日これがもうすっかり行政府の隠れみみになっておるといふことは否定できないと思ふのですが、それは先ほど言った三つの性格にいたしましてもあいまいだし、そういう三つの性格を持った審議会というのは初めてだ、こういうことでも明らかだろう、こういうふうに思ひます。では、もう少し臨時大学問題審議会でお尋ねをしたいと思ひますけれども、この事務局は文部省に置くということになっているのですから、文部省のどこに置かれることになりますか。

○村山(松)政府委員 これはまだきまつておりませんけれども、事務が大学問題でございまして、現在の組織でいえば大学事務局に置かれることになろうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、大学事務局の何課に置かれますか。

○村山(松)政府委員 法律の段階といたしましては、審議会の処理すべき担当部局は局までの段階でございまして。あとは内部組織におきまして担当をきめることになろうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 何人ぐらいの事務局を置くつもりですか。

○村山(松)政府委員 このために新たに人を要するかどうかというようなことは、昭和四十五年年度の予算の段階で慎重に審議してきめたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 四十五年年度の予算ですか。そうすると四十五年年度まではこの審議会を置かないということですね。

○村山(松)政府委員 四十四年度につきましては、とりあえず現在の組織でこの審議会の事務を担当いたします。さらに新しい人が必要であるかどうかにつきましては次の年度において検討したい、かように申し上げる次第でございまして。

○川崎(寛)委員 現在の組織がわからぬからさっき聞いたのですよ。現在の組織は何ですか。

○村山(松)政府委員 現在の組織といたしましては大学事務局の組織でございまして。

○川崎(寛)委員 そうしますと、先ほど言ったような、数多い隠れみみの審議会がたくさんあるわけけれども、その中で三つの機能を持つておるわけではない。その三つの機能を持ったというまじな審議会が置かれて、しかも文部省の大学事務局の中に置かれて、そしてそれが諮問され、建議をし、勧告の際の議決をし、そしてはかられ、さらに停止の場合にこれが審査をしていく、こういうことになるのですから、文部大臣とどこが違うのですか。文部省の部局がこれをずっと担当していくのですよ。第三者機関だということの性格はどこにはつきりしてくるのですか。ただ、委員が選ばれることになるのだが、この委員は、要するに閣議で承認をされて、佐藤内閣が気に入った人でなければ委員にならない。どこに第三者機関としての中立的な性格というものが明らかになりますか、その点を明確にしたいだかと思ひます。これは大臣ひとつ。

○坂田国務大臣 この事務局がたとえ文部省の大学局にあるから中立性を保てないというようなもの考え方を、私はどうしても考へることができないのでございまして、臨時大学問題審議会の委員というのは、先ほどの資格要件がございま

すような公平な高い識見と見識を持った方がなられるわけでございますから、その方々は、また同時にそういう公平な審議会としての使命を果たされるものと確信をいたしておりますし、そのようになことによつて左右されないというような方を選びたいと私は考へておる次第であります。

○川崎(寛)委員 しかし、先ほどの質疑でこの臨時大学問題審議会の性格というものを、私はこれは議論は並行線をたどると思うけれども、いかに隠れみみの的なものであるかということも非常に明らかになつてきたと思ひます。

そこでもう一ぺん各条に返つて、勧告権の問題について少し、第五条の問題ですね。これは臨時大学問題審議会の議論ですと詰めてまいりましたけれども、もう一ぺんこれを基礎に置いてさらにお尋ねをしたいと思ふのですが、大学による自主的解決の措置と違つた措置が勧告された場合、それは拒否できるのですか。

○村山(松)政府委員 この第五条にあります文部大臣の勧告は、その第二項にありますように、「当該大学による自主的な大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のための努力を怠すけるようなものでなければならぬ」、勧告の方向を法律で示しておるわけでありまして、文部大臣は大学に何でもかんでも思ひついたことを勧告するということでもなく、この二項に規定するような方向で勧告をするわけでありまして、大学の自主的な紛争収拾努力と違つたような勧告はできないたてまになつております。

○川崎(寛)委員 それでは次に、今度大学が自主的に解決したいという努力をしておる。しかし、その認識が文部省と違つた。勧告が出てきた。それは先ほど食い違ひはしないのだ、こういうことだが、もし違ひ勧告というものが出てきた。やむを得ずその勧告に従つて収拾の努力をした。しかし、それでもなおかつ解決しない。そういう場合、勧告に従つたのだが解決しない。つまり自主的解決の方向を目ざしておつただけけれども、それと違ひ勧告の方向に従つた。で、解決しなかつた、

こういう場合の責任は大学にないと思ひます。いかがですか。

○村山(松)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、勧告の内容そのものが法律の示すように大学の自主的収拾努力の方向に沿うものでないというので、大学と勧告とが食い違ひたことではないでございまして。しかし、その責任はどうかというところであります。しかし、紛争収拾の責任は第一次的に当該大学、すなわち学長にあるわけでございますので、学長の自主性というものは勧告をする場合でも尊重してなされる、第一次的な責任は大学の学長にある、こういうことになろうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 そうすると文部省は、文部大臣は、第二次的ですか。

○村山(松)政府委員 第二次的と申しますか、この段階では大学のイニシアチブを支援するという立場だと思ひます。

○川崎(寛)委員 本来自主的な収拾というものを目ざすというのであるならば、けさほどの議論の中にも出ておつたわけでありまして、時間の問題ではなくて、むしろ一歩、二歩後退をして議論をするにしても、大学からの援助要請があつた場合以外介入せぬでもいいのじゃないか。なぜ一律に時間を切つて介入しなければならぬのか。それはまさに自主的解決だ——解決ということばを使つておられます、収拾ということばを使つておられますけれども、自主的収拾というものの努力を助けるのだ、こう言つておるけれども、しかし、それは先ほど来いろいろな基準についてはやましくしないほうがいいのだといつてあまいなことを言つておきながら、個々の点については必ずしりとめどをつけていくといふことは、自主収拾の方向ではなくて、むしろ権力的な収拾の方向であるといふことは明らかじゃないですか。いかがですか。これは文部大臣。

○坂田国務大臣 この法案は、六条まではとにかく大学側の自主的解決というものを助けることを主眼としておるわけでございます。最初の問

は、とにかく第三条にあらわれておりますように、これは全くあるいは言わねばならないように、なふうな受け取り方をしようなと思ひますけれども、さらに一歩踏み込みまして報告を求め、それでもなかなかうまくいかないという場合に勧告をするということ、勧告をする場合は第三者機関の知恵を借りてやる、あるいは第三者機関というものの意見を聞きながらやるという慎重さでもって勧告をするという仕組みになっておるわけで、確かに第三条から比べると一歩踏み込んだ形になっておりますけれども、それと要するに大学が自主的に解決することを助けるための一つの方法、手だてだということにわれわれは考えておるわけでございます。そのことによつてむしろ大学側が回復をする、大学紛争が収拾に向かうという一助になるものと考えておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 先ほど、自主的な解決の方向、自主的な収拾の方向と絶対食い違わないのだ——絶対とは言わなかったですが、食い違わない方向でいくのだという勧告の方向だ、こう言つた。しかし、それはあなたの気持ちとしてはわかる。そうだとするのだらうと思ふ。理解はできる。しかし、実際には大学の自主的な解決の方向というものと違ふ勧告というものはあり得るわけですね。どうですか。

○坂田国務大臣 その自主的な解決への努力の方向というところに沿つてわれわれは勧告をするわけでございます。しかしながら、その結果についてとやかく申さない形になっておるわけでございませう。

○川崎(寛)委員 結果についてとやかく言わないうところ、勧告に従つてやつてみたが解決しなかつた。その結果、今度七条二項で停止ということになりますね。勧告に従つたがやれなかつたのだ、その責任は第一次的に学長のあれだ、こう言ひ。しかし、その勧告の方向で、自主的に解決しようとした方向と食い違いながら勧告が出され、そうして解決ができなかつた、収拾ができなかつた。そのあげくの果てに今度七条二項で停止、こういふふうになつてきたら、これはけさほども唐橋委員からも出た問題でありますけれども、その場合に職員は休職にされ、減俸になる、学生は休学、こういふわけでしょう。そうすると、勧告に従つた大学もそういう方向で、しかも一生懸命やつてみたけれどもそれでだめだつた。勧告の方向で解決しなかつた。で、その構成員はみずからの責任でないことで休職、減俸あるいは休学、育英資金は停止、こういふ方向が出てくるわけですね。これは休職させられる教職員の多くあるいは休学させられる学生といふものは、まさに憲法の定めている勤労権なりあるいは憲法二十六条の教育権なり、そういうものが否定をされることになる。そうじゃないですか。だから私は、そのことがまさに憲法違反だ、そういう事態がこの大学の運営に関する臨時措置法からは出てくる、こういふふうに言わざるを得ないと思ひます。いかがですか。

○坂田国務大臣 たびたび申し上げますように、七条に至つた場合においては、大学みずからがもう自主能力がなくなつてしまつた。つまり学問の自由なんといふものはもうなくなつた、大学自治もなくなつた。そして大多数の者は勉強しようと思つても勉強できない、大多数の学者といふものは研究もできないという、そういう状況なんです。何もしないではつておいても教育、研究はできないという状況なんです。そういう状況で、しかも九カ月もたつて自主解決という形ではないのか。国民の財産であるところの大学の場が荒らされ、研究資料が散逸し、そして自宅待機を余儀なくされ、授業もできない、入学試験もできない。そういうようなことを、単に起こつておるからほつておいていいのかといふたら、私はほつておいていいとは言えないと思ひます。しかも、いま申しますように、七条以下の形であらゆる努力を重ねてきて、なおかつそういうところまでいったときに、しばらくこの教育、研究を中止して、そうして新たな観点でもつて、またさらに解決への努力をや

るといふこと、こういふことを考えるのは当然なことだと思ひます。ございまして、どうも川崎委員のおつしやることはよくわからないわけでございます。

○川崎(寛)委員 それはまあ、あなたの権力者的な意識、頭の構造からすればわからぬと思ひます。だから四条で報告を求める。その報告の中には改善のため講じた措置、講じようとする措置について報告を求めるし、自主的に解決しようとしていく方向に対して報告を求め、勧告をしていく。そしてさらには停止という方向が、この大学運営法によつて役所的にずっと進められていくわけです。その結果停止までいってしまふという方向がむしろ出てくる。現にそうじゃないですか。この法案が出てきたことによつて大学紛争はどんどん広がつてきておるじゃないですか。だからむしろ文部省が紛争を激化させる、あるいは混乱をさせておる。そしてあげくの果て停止にまで追い込まれてくる。そういう結果、その教職員なり職員なりが休職、減俸、あるいは学生が休学。だから権力による紛争解決という方向は少しもこの法案にうたつてないが、第一条の自主的紛争の解決の方向ではないということは私は明らかだと思ひます。この法案が非常にいい規定のものに、先ほど言われたように学長に権限を集中しておる。さらには後ほどもう一ぺん文部大臣の権限、文部省の権限の問題にも少し触れて入りませうけれども、こういふやり方というものは、これは与党の諸君もこの法案が非常にいいものだといふことは指摘してゐるのです。だからまさにこれは言うならば委任法的なところが非常に多い。先ほど来の審議会の問題にしても、あるいは先ほどの休職その他の問題にしても、これは政令にまかされる点が多いわけでしょう。政令に委任をするという今日の日本の法体系自体が問題だと思ひます。だから、本来ならば、法案を審議するときには政令案といふものも出して当然審議すべきだと思ひます。その点いかがですか。だから先ほど言つた、午前中唐橋委員からも議論された

不利益処分の問題にいたしましても、その他審議会の問題等にしても、これは政令案といふものを全部つけて議論をすべきだ。この点いかがですか。

○村山(松)政府委員 一般にこの種の法案をつくります場合には、たとえば紛争の基準とか、そのようなものを、むしろもつと政令の定めというよりなことで行なうことが多いわけでございますが、この法律では、なるべく法律だけで法律関係をはっきりしたいといふことで、政令、省令の委任は最小限度にとどめたつもりでございます。それでも、たとえば審議会の組織あるいは休職の場合の給与のやり方等につきまして、若干政令、省令が残つたわけでございますが、そこで何を規定することを考えているかといふことにつきましては、次回に御説明をさせていただきますと思ひます。

○川崎(寛)委員 だめだよ、審議するときにはちゃんとなければ。次回に出すといふのは、そういふのはいいじゃないですか。イギリスの場合は委任立法が多い面もありますけれども、しかし、委任立法も全部国会がちゃんとチェックするようになつてゐるのです。ところが、日本の場合は法律でええかげたいいのだという考え、あとは政令に逃げ込んでいくというやり方が多いじゃないですか。しかもあなたは、文部大臣は運用だ、こう言つた。運用の具体的な問題は全部政令に入つていくわけですね。ますますこの法案の危険性といふものを指摘せざるを得ないじゃないですか。なぜ最初からそういうもののかまかな方向といふものを出して、それを審議にかけないか。大臣自身が、この法案に対する危険性といふものを国民が感じておるし、大学人も感じておるのじゃないか、そういうことを認めておるわけだ。感じてゐるだらうといふことをあなたも感じてゐるというところは認めてゐるわけですね。当然じゃないですか。この法案審議についての姿勢の問題です。大臣、いかがですか。

○坂田国務大臣 この法案審議につきましても、資

料はでき得る限り皆さん方に御提出申し上げまして、十分な御審議をわすれたいと考えております。政令の問題につきましては、ここにわかつてあることにつきましては、局長から御説明申し上げます。

○村山(松)政府委員 先ほど休職の場合の政令、人事院規則につきましては、概要御説明申し上げましたが、十三条八項の審議会に関する政令といひましたのは、審議会の設置の場合の定型的なものを考えております。たとえば委員の任期でありますとか、それから副会長を置くというよりなことで、それから審議会の議事のやり方、つまり定足数とか、議決の方法、あるいは特別委員の任命と職務、あるいは先ほど御指摘のありました審議会の庶務を処理する事務局というよりなことにつきまして、定型的な政令を考えております。

それから十四条の文部省令につきましては、たとえば大学紛争の報告に関する若干の手続、それから第六条の各号の機関の設置、廃止等に関する手続、それから大学紛争というものを学部の各部分とに判断する第七條関係につきまして、その区分、それから教育、研究の休止の手続に関すること、あるいは教育、研究の停止の手続に関する事項、あるいは授業料の免除に関する事項、それから、必要に応じてあつせんの手続、こういった点につきまして、きわめて定型的、事務的、手続的なものにつきまして文部省令を考えております。

○川崎(寛)委員 先ほど、午前中に休職者の不利益処分問題につきましてありましたが、人事院側からも、これについては不利益処分審査を申し立てられる、こういうことになりました。そうしますと、公平審査会にかかる。もしそこへかかれれば、当然そこはまた局長なり、あるいは文部大臣なり、さらには人事院総裁自体も、却下の場合には、今度は紛争の相手として出てくるわけですね。その前の段階でいけば不利益審査をやる。それに對して却下だ、こういう判決になった場合は、もう一ぺん再審申し立てができますね。そうしますと、大学紛争が解決をしない一方、大学の

休職させられた教員なり職員なり、それと今度は文部省なり、あるいは人事院との間の紛争というものがある、一方では出てくる、当然出てまいりますね、いかがですか。

○村山(松)政府委員 休職処分がとられた場合の不利益措置につきましては、午前中人事院のほうから御答弁がありましたように、不服の申し立てはできることになっておりますので、申し立てがあれば、その処理がなされることに相なります。

○川崎(寛)委員 そうしますと、却下の場合に再審をやる。そうしてそれがさらに判決が三ヶ月以内にない場合は、これはまた行政裁判、こういうことになりませんか。だから紛争の解決どころか、一方では紛争がさらに出てくる。こういうことは明らかに予想できるわけです。どうですか。

○村山(松)政府委員 この法律では、暴力的あるいは物理的な状態を伴う大学紛争の收拾措置をやっておるわけでありまして、人事問題についての不服というものは、広い意味での紛争でございしますが、これはこの法律で意味しておるところの大学紛争とは次元の異なる問題でございしますので、そういう申し立てが起これば、それは別途処理されることに相なります。

○川崎(寛)委員 最初に、学問の自由を守る、この文部大臣は言われたわけですね。そうしてそれは当然に憲法二十三條、それに教育基本法あるいは文部省設置法、そういうものの法体系の上で守っていくんだ、こう言った。しかし、文部大臣には元來勸告権というのはないわけですね。文部大臣の、文部省設置法上からくる権限というのは指導、助言に終わってゐる。そうすると、この指導、助言に終わってゐる権限というものを――しかも報告にしても、報告書類の提出というところで、ここでもいろいろの報告とは違ふ。そういう新たな権限というものを、文部大臣がこの法案で握っている、こういうことでありますから。あなたも最初に、学問の自由を守る、教育基本法を守る、つまり教育基本法の十條の問題なり、あるいは文部省設置法なり、そういうものの現在の

の法体系というものを要するといふことは明らかですね。要することになるわけですね。

○坂田国務大臣 本質的には変わらぬと思ひます。

○川崎(寛)委員 どうして変わらぬのですか。指導、助言しかできなかった。しかし、それが報告を求むる、あるいは勸告をする、明らかに文部省設置法の中には、高等学校以下と大学というものの對しては、十八号と十九号で違ふわけですね。違ふないのであるか。

○坂田国務大臣 本質的にはとあえて申し上げましたのは、この勸告といふものは指導、助言の強いものといふふうにお考えいただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 そんなことないじゃないですか、指導、助言の強いものだなんて、そんな日本語がどこにありますか。指導、助言の強いものが勸告だなんて、どこにありますか。それは文部省の辞典にあるわけですか、どうですか。

○村山(松)政府委員 行政の態様といひましたのは、一番強い監督の形態といひましたのは、指導、監督といった態様がございします。それから弱意味での行政の態様として指導、助言といふのがございします。それから勸告といふのは、その指導、助言のほりに近い行政態様でございします。これは勸告といふのは、特に法律によつてそのようない用語を用いる場合、おむねやや対等と考えられる相手方に対してある種の事柄を述べて同意、実行を求める態様といふことになるわけでございます。

この大学の運営の臨時措置法におきまして、基本的にいろいろ憲法、教育基本法、学校教育法等の法体系の中で考えたわけでありまして、何ぶんにも大学紛争がきわめて深刻な状態、かつ長期間に及んでいふという大学行政の非常事態に對するものといひました。文部大臣あるいは大学の行政運営に關しまして若干の特例を設けて、自主的な紛争收拾措置を助けるというものが、この法律

の趣旨でございまして、広義において、教育行政法体系を逸脱するものではないと考えております。

○川崎(寛)委員 しかし、これはわざわざ文部省設置法の第五條の十八号と十九号のところには、「大学、高等専門学校、研究機関」云々「に對し、その運営に關して指導と助言を与えること」と明記してあるわけですね。そして十九号には、「指導、助言及び勸告を与えること」といふうまいに明記して區別してあるわけですね。それが大学の自治であるし、大学の学問の自由を守っていくという法体系なんですね。だから、これは明らかにニュアンスの問題だといふことではない。だから法体系をこの臨時措置法によつて変へるんだ。つまり、この法案であげられております一つ一つの

ことといふのは、大学の自治の内容なんですね。大学の自治の内容を臨時措置法で縛っていく。だから学問の自由を守り、大学の自治を守る、こういうことではなくて、大学に關する法体系自体がこの法案で変わるんだといふことをひとつ明確にしておいていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○村山(松)政府委員 文部行政の態様といひまして、直接に規定しておりますのは、文部省設置法でございします。文部省設置法は、先ほど申し上げましたように、行政権の行使の態様といひまして指導、監督といったようなことは全然見当たりません。もつぱら指導、助言あるいはせいぜい勸告といったような体系をもつてこれに臨んでおります。なお、文部行政といひました、地方教育行政につきましては、その中間的な行政措置要求といふたような態様もございします。そこで、通常の場合ですと、大学といふものは、これが設置がされた以上は、法令の範囲内におきまして、大学の目的を達成、実現しておつて、文部省といふものはこれに對して指導、助言すれば足りると考えられておるわけでありまして、再三申し上げますように、紛争が起り、かつ、これが広範かつ複雑長期にわたつて、收拾できないという場合

には、若干の特別措置を考へることは、やはり特に国民の基盤によつて設置されておる国立大学につきましても、文部大臣の責任上必要な措置と考へます。これを単に行政指導でやるだけではなしに、立法の根拠をもつてやるということについて提案することは、文部省の責任でありますし、現在の法体系の基本を逸脱するものとは考へておりません。

○川崎(寛)委員 何ほ言おうと、このことは非常に大学の自治の問題、学問の自由の問題ということで、ずっと長く議論のある問題なんです。要するに法体系の上で変わった、変わるんだということとは、何ほ精神論を言おうと明確にあるのですから、これは変わるのだということについては反駁できないでしょう。私は承服できませんよ。法体系は変わるんだ、明確に変わるんじゃないのですか。十八号と十九号で峻別してきておったわけですが、もつとも、今日の文部省というのは、後ほど井上九大の前学長取り扱ひの問題についても問題にいたしますけれども、この報告についても、北大の問題あるいは九大の問題、これらは、この文部省設置法でいう報告書、書類の提出を求めるということ、いま北大なり九大なりにかけられてきた報告というものは中身が違ふのですよ。だから、実際に今日の行政の運用の面においては質的に変わつてきておることを、この臨時措置法の中で法体系自体も変えてくる。だから変わるんだというところは明確ですよ。いかがですか。

○村山(松)政府委員 法体系というものは、一定の理念、考へのもとに、各種の法令の組み立て方で形成してきておるものでございます。そういう意味合いにおきまして、今度の臨時措置法が教育行政上法体系の一つ加わり、若干の新しい措置が法律上定められておるということを目的として、従来にないものが増えたという意味で変わったというならば、まさに変わったわけでありますが、しかし、これは従来の教育行政の理念の中で、従来も必要な改廃を加えておるわけでありますが、そういう精神で新しい必要な措置が一つ

加わつたということであれば、新しいものが加わつたからといって、法体系が変わつたということにはならないと思ひます。

○川崎(寛)委員 今度は少し認めたような、しかし認めていないようなことを言つておるわけですが、坂田さんをヒトラーに私は見立てませんけれども、ヒトラーが一九三三年に、国民及び国家の危急を排除するための法律案というものを提出してきたわけですね。まさにこれは国家権限法案といわれる全権委任法の典型的なものであります。そしてこれは時限法だったので、緊急の危急を排除するためのごく臨時的な措置なんだということ、ヒトラーが一九三三年の三月に議會で通して、そして非常大権を握つて、独裁政治というものを確立していった過程というものは、坂田さんも御存じだと思ひます。これも国家の危急を排除するための法律という臨時措置法、四年間の時限立法だつた。しかし、これは一九三七年には延長された。そして新聞記者の登録というものを今度の大学運営に関する臨時措置法も、過去における大管法というものの経過からすれば、これがあつたならばできておつたんだという言い方をしておる。しかも法体系としては、学問の自由を守るんだと言ひながらも、いまの局長の答弁では明らかに変わつておる。そして、さつきあつちのほうから、これは臨時措置法という話もありました。しかし、これは大学の問題についての授権的な法律なんです。委任法なんです。だから大学の諸君や、国民の多くがこの法案に危険性を感ずる。特に来年は七〇年安保として、安保問題が大きく国民の選択を迫つてくるわけでありましたけれども、そういう際に大学の自治自体を制約していきう、こつちのほうのこの法案の意図というものは、私は否定できないと思ひます。それはいま局長が言つた、法体系の上における変化ということでも部分的に認めたわけですから、私はその点は指摘せざるを得ないと思ひます。文部大臣いかがですか。

○坂田国務大臣 冒頭に申し上げましたように、今日一年間も授業もできない、入学もできない、そして暴力が横行しておる。そういうところに学問の自由はないのです。大学の自治といふものも、それはないのです。そういうものを正常な教育活動ができるようにしようという目的を持ってやつておる法律であります。しかもその法律たるや、るるお話を申し上げましたように、七条まではいかないで、そして六条までの段階において、あくまでも大学があらゆる措置を講ずる、その手助けをしてあげようという法案に仕組まれておるわけでございます。多少従来からの指導、助言ということに、強さ、弱さはございませうけれども、基本的に大学の自治を侵す、あるいは学問の自由をこの法案が侵しておるというふうには、どうしても私は考へられないのでございまして、むしろ、学問の自由と大学の自治を回復するために、こつちのほうのやうなことをしなければ、とらうてい大学はみずから收拾をすることはできないんだ、こつちのほうに考へる次第でございませう。

○川崎(寛)委員 これはもうまさに基本の問題です。すから対立をすと思ひます。池田総理自身も、国立大学運営法案を三十七年国会に提出しなかつたときには、大学の管理運営、改革という問題は、大学の自主的努力に待つんだということ、最終符を打つておる。紛争が一年以上たつておるから、こつちの言われる。しかし、先ほど来臨時大学問題審議会、あるいはその他の報告なり勧告なりといふものの運用の中で、必ず紛争が解決するんだといふ保証は、あなたとしてもできないわけですね。しかもこの問題といふものは背景が複雑なんだと言ひます。背景が複雑だといつて、ヒトローンになるのかアスピリンになるのか、あるいは傷口をちよつとこまかくすという形で、一時的な臨時措置法なんだといつても、しかし、これは戦後一貫した大学管理法の流れと同じなんです。だからこの点は、われわれとしては、このことによつて紛争の解決にならない。あるいは与党の諸君の言ひより、強めさせたら解決するんだという

ことにもならない、こつちの言ひます。この点については法体系が変わつてきたということ、その点はいまも明らかだと思ひますから、そこで確認をしておきたい、こつちのほうに思ひます。

次には、井上九大教授の学長事務取り扱ひの命令の問題についてお尋ねをしたいと思います。いまあなたに対して井上教授から謝罪公告を求められておられます。文部大臣は憲法と教育公務員特例法に違反したとして、国家賠償法により文部大臣の謝罪公告を官報に載せることを国に求める訴訟を東京地裁に起こしておられます。これは地裁を待つまでもなく、あなたとしてはこの問題について、先ほど来の議論の中でも、報告を求めるといふことの解釈がすでに運用の面であつておるわけですね。これについては私は謝罪公告をすべきだ、こつちのほうに思ひます。いかがですか。

○坂田国務大臣 まだそのものは来ておりません。新聞では見ました。

○川崎(寛)委員 教育公務員特例法の規定外だ、こつちのほうのことを官房長は談話を出しておられます。しかし、内閣の法制局の見解としても、たとえば井上教授が警察云々、機動隊云々と言つたことについて、法制局自体の見解としても、単に時の政府を支持しないということや特定の学説を支持するといふ理由で学長などの任命を拒否することはできない、こつちのほうに言つておられます。では、こつちの点からいひましよう。政府を支持しないとか特定の学説を支持する、そういうことでは学長の任命の拒否にはなりません。当然ですね。

○坂田国務大臣 あたりまえなことでございます。

○川崎(寛)委員 それでは、九大の井上教授の問題について、報告がなかつたから、こつちのほうですつと押えてまいつたわけでありませうけれども、教育公務員特例法の十条によれば、「大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に

基いて、任命権者が行う。こういうことになっております。これは当然に学長事務取り扱いの問題もこの範疇に入る、こういうふうに私は思います。また、これまでもそういう教育公務員特例法十条の解釈をしてきておつたはずだ。いかがですか。

○坂田国務大臣 これはもう衆議院、参議院の予算委員会におきましても、また委員会におきましても繰り返し繰り返し申し上げておるわけでございますけれども、教官がいかなる政治的な主張をお持ちになろうとも、思想をお持ちになろうとも、学説をお持ちになろうとも、イデオロギーをお持ちになろうとも、そのことによって任命を拒否することとはできないたてまえになつてゐることは川崎さんも御承知のとおりなのでござい

ます。そうして、実を申しますと、この井上正治氏の週刊誌あるいはまたテレビ等におきまして発言をされたその内容についてとやかく国会でも問題にされた。これは社会党からも御質問があります。また自民党さんからも御質問があります。

民社党さんからも御質問がありました。ということとは、一体こういうような人を管理者たる学長代理、事務取り扱いみたいなものになしていいのかどうか、不安を感じるという国民の不安と愛国心というものがあつたことも事実だと思つてゐます。それであればこそ民社党さんからも自民党さんからもそういう御質問があつた。その場合に対して、私は、やはり学問の自由という意味合いにおいて、イデオロギーとかあるいは宗教とか思想とかあるいは学説とか、そういうようなことだけで任免を誤るといふようなことであつてはならないといふことを繰り返し繰り返し申し上げておるわけでございしますが、そういう週刊誌やテレビであつたことであつても、本人の意思なりあるいはその真意といふものを聞かないでめくら判を押すといふわけにはまいりません。あの法制局の見解、それからわれわれがとつてまいりました見解にいたしましても、国家公務員としても教授

としても、ともかくはなほだしく不適当で、しかも客観的にそれが明瞭である場合はこれを任命し得ないこともあり得るといふのが、この十年來のわれわれが一貫してとつてまいりました措置でございます。その意味合いにおいて、私といたしましては、新聞、ラジオ、テレビ、週刊雑誌等においてはいろいろ言われておるが、それはどういふ真意でございしたかといふようなことくらいは聞く、報告を求めるといふことはあつてしかるべきである。むしろ、そういうことを聞かないままに私が自分の判断でもつて、評議会から来たからといつてめくら判を押すといふことは、国民全体に対する責任を持つておる文部大臣としてはいかかかと考へておつたうちに、また事務取り扱いがかわつてしまつたといふことでもございします。

○川崎(寛)委員 しかし、教育公務員特例法では「大学管理機関の申出に基いて」とある。従来の教特法十条の運用といふのは、大学の管理機関がそれをきめたわけなのであります。それに基づいて任免を行つてきておる。それをこの井上教授の場合あるいは北大の場合、明らかに教育公務員特例法の十条なりあるいは大学の自治の問題なりというものを實際の運用の上において変えておる。その本質の問題だと思つてゐます。そこにもつてきて今度のこういう臨時措置法といふものが出てくれば、報告、勧告、そしてさらには停止といふ形で締めつけといふのは簡単にできるわけですね。だからこの問題についても——これはいづれ裁判で争われる問題になると思つていただけます。なぜ教育公務員特例法十条の問題でない、こういうふうに官房長は談話をしたのか、この点明らかにしてもらいたいと思つてゐます。

○安嶋政府委員 お答えいたします。教育公務員特例法十条は御承知のとおり「大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。」といふことでもござい

ます。ところで学長事務取り扱いでございしますが、これは学長事務取り扱いといふ職あるいは身分があるわけでもございません。私どもの考え方といしましては、これは職務命令でございまして、学長事務取り扱い扱いに任命するといふ辞令を出すわけではございしません。学長事務取り扱いを命ずるといふことでもございします。したがつて、任用行為ではない、職務命令であるといふふうに考へております。したがつて、教育公務員特例法第十條の学長の任用でもなければ教員の任用でもない。そういう意味で教育公務員特例法十條の適用外の問題である、このように考へておるわけでございします。

○川崎(寛)委員 これは東大ボロボロ事件の最高裁の判決でも、大学の自治は「とくに大学の教授その他の研究者の人事に關して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判斷に基づいて選任される。」といふことでも逃げられから單なる職務命令だ、こういうことで逃げられるべき性質のものではない、こゝろ思います。いかがですか。

○安嶋政府委員 学長事務取り扱いの発令につきましては、川崎先生おっしゃいますように、従來は大学の上申に基づいてそのとおり実施をしてきたわけでもございしますが、事柄の性質といたしまして、私どもは任命権者の裁量權に基づく問題であるといふふうに考へております。ただしかし、ただいまのお話のように、大学の自治といふものは尊重すべきものでございしますから、大学の御趣旨にできる限り従ふといふことがたてまえであらうと思ひます。思ひますが、井上教授の場合には、大臣から先ほどお答え申し上げましたようにいろいろな事情があつたものでございしますから、その間の経過について御報告、御説明を願ひたい、このように申し上げておつたわけでござい

ます。私どもは学長事務取り扱いの発令を拒否したといふことではないのでございまして、そういうことその間の事情につきまして御報告を願つたにもかかわらず、御報告がなかつた。ないますに時間が経過しておりましたところ、五月の下旬に至りまして、新しく学長事務取り扱いの申請が井上教

授の上申とは別個に出てきたといふ経過でございします。したがつて、私どもは、九州大学としては井上教授の上申を撤回され、新しく岡田事務取り扱い扱いの上申をなされたものだ、かように考へております。したがつて、井上教授の学長事務取り扱い扱いの上申が拒否されたといふふうには私どもは考へておりません。

○川崎(寛)委員 ところが、文部省にはそういう言動調査の報告を求める権限はないのですよ。報告を求める権限がどこにありますか。

○安嶋政府委員 国家行政組織法第十條に「各大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員に服務について、これを統括する。」といふ規定がございします。井上教授は九州大学教授であり、文部教官の身分を有する方でありまして、その職員の服務に關する事項について文部大臣はこれを統括する立場にあるわけでもございします。したがつて、そういう井上教授の言動について文部大臣が照会をし、諸般の事情を承知したいといふことを申し述べることが何ら差つかえないといふふうに思つております。

○川崎(寛)委員 これは一般の行政機関と同列に扱うことがおかしいのであつて、何のために教育公務員特例法の十條があるのか、教育公務員特例法の十條と国家行政組織法の十條といふものを同列に、むしろ同列でなしに上位に置くといふこと自体に問題がある。いかがですか。

○安嶋政府委員 国家行政組織法第十條の規定は、これは一般の公務員と教育公務員とを問はず適用される規定でございします。したがつて、その規定に基づいて私どもが調査、照会をしたといふことは、これは何ら問題がないと思ひます。

なお、教育公務員特例法十條との関連についてのお話でございしますが、十條の規定は、これは先ほど申しましたように、任用とか懲戒とかいった關係の手續についての特例を定めた規定でござい

ことにつきましては十条はかわりがないというふうに考えます。

○川崎(寛)委員 それでいくならば、大学の自治なりあるいは学問の自由なりというものは、この行政組織法のたてまえで片っ端から調査できるということになるじゃないですか、そうですか。片っ端からそういう言動調査ができる、そしてその言動調査に対して報告を求めることができる、こういうことですね。

○安嶋政府委員 井上教授についての照会は、私どもは思想調査というよりな気持ちはないわけでごさいます。衆議院の予算委員会でも問題になりました。非常に重要な問題だと考えました。特に井上教授の場合は学長事務取り扱いの上申も参つたわけでごさいますから、そういった問題になった言動につきまして、その真意なり経過なりを伺いたいというのを言つたわけでごさいます。思想調査あるいは学問上の学説を私どもが問題にして照会をしたということでは絶対にございせん。なお、そのことに基づいて私どもが井上教授を懲戒処分にしたとかあるいは分限処分にしたとかいうことでごさいますれば、これは非常に重大な問題かと思ひますが、さようなことは御承知のとおり全くいたしてないわけでごさいます。その間の事情なり経過なり、井上教授の真意なりを承知したいということで御照会を申し上げた次第でございします。文部省の気持ちにつきましては、大臣から先ほどもお答えをいたしておりますが、別の機会におきましてもある大臣から私どもの気持ちに申し上げておるつもりでごさいます。

○坂田国務大臣 たとえば三月二十五日でごさいます。参議院文教委員会、安永英雄さんの御質問に對しまして私はこう答えておるのです。「週刊の雑誌に取材された。そしてそのことについてそれが非常に問題があったという場合に、その二つか三つのことばを取り上げるならばはなはだ不当な言動であつても、そのいきさつ、あるいはその雰囲気あるいはまたその人の真意はそうではなかつたのだということでごさいます。なら

ば、不適当ではあつたかも知れないけれども、はなはだ不適当ではなかつたというよりなこともあり得るんじゃないかというところで、私は文部大臣としてこの教授任命の最終的な責任を負つておるわけですから、これは国民の皆さま方に対して負つておるわけでごさいます。したがしまして、いやしくもそういうような人の名譽にかかわる問題あるいはまたその人の地位に関するような問題であるならば、そういう片言隻句だけを基礎として、もととして最終的な任命権者が、はなはだ不適当であるとか、あるいは適當であるとか、よろしいとかいふことを言うことはいかかという私の真情であるわけでごさいます。したがしまして、「云々」といふうちに、私は非常に注意をしてこの問題は処理をしておるわけでありまして、これを申し添えておきます。

○川崎(寛)委員 まあ地裁に出されておりますので、いすれ裁判で争われる問題だと思ひます。ただし、先ほどの十条の解釈については、これはつまり井上教授のこの問題に關連をして、行政組織法の十条で、職員の仕事について云々という信条なりあるいは服務のあり方なり、そういうものを報告を求めたわけですから、このことは、文部省の設置法の第五十三号一号の報告書とは明らかに違つたわけですね。しかし、それがこの大学の自治なり学問の自由なりというものを、こういう一般の行政機關の職員と同じようにしてやるということになるならば、それは結局思想調査、言動調査ということと何ら變りがない、結果においては同じことを招来する、こういうふうに思つたわけですね。だから、この点は簡単に見過ごすわけにはいかないと思ひます。各大学の教員に對して服務の内容について求めるということは可能だ、こういうわけですね。

○安嶋政府委員 報告を求めることは、先ほど申しましたように可能であると思ひます。ただし、先生先ほど来御指摘のように、大学の自治というものが、私どもの考えでございしますから、決して

そういう自治を侵すようなおそれのある調査というものは、これは厳に慎むべきものであるというふうに考えます。井上教授の調査につきましては私どもの真意は、ただいま大臣から詳しくお答えを申し上げたとおりでごさいます。

○川崎(寛)委員 まあそういうことで、実際の運用の面でもたいへん締めつけというものが行なわれてきておる。だから大学の自治、学問の自由、ことばはすべて入つてゐる。文部大臣が最初に、学問の自由については、憲法二十三條なり教育基本法なりとの關連についても、そういうことをまづからことばに置いてきたわけですね。しかし實際には、法体系の面についても、先ほど答弁があつたように、あるいは具体的な個々の問題等についても、運用の面では大学というものを對する指導、助言の段階というものはあるに越えた状態に及んでおるわけですね。具体的に御尋ねをしますが、これは官房長になりますかね、お尋ねしますが、全国の国立大学の事務局長、本省派遣の事務局長というものは何人おられますか。

○安嶋政府委員 国立大学は七十五ございしますから、七十五人の事務局長がおるわけでごさいます。本省派遣のおつしやる意味が私にはよくわからないうわけでごさいます。いすれも身分は文部事務官でございまして、任命権者は文部大臣でございします。

○川崎(寛)委員 その現地の大学ということですから、異動で異動していく事務局長という、本省派遣の、いわば本省派遣というのか、そうした事務局長がほとんどだと思つたのですが、どうですか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げましたように、本省派遣のという意味が、私にはよくわからないうのであります。もしその意味が、文部省本省に在職した経験のある者という意味でございしますれば、かなりな数にのぼると思ひますが、ただいま詳しく何人いるかという数字はちよつと持ち合せておりません。何でございしたら後刻お答えをいたしたいと思います。

○川崎(寛)委員 これは後ほど報告してもらいた

いと思ひますが、この事務局長が、予算の編成の過程で、各大学における各学部あるいは個々の教官、そういうものに対して、文部省との間に立つて締めつけをやる役割りというものを果たしておる状態を私は見ておるわけですね。つまり予算の編成というものは、七月から八月にかけて翌年度の予算編成の大綱がきまりますね。そうすると、その前に全国の事務局長が集まつて、各大学の次の年度の計画というものを事務局長会議で本省が示す。そして、それが各大学の中で各学部への配分その他が行なわれていく。こういう中で事務局長の果たしておる――つまり本省に在職をしていた経験のある者とした事務局長が各大学において果たしておる役割りというものは、私は、たいへん大きな締めつけの役割りを果たしておる、こういうふうに思ふのです。だからそういう従来の予算の面あるいは人事の面、そういう面からの各大学への指揮監督、まさに指導、助言のワクを越えた指揮監督の状態にあるわけですね。そこにもつてきて、今度はこうした大学の運営に關する臨時措置法というものの形で、先ほど来議論をしておるような形が参ります。ならば、各大学の教員等に対する、あるいは学問の自由なり、大学の自治なりというものを文部省の支配下に置いていくということとは、火を見るよりも明らかだと思つたのです。だから私は、事務局長の問題についてはこまかに取り上げませんが、しかし、これが現に各国立大学において予算編成の過程なりあるいは予算獲得という過程の中で果たしておる役割りというものを見過ごすわけにはいかないし、そして一方でこうした法律というものが出されてくるということには、先ほど私がドイツの場合を指摘しましたように、大学の自治なり大学の運営なりという政治的な性質のものだということに指摘せざるを得ないと思ふのです。だから文部大臣は、先ほど来、この大学の運営に關する臨時措置法が紛争解決に役立つのだ、こう言つておられますけれども、その保証というものはどこにもないわけですね。そ

の点についても一度明快な答弁をいただきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 私にはやはり大学問題の解決の方向へのきつかけになる法案であると思ひます。ただ、この法律だけでもすべての大学問題の収拾解決がはかれるとは思ひません。これと同時に、大学側の懸命な努力と、あるいはまたわれわれの指導、助言と相まって、大学とわれわれ文部当局というものが一緒になって、この暴力の横行してあります大学の秩序を再建し、あるいは教育の正常化をはかり、かつ教育条件の整備をやりつつ、また同時に、新しい国民のための大学とはどうなればならないかということにつきましても、われわれ文部省としても真剣にこれを考え、また、各大学におきましても、新しい大学像をひとつ打ち出していただく。そういうようなことを通じて、初めて最終的な大学紛争の解決が実現するものであるというふうに考えます。しかも、それには相当の時間がかかる、また相当のお互いの努力を要するというわけでもございまして、安易に即効薬的に、この薬を飲んだら直ちに解決をするというふうには思ひませんが、それは大学問題の本質あるいは大学紛争の原因というのに対してあまりにあさはかな気持ちを持っておる人たちだと言わざるを得ないと思ひます。その根は深いというふうに私は考えております。

○大坪委員長 川崎君、もうおしまいですか。(川崎(寛)委員)「留保」と呼ぶ留保という……。続けてください。

○川崎(寛)委員 それでは、この安保、沖縄の問題が、佐藤総理大臣が本会議で答弁をしておりますように、非常に大きな今回の学生運動の一つの根にある、こういうふうな答弁をしておる。先ほど文部大臣の答弁というのは明確でなかったわけですが、ここには世界の動き社という出版社があるわけですね、これが全国の高等学校の図書館に、外務省編さんの本を無料で送っておるわけですね。これには外務省情報文化局編集「日米安保条約早わかり」、これは「世界の動き」の臨時増刊

でありますけれども、こういうのを全国の各高等学校に無料で送っておる。世界の動き社のこの資料はわれわれにも無料で、講読を申し込んだことのないのでありますけれども、送ってくるわけですね。この外務省情報文化局編集のこういう雑誌が無料で、たとえば「日米安保条約早わかり」、こういうことで、この中身一つをとってみても非常に問題のある解説をしながら、これが無料で各高等学校に配られておる。これは教育に対する不当支配ということがたいへん問題になります。今日、こういうことが全国の高等学校に無料で配付されておること自体たいへん問題だと思ひます。文部大臣、御存じですか。

○坂田国務大臣 私、それは承知いたしております。

○川崎(寛)委員 では、官房長御存じですか。

○安嶋政府委員 承知いたしております。

○川崎(寛)委員 それでは、こういう世界の動き社というのがただで送っておる、これは慈善事業としていろいろのことを世界の動き社がやっている、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○安嶋政府委員 慈善事業ということばは実は私もちょっとわかりかねる面があるわけでもございしますが、関係の役所がそれぞれ担当の事務について必要なPRを行なうということとは当然なことであらうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 そりすると、これは外務省が外務省の金でこういう資料を送っている、こういうふうな理解してよろしいのですか。——わからぬのならば調査しますか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、事情を承知いたしておりますので、したがっていまして、どういふ経過、事実によつてそれが学校に配付されておるか、私どもは詳しくは承知いたしておりません。詳しくはと申しますか、全く承知いたしておりません。

○川崎(寛)委員 この日米安保条約の中身の問題については、たとえば事前協議、これらの議論等もたいへん一方的な解釈というのがこの中に入

られてゐるわけです。(「外務委員会だ」と呼ぶ者あり) 外務委員会じゃないですよ。総理が沖縄、安保が学生運動の一番原因だ、こう言っている。だから私は文部大臣に聞いているのですよ。(発言する者あり) いや、総理が出てくれば総理に聞きますよ。

○大坪委員長 川崎君、質問を続けてください。

○川崎(寛)委員 総理は出てきますか。——じゃ、私は委員長にお尋ねしますが、総理はいつ出てくるのですか。

○大坪委員長 お答えいたしますが、きよりの質問を終了した後に理事会を開いて御相談申し上げたいと思つております。私の気持ちとしては、総理の出席を頼んでおります。

○川崎(寛)委員 それでは、総理大臣が長谷川議員に対して、この学生運動の基本というのはまあ多くが沖縄、安保問題をテーマにしているということまで言っておるわけでありまして、そうすると、この沖縄、安保というもののについての学生の考えなり運動なりというものの、あるいは根が深いといったその根の認識のしかた、それらは文部大臣に聞いてもわからない、こう思ひますので——わからないということでしょう。

○坂田国務大臣 その学生運動というものがいろいろの原因から起こる。特に日本の場合には安保問題というより政治問題から入っていく、同じスチュデント・パワーということで、世界各国起つております。しかし、これはやはりいろいろお国ぶりがありまして違つてございします。たとえばフランスの大学ではむしろ制度そのものの問題、少なくとも日本のように当該年齢人口の二〇％というふうな、いわゆる量的にも高等教育機関に学ぶ学生数が足りません。せいぜい一二、三％だと思ひます。入学しましても大体三〇％程度しか卒業いたしません。そういうふうなフランスのナポレオン以来の制度そのものが一体この社会の激しい変化に対応できるかどうかということについて、学生運動が燃え上がつておつたわけでございます。それに対してドゴールとフォール文部

大臣が改革案を出した、こう御了解をいただきたいと思ひます。イギリスにしましてもあるいはドイツにしましても多少ございしますけれども、それはむしろ日本とは非常に違つて。しかしながら、アメリカの場合は、たとえばベトナム問題あるいはもっと申しますならば、根が深いと申しますならば黒人の問題、そういう問題がいれば問題とされておつて、たとえば高等教育機関に学ぶところの当該年齢数といへばむしろ三〇％を上回つておるというふうな、非常に万民のために開かれた大学になつておる。また、予算面においてもあるいはその教育条件においてもはるかにいいわけでもございします。むしろ学生としてはそういうことに不平の言ひようがない、むしろそうじゃなくて政治問題が問題化されておる。日本の場合にはどちらかというと大学管理運営の問題、あるいは大学側の、世界の変化や日本の社会的変化に対応できなかったというふうな面もありまして、同時に、そういうふうな学生たち自身の意識の変化と申しますか、あるいはむしろ政治問題という形において学生運動というものが激化をしておる。その点はちよつとヨーロッパ大陸における学生運動とは違つておる。むしろアメリカと似かよつておる。その意味において、アメリカでは黒人問題であり同時にベトナム問題であるが、日本の場合には安保の問題なんだ、こういうことをおそろく総理はおつちやつたのだらうと思ひます。

○大坪委員長 川崎君に申し上げますが、理事会で了承を得ておる時間から非常に超過しておりますから、結論にお入りください。

○川崎(寛)委員 それじゃいまの問題は、文部大臣が世界のスチュデント・パワーの問題を言つてくれば、これはまたこれから出発すれば議論が長くなるのですよ。しかし私は、総理の安保、沖縄問題というこの言ひ方、これについて問うわけでありまして、それ自体には答えてないわけですね、文部大臣はいま答えてない。だからこれはいづれ総理が出てくるというよりなことであれば、そういう機会にまた問題にいたしたいと

思います。一応これで終わります。

○大坪委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○大坪委員長 速記を始めて。

六時二十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後五時二十一分休憩

午後七時一分開議

○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大学の運営に関する臨時措置法案について質疑を続行いたします。山中吾郎君。(小林委員「委員長、委員長」と呼ぶ)議事進行についてですか。――議事進行について、小林信一君。

○小林委員 理事の話し合いでは、私はこれは非常に重大なことだから理事諸君の話し合いの中で、私の意向というものを今後の委員会運営について協議していただきたい、こういう提案を申し上げたんですが、話し合いの中から、じゃあ私に劈頭議事進行についての発言を許してくれる、こういうお話だったんですが、約束がもうすでに違ふ。(許したじゃないか。)と呼ぶ者あり)おそろしく許したって、ばくが発言をしたから許したんじゃないか。そういう委員長だよ。というのは、先ほど休憩になるときの委員長の発言の態度というものは、私はきょうこの審議をしておる、国民が関心を持つておるこの大学法案審議について、非常に不適当な発言だと私は思う。(速記には載っていないよ。)と呼ぶ者あり)載っていないが、載っていないが、お互いの耳には聞かえているわけだ。というものは、あなた、山中君、質問をいたしますかという発言をしておられます。続けてやるというならば、これは当然各党から理事が出ておって、休憩にするかしないかというところはあつたべきなんです。山中さんへの発言をしたというところは、その前からの状況というものがあなたの何か感情的なものが入つて、そうしてこの審議という

ものを非常に不適当な方向へ持つていく危険があるんだ。

〔発言する者、離席する者あり〕

○大坪委員長 唐橋君、自席に帰つてください。

い。――唐橋君、自席に戻つてください。――小林委員、発言を続けてください。

○小林委員 それは、川崎さんが発言をしておるときに、多少その時間はおくれました。二時間という約束だったがおくれました。その間の自民党の理事諸君が発言を制圧するようないやうな、そういう空気を造るような情勢が多分にあつたわけなんです。私は、これは真剣に、問題が問題だから審議をしておるのに、非常に不愉快だったんです。しかし、それがやはり委員長のそういう気持ちがあつて、おそらく山中さんにああいう発言をしたと思つて、これは今後の運営について非常に問題だと思つて、私も一つの政党に属している以上、党から出ておる理事がそういう話をしたとすれば、その約束には従わなければならぬでしょうが、二時間というふうなことが大体間違つておる。それは、自民党の諸君が早くこの法案を切り上げた、こういう考えがあるから知らぬけれども、審議をしてみて、こちらのほうは二時間の予定であつても、文部省側の、政府側の発言というものが、やはり問題が問題だけに相当慎重にやつておられます。したがって、二時間が三時間になる場合もあるし、三時間半になる場合もあると思う。私は、それでいいと思うのです。しかし、そういうことを無視して、二時間にこだわつて、政府側も二時間だ、二時間たてばあの質問は終わるだろう、こういうふうなところから真剣味がなくなつてくると思つたのです。たとえば最初の唐橋さんの質問の最後の、人事院のほうの意向と文部省のほうの意向というふうなものは、これは重大な問題だ。ところが、しり切れトンボになつて終わらなければならぬような情勢を見て、非常に私は残念だと思つた。人事院の発言というものは非常に大事です。この法案がいよいよ成案になつて施行され

る場合にとどまるのか、おそらく傍聴席の諸君は、あれは一体どうなるのだらう。――そういうふうなしり切れ的な質問さへもして終わらなければならぬような情勢を委員長がやはり考慮すべきだと私は思う。それは時間という問題も大事かもしれないけれども、やはり私は、この法案の十分な審議というものをすることが、これほど問題になつておることに對する私たちの果たすべき責任だと思つて、そういうふうな状況をもつと委員長が賢明に判断をしなければいかぬと思う。ただこういうところの空気にあなたが支配されて、山中君質問をしますか、何という委員の権限というものをあなたは無視しているか、また、委員会の運営ということを無視しているか、慣例でいえば、やるかやらぬかということとは、休憩にするかしないかということが先に論議されるべきで、それなら理事諸君との話し合いでもつてされるべきだと思つて、山中君にそういう発言をしたということは、この委員会の中にもうすでに起きておる、早くこれを採決をしよう、強行でも何でもしようというふうな、そういうことがあるわけなんだ。私はそういう点で、その委員長の態度をもつと慎重にしたいだけというだけでなく、この際理事諸君にも、もう一ぺん私は今後の運営について話し合ひをしてもらつて、このままでは、文部大臣もせつかく真剣にやつておる。だが文部大臣の気持ちだつてほんとうに国民に自分たちの真意というものを明確にするようなそういう点に欠けるところが出てくるのです。われわれもおのずからもう時間か、もう時間かというふうなそういう気持ちでもつてやつたら、ほんとうの審議ができなわけなんです。当初私は委員長にも申し上げた、各理事の諸君にも申し上げた。

○大坪委員長 簡単に言つてください。

○小林委員 そういう態度がいけないのだ。私はこの委員会は、従来のように時間かせぎの審議でなくて、いま大学問題ではどういうところが重点だ、柱を立てなさい。そうして一つ一つの柱について、各党が幾人かを出して質問をして、そうし

てできるならば参考人等と呼んで、問題を片づけていく。そういうふうな国会と国民とを結びつけるそういう模範的な委員会をやつていただきたいということをお願いしたはずなんです。ところが、それも何らスケジュールがつくれられないどころか、まるで時間かせぎをやつておるような委員会になつておるのです。

〔発言する者あり〕

○大坪委員長 静粛に願います。

○小林委員 公聴会の問題も、民社党の鈴木さんが苦勞されて、公聴会を開くことになつて、この重大法案の面目を保つことができたような状態なんです。委員長がそういう点まで、――ただそこにすわっているのが、そのびようぶを背中にしよつておるのが委員長の仕事じゃない。もつとあなたが、いかにして国民の理解を得るような法案にするか、そして自分の立場は自民党であるかもしれぬけれども、委員長は党派を越えてこの運営に当たつていかなければならぬというそういう気持ちを持たなければ、私はこの法案を通してほんとうに国民に了解を得ることはできないと思つたのです。私はそういう意味で山中さんにあなたが発言をした問題というのは非常に軽率である。そういう審議を今後続けてはいけぬ、そういうものがいま理事間に、まだお互いが気持ちが溶け合つておらぬ。その気持ちを溶け合わせるためにもう一ぺん運営についての話し合いをあなたが中心になつていただきたいということを提案をするものです。委員長のお考えを述べていただきたいと思ひます。

○大坪委員長 私が山中吾郎君に発言をされるかということをお聞きしたのは、大体各委員の質問時間を二時間程度にしようということでは理事の間で話し合いが一応済まされておることなんです。それで川崎寛治君が二時から始めて、四時を過ぎ五時を過ぎ五時二十分になんとなつてくる状態になつてきたので、これは理事会の話し合いの線より非常に逸脱をしている。ところが一方、理事のほうの話し、社会党のほうでは五時から会議を開く

から一時間休憩、五時から六時までの間に休憩するようになつてくれという話があったから、それは私は了承しておつたのです。ところが、いま申し上げるように川崎君の質問が非常に、一時間二十分程度話し合ひの線よりは超過してある、五時を超過すること二十分になつておる。であるから、このままの状態では山中君が質問を続けるのか、あるいは五時が五時二十分になつたが、一時間の休憩をしてその後やるのか、それを尋ねようと思つて、速記をとめて山中君にその真意を尋ねたのです。それが私は失礼だとはちつとも考へておりません。速記をとめて、私のところからすると山中君の距離は遠いから声が少し大きかったかもしれないけれども、このまま質問を続けますかどうかというのを、真意を尋ねたのにすぎないのである、その点は御了承をいただきたいと思ひます。

それから、委員会の運営については、私は何も委員諸君の発言を制限しようという気持ちはいささかもございません。理事会の打ち合わせを基礎にして、そしてこの委員会の運営をはかるということにもつぱら専念しているくらいな気持でやつておるのです。それがきのう委員会の終了後、文教関係の新聞記者諸君から意見を申し込まれて、私のみならず、野党の理事のどなたか代表もお入れいただきたいというので、野党の代表の理事も一緒に出たときに、新聞記者諸君の中から念を押されて、大体質問の時間はどれくらいですということ、二時間程度ということでは野党の理事の口からもちゃんと認めた発言がなされております。そういうことで、大体二時間ということに厳重に制限をすることは、私は発言者の意向を尊重することにならぬと思ひから、それがたとえは唐橋君の場合も、前後合わせて三時間以上になつておるし、川崎君の場合も三時間以上になつておる。なるべく委員の発言は尊重して十分審議を尽くしてもらいたい、こういう気持ちはあります。おりますが、理事会で申し合わせをした時間はなるべく尊重をして発言を願ひたい、今

後ともそうしていただきたいと思ひます。私は決して審議を時間的にえらい急いで、十分なる審議を尽くさないで問題の解決を急ぐ、こういう気持ちはいささかもございません。その点をお答えいたします。

○小林委員 いまその気持でもつておやりになつていただければ私はもう文句は言いません。しかし、あなたもそれを言つておる。私がこのことについては一つは憤りを感じたからあなたの前へ行つた。前へ行つたときに、あなたは初めて六時二十分再開とマイクでもつて休憩を宣したわけですよ。速記をとめて山中さんに、山中さんやりますかと言つたのではない。まだ会議が進行中であるが言つたのだから、それは取り消しなさい。そうして山中さんに——私はそういう印象を受けたのだけれども、そんなことはかつてないことだ。本人にやりますか、やりませんか。それはもう理事間の話し合ひで決めなければならぬ。それをあなたが不用意に出したということは、あなたはあまりつばなことを言われましてたけれども、やはり法案をいかにして早く採決をするかというふうなことに気持が一ぱいだということがみえつておるわけなんです。そして理事間の話し合ひがあつたとしても、理事間の話し合ひはほんとうにお互いが了解をするようなものの話し合ひをしていかなければいけないのです。そんなきまり文句でもつてきめたということではなくて、ほんとうに融和した中でもつてあなたは……（いつも守られないのだ）と呼ぶ者あり）守られないというのは、あなたが無理を言つておるからだ。約束をしなければ多数の力でもつて通そうとする、それがいけないのだ。

○大坪委員長 発言を続けてください。

○小林委員 この中にはあなた方が多数の力でもつて何でも持つていこうという——あなたはそうは言われても、月曜日の公聴会を済ましたら直ちにひとつ採決してやろうというふうな気持ちはあるだろうと思ひますが、ぜひあなたのいま言つたことをほんとうに忠実に私は実行してもら

いたい。私は一委員として、山中委員にそのときの発言は軽率であつたということをやはり言つてもらつて、そして審議に入つてもらいたいと思ひます。

以上です。

○大坪委員長 お答えいたします。

いまの第二回目の発言の当初にあなたが言つた、私がうそをついたということとは間違ひですから、それはお取り消しを願ひたい。私は明らかに速記をとめて、そして山中君と申すこと言つたのです。そして後に速記をやつてくださったと言つて、午後六時二十分よりというものを讀み上げたのです。これは間違ひございません。速記をお調べくださればわかる。私がうそをついたということはお取り消しを願ひたい。

それから、私は山中君に失礼をしたといささかと思つていないのです。語気が少し、語声が強かつたとかいうようなことは、少し遠方であつたからあつたかもしれないが、私はいささかも礼を失したつもりはございません。（小林委員「あなたがうそをついていないと言ふならば発言を求め、発言をさせろ」と呼ぶ小林君）

○小林委員 私はそこへ行つて、あなたが六時二十分再開いたしますと言つた。その前にこれから再開いたしますということばは聞いてないのです。しかし、そのことは速記を見なければわからぬから、あとでもつてこの問題は解決したい。

私は、やつぱり山中君にあつたことを言つたということは、これは本人に聞くべきじゃないです。本人に聞くというときは、そのときのあなたの心境というのが特別だつたのです。私は、そういう特別な心境になつてはいけません。あくまでも冷静にやりなさいということをおつておるのですから、声が大きかつたかどうか知らぬけれども、言うべからざることを言つたということは、やはり悪い印象を与えております。やはりこのことはあなたは陳謝すべきだと思ひます。

○大坪委員長 いま理事の諸君を集めて懇談会をしてくれということは、先ほど私が御答弁申し上げたように、いささかも議員の諸君の発言を制限しよう、ことさらに時間を押えよう、こういう気持ちはないのであるから、委員会の運営については、従来のやり方でいささかも間違ひないし、妥当の線を欠いておらぬと思ひますから、そのことについては、あらためて御相談を申し上げる必要はないと思ひます。

大学の運営に関する臨時措置法案について質疑を続行いたします。山中君。

○山中（吉）委員 湖中の人間になりましたが、しかし、私は十年以上国会におりまして、発言権を放棄するのかわつたというふうには聞かへたんです。これはよろしくないですね。やはり私は通告をしてあるんですから。発言するかしんかというの、発言する意思をお持ちになるのか持たないのか、放棄されるのかどうかという、そういう受け取り方をすることもある。そんな委員長いまでもないんです。それはないんです。何か委員長長間違ひを起しているんじゃないですか。私は、そういう非常識な表現をされることは、普通国会に長くされておる人ではないんです。それは申し上げておきます。それはやはり、こういう問題はあやまつたらどうですか。（あやまる必要はない）と呼ぶ者あり）何だ、君、何を言つてゐるんだ。

〔発言する者あり〕

○大坪委員長 山中君、発言を続けてください。——山中君、発言を続けてください。

○山中（吉）委員 なお、予算委員会には時間の制限というのがあるんですが、他の委員会にはないんです。これは、同じことを繰り返すことはできないんだから、あまりそういうことは言わないうようにしてもらいたい。それで、私は明確に言つておきますよ。文教委員会にもそういう前例はございませんからね。

○大坪委員長 山中君にちょっと申し上げますが、理事会で発言者の数が多いから大体二時間程度でやろうという了承を得ておるということを私は

申し上げておるのです。だから、それはなるべく守っていただきたいと思ひます。

○山中(吉)委員 それは私には受け取れないんです。大任委員で、法案の審議をするときに、そんな制限するなんていう非常識な私は経験はないんです。だから受け取れないわけなんです。

それで、初めに委員長はまずお聞きしておきたいと思ひますけれども、この法案が提案されたとき、きのうの新聞でありますけれども、これは私は推測でありますから、そういうことはあり得ないと思ひますが、都議選の投票日に焦点を合わせて強行採決でも決意しているとかという推測が新聞の記事に載っているのではありませんか、この新聞の記事を見ますと、「自民党首脳が都議選の投票日前に照準を合わせ、あえて大学法案の強行採決に訴えようとする根拠には」と、こういう文章で新聞の記事が載っております。たいていの新聞にこれがあるのではありませんか、大学紛争の問題は、文部大臣も絶えず言っておるやうに、根の深い、複雑な原因が重なって起こっているのではありませんか、この処理について間違いを起せば、日本の国全体のために非常に大きい影響を与えるので、まじめに慎重審議をすべき法案であると私は考えておるのではありませんか。そういう角度から考えまして、あらゆる角度から検討を加えて、一度提案された法案であっても、欠点があれば、すなおにそれを直すとか、発想法に間違いがあれば発想についても考え直すとか、そういうまじめに、真剣に論議すべき法案であると私は確信をいたしておるのではありませんか。したがって、選挙戦術にこれを焦点を合わせてある日に採決をして強行をするとか、一片の選挙に戦術的に使おうという法案であつてはならない、私はそういうふうに思ふのであります。新聞にそういう推測が出ておるんです、おそろく委員長はそういう考えはないと思ひますが、その点は、質問に入る前に、やはりこういう新聞の記事が載っているのではありませんか、そういう一片の選挙に焦点を合わせるような考えでこの法案の運営について委員長が一べん

といえどもお考えになるべきでないと思ひますので、まず委員長の考えを聞いて質問に入りたいと思ひます。

○大坪委員長 私、都議選の選挙が現在行なわれておるが、それに引つなげて文部委員会の現在の大学法案の審議を進めようなどということをお考えなさることはございせん。私も、自民党の幹部では十日か十一日ごろ採決するんじゃないかという記事を見て、実はひそかに驚いておるというところでございます。委員会の運営は、質疑の状況、委員会の進行の状況によって措置さるべき問題だと思つております。

○山中(吉)委員 委員長の正当なる御意見を聞いて私も安心をしまして、また、大いに敬意を表して質問に入りたいと思ひます。

それから、さらにもう一つありますが、これも新聞紙上の報道でありますので、先にお聞きしておきたいと思ひます。

自民党のほうでは修正案が準備されておる、そういうことが報ぜられておりました、まだここに議題になっておりませんけれども、一部学長懲罰義務のような内容を持った修正案をするというところが新聞に報道されております。これがやはり重要な人権に関する事項でありますので、こういうことがこの国会に提案をされた中で、修正をする場合については、相当与野党あらゆる角度から吟味をして、賛成、反対で通るときは通るのでありますけれども、それが、修正案も含んで、その修正に関する部分について何らの論議もされないでこういう法案が成立するということとはあり得ないし、あつてはならないと思ひますのであります。

そういう点を考えましたときに、やがてその修正案が事実であればお出しになって論議をすると思ひますけれども、この点も含んで、われわれが知らないうちに修正案が出て、気がついたら修正されて採決されておつたということは、これはあるはずがない。この点についても委員長にあらかじめ、これは新聞に載つておるものですから、それに対する十分の審議を修正をされた場合にはする

機会を、これは新しく出てくるものでありますから、再び私も質問に立つて意見を述べなければならぬ重要事項であるように思ひますので、そういう審議をされることについて委員長の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○大坪委員長 お答えいたします。

自民党の中に修正案が議論されたという事実は私も承知しております。たぶん修正案の案文もでき上がりつつあるのではないかとこのように考えております。しかし、まだ私の手元にはそういうものは来ておりません。その修正案が出てきてみなければ、これをどうするかというこの御返事は、いまちよつとなかなかできにくいと思ひます。

○山中(吉)委員 私のお聞きしておるのは、ここに出されておる法案の内容だけがわかつておるのであつて、その修正案が新聞紙上に報道されておるまま、気がついたときには、修正したまま法案が可決になっておるといふようなことがあつてはならない。したがつて、委員長は、もし修正案が与野党のほうから提案されるということがあれば、十分に審議の機会をわれわれに保証するということを明確にお聞きしておかなければならぬ、こういう意味です。

○大坪委員長 修正案が出てから、いかに処置するかというところは、私きめたいと思ひます。

○山中(吉)委員 これは、与野党の人がおるから、さつぱらに聞けばそれでいいんです、新聞の報道によれば、学長が学生を処分する義務があるような内容のものですから、出る、出ないは別であつても、いずれにしても、そういう重要修正案が出るならば、各党からやはりその修正案に対して発言もし、意見を述べる機会を保証しなければならぬ。その保証について明確に委員長からここで審議の方針をお答え願つておかないと、この法案の中身そのものが変更になるのですから、それをまずもつてお聞きしたい、こういうことなんです。明確におっしゃってください。

○大坪委員長 修正案が準備されつつあるという

ことは知つておりますけれども、まだでき上がつておるかどうかというところは十分知りませんし、私の手元に全然それが来ておりませんから、来た場合にどうするかということは、私としても修正案の内容をよく見て、なるべく、従来の委員会の慣行等もございまして、なるべく、委員会の審議として無理でないような形で処理されるようにいたしたいと思ひます。

○山中(吉)委員 どこかこだわつておられるのであつて、修正案が出た場合の話ですよ。出れば、やはり、いままで審議したものの内容が変更になつてくるのですから、あらためてそれについて各党代表で質疑をする機会を保障されるべきであると思ひます。だから委員長は、当然それとおりにいたしますと言ふのが当然ではないのですか。それをお聞きしなければ、私はやはりこの審議に入れないですよ、あたりまえですよ。

○大坪委員長 委員会の審議として措置すべき状態を措置をしていききたいと思ひます。十分の質問の時間を与えたいと思ひます。十分の質問の時間であるかということもわかりませんし、いたしますから、修正案の審議を普通の委員会でするやうなふうにしていくたい、そういうこととです。

○山中(吉)委員 委員長、国会は時間が目的じゃないのですよ。いい法律をつくるのが目的だ。重要な修正案が出たときに、各党から発言して吟味をするということが、当然審議の常識じゃないのですか。

○大坪委員長 関連して鈴木君。

○鈴木(一)委員 いまの山中君の質問、もつともだと思ひます。ただ、委員長に対して、何時間保証するとか、時間を保証しろとか、そういうようなことではなくて、十分の審議をさせるかどうか、これは当然のことだと思ひます。ですから、委員長がいろいろのことを心配のこととはわかりませんが、顔に出てゐるから、けれども、それは当然山中君の言ふとおりだということではないですか。

いか、そのくらのことは約束してもいいと思うのです。

○山中(吉)委員 それでは理事会でも開いて相談してください。

○大坪委員長 お答えいたしますが、修正案が出た段階で委員会の審議を進めることは、もちろんそれは当然やるべきことですから、そういう状態でやります、こういうことを申し上げておるのです。質問も許さないとかなんとかいうことは全然考えてもおらぬし、言ってもいい。質問等もあるでございましょう。(発言する者あり)山中君にお答えいたしますけれども、繰り返し申し上げますが、修正案が出てきたら、委員会で修正案を審議するような状態で審議をしていきますと、こういうことを言っているのです。

○山中(吉)委員 審議する状態において何ですか、もう一度言ってください、私にはわからない。

○大坪委員長 普通の委員会で修正案を審議するような状態で審議を進めていきますと、こう言っている。

○山中(吉)委員 なぜそれを抽象的にしか答えられないのですか。各党に審議、意見を述べる機会を与えるということだけは明確にしなければいけません。ねのじゃないのですか。

○大坪委員長 各党から質問があれば質問は許さなければいけません。よろしゅうございしますか。質問があれば質問を許す、それが修正案に対する従来の各委員会の取り扱い方ですから、そのとおりいたします、こう言っているのです。

○山中(吉)委員 明快なる答弁をいただきましたので、それでは私の質問に入りたいと思います。この法案を、私も、重要な日本の国家百年の大計でありますので、あらゆる角度から検討いたしました。しかし、どうもこの法案全体からいいますと、非常に不明確な疑問の点が多いのです。

第一は訓示規定のごとくにして、しかも訓示規定ならざるような、どうもあいまいな点が一つある。それから、大学の自主的解決を助長する法案であるがごとく、その自主的解決を文部大臣の権

力のもとに後退させるような要素もある。第三には、大学紛争をすみやかに解決するのが目的のごとくであるが、つぶさに調べてみますと、大学紛争拡大法案の結果になるのではないかと、疑問が非常にございます。さらにその次には、どうもこの紛争を解決するには文部大臣のおせっかいが少し多いのではないかと、おせっかい法案の感じもいたします。また一方、紛争解決を目的とするようでありますが、そうでなくて、一般の大学全体に及ぼす法案の内容になっている、この点もどうも看板と中身が違ひるので、この点にも非常に疑問がある。最後に、時期おくれの法案ではないか。そういうことを私ずつと調べてみますと、この法案がもし成立した場合には弊害が非常に多くて、文部大臣が期待するような効果が出るどころでなくて、マイナスだけが残り、いろいろとあとに禍根を残すのではないかと、このことを心配をいたしておるものであります。

そういう意味においてあらゆる角度から真剣に御質疑を申し上げますから、確信のあるところをお述べ願ひ、また審議の過程において——これはほかの法案とは違ひるのでありますから、日本の大学制度全体に及び、六・三制全体に及び、日本の教育全体に及び問題であるので、審議の過程においてどうもおかしいと思えば、あまりメンツなどを考えないで、修正を要望するならば修正に従い、あるいはこの法案の形を別な方向で、大学紛争によりよい方法があれば各党が知恵をしぼって、別な大学の自治を侵さない方法で手があればそれも審議をしよう、そういうときは一時休憩して理事会を開き、何とか日本の大学紛争が大学の自治を守る原点において結論を出そう、こういう真剣な考えでなければならぬ。私はこの法案を審議をいたしましたという感想を持っております。

それで、まず文部大臣にお聞きいたしますが、そういう点において私もすなおに質問をいたしますので、坂田文部大臣も、それについては審議の過程の中で、欠点はないと思っておったけれども、

も、こういう欠点がわかったという場合には、すなおにそれを受けて再検討するという態度をとってもらいたいと思う。いかがでしょう。

○坂田国務大臣 山中さんの真剣な御意見は傾聴に値すると思います。御意見は御意見として承っておきたいと思ひます。

○山中(吉)委員 意見だけ承って聞き流しでは困るので、私が申し上げて、やはりこういう欠点が出たというところの場合には考え直すという気持ちをお持ちになっているかどうか、あるいはもう国会に出したのだから国会でというならば、それでもけっこうです。

○坂田国務大臣 その時点で考えたいと思ひます。

○山中(吉)委員 よくわかりました。なお、委員長にも、いま申し上げましたが、吟味の過程において、確かにこの法案は欠点が相当あると思うのですが、そういうときには、どうも疑問があるというときには、一応休憩して理事会を開き、吟味をし、直すときは直し、どうするという審議の方針をおとりになるべき中身を持った法案であると思ひますが、そういう審議の方針をとってもらいたい。私の質問の過程の中にもそういうものがあれば委員長に要望したいと思ひますが、そういうようにしていただきたいと思ひます。委員長の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○大坪委員長 了承いたしました。

○山中(吉)委員 今度は委員長は非常にすなおにお受けいただいて、私も非常に愉快に思ひます。

そこで、文部大臣にお聞きいたしますが、御答弁の中に、また新聞その他論議の中にしばしば坂田文部大臣が意思表明をされておりますとあり、大学紛争の原因は根が深い、複雑である。単純な原因でないということをしばしば表明されております。したがって、大学紛争問題を解決するのにはその原因を除去しなければ解決をしない、原因というものに無関係では解決はできないとお

考えであらうと思うのですが、その点について、大学紛争問題についての基本的な考え方を聞きいたしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 やはり紛争にはその原因があります。しかし、大学紛争には非常に複雑な要因があるし、根の深い問題があります。それがそう簡単に解けない。しかも、時間のかかるねばり強い、じみん仕事を積み重ねていくという形において初めてできる。学生だけを責めても、これだけでも解決できないし、これを受けとめておる大学側に欠陥があり、改善すべきところがあっても、大学側だけを責めても問題は解決しない、そういうふうに思ひます。やはりそれぞれの立場でそれぞれの責任を感じて、国民全体がやはりこの大学問題というものをわが問題として考えるという姿勢が大学問題を解決するところにあると思ひます。たまたま大学だけではなくて、大学に続くところの高等学校、中学校、小学校あるいはまた就学前教育にも問題があるろうと思ひます。あるいは両親の家庭教育にも問題があるろうと思ひます。あるいは大学全体を包みまわすところの社会全体にも責任の一端はあるかと思ひわけでございまして、やはりそういうものを総合的に原因をきわめ、それを少しずつみんなが力を合わせてやっていくというところに初めて問題の解決の曙光が見えてくる、かように考える次第でございします。

○山中(吉)委員 私もそう思ひます。そこで、この大学紛争を解決するのには、やはり原因を除去しなければ解決をしない。これは坂田大臣と私の意見は一致してきたのであります。この問題をやはり大臣と私の間で説明をしないと、当面この一片の法案だけで解決すると思つていないわけでありまして、この法案をどう評価するかというために非常に重要なことでありますので、まず、紛争の原因についてしばらく大臣と質疑応答をしたいと思ひます。

私自身は、この大学紛争の原因は大別をして三つある。一つは世界共通の原因、これは坂田文部大臣もあちらこちらで言われておる。第二には、

日世界共通の若者たちの一つの表現のしかたかと

ておつた。民族の獨立運動に學生が立ち上がる。

対する批判が純粋な学生運動の中に入っておると

おったので、青年諸君は奥さんもなければ就職も

してないので失うものがない。したがって、われわれのようにするなくて、純粹に、学生諸君は正しいと思えばやはりそれに立ち向かう。民族、国家の危機の場合については、やはり立ち上がるのは私は青年、学生諸君だと確信をしております。それを前提として、あとで手段の選択のしかたに間違いがあり、いろいろのあらわれた現象に間違いがあることは、またそれに対する批判を加えなければならぬけれども、本質論としては、私はやはり青年、学生に対する正しい認識を持つてから今度の大学問題にも対処すべきであると思うのです。そういうことの中で世界共通の学生運動を私は理解したい。この点は違ひますか。

○坂田国務大臣 その点は、何も昔もいまも変わらぬし、あるいは日本もその国も変わらぬのであって、常に青年というものはそういうものだと思は心得ております。山中さんもかつて青年であつたし、私もかつて青年であつたのです。佐藤さんだつてかつては青年であつたわけなんです。そういうことだと思ふのです。

○山中(吾)委員 かつてお互いに純真な青年であつた、いまはお互いにより純粋ではないが……これは現代の青年は平和主義のエネルギーといふものは学生の中に共通してあるということを確認しておきたいから私は申し上げたのです。第二に、日本の社会特有の日本の大学紛争の原因を吟味したいと思ふのですが、大学の制度の中に私は一つ原因があると思ふ。その場合に、やはり政治を担当するわれわれ、あるいは大学行政を担当する文部大臣としてまず第一に忘れないで分析をしなければならぬし、してもらいたいと思ふのは、戦後の大学制度そのものの中にこの大学紛争の原因がひそんでおると思ふのですが、これはいかがでしょう。

○坂田国務大臣 戦後のどの時期を御指摘になつておるか分かりませんが、おそらく新制大学になつてからのことだと思ふのです。新制大学の理念といふものは、むしろ旧制の旧帝国大学をまねをするといふことではなくて、国民のために責任を負

う、いわば万民のための大学として理念的には出たはすだと思ふのです。ところが、万民のために開かれた大学として存在し、また発展を遂げりしものが、そうではなくて、実際上は旧制の東京帝国大学、あるいはまた旧制の京都帝国大学を見習うというような画一性になつてしまつたといふところではないか。その一つは、国民の意思の反映を踏まえた大学自治が行なわれるような仕組みといふもの、大学の管理運営、教育、研究のやり方にそういう機能が付与されるべきであつた。ところが、それが付与されないうちに、やはり象牙の塔として社会と隔絶したような形においてしつらえられたといふところに大きな原因があるのではないか。社会の進行に対して対応できなくなつてきた原因があるのではないかといふふうに思ひます。

○山中(吾)委員 大学の理念の変化の問題は大臣そのとおりであり、もう少し身を深めたいと思ひますが、その前に、私いま申し上げたのは、戦後の大学制度そのものに文部行政といふこともメスを入れなければならぬ重要な紛争の原因があるのではないか、こう思ふので申し上げるのですが、戦前の大学は旧帝国大学、旧制専門学校、旧制高等学校、旧制高等師範学校、旧制府県師範学校、旧制青年師範学校、全部みそもくも一つにして単一の新制大学をつくらしたがつて、その大学が発足するについては、終戦直後の文部省において、その新しいごつた憲法の大学を十分にしたい大学にするのには、財政的裏づけを十分にしたい計画がなければならなかつた。それが行なわれないうちに二十数年たつたところに、一番根本の大学紛争の原因があるのではないか。すなわち、旧制師範学校の先生、これは大学の教授としてはよほどの再教育をしなければならぬのです。ところが、文部省の終戦直後のその当時の大臣は坂田文部大臣でないで、坂田文部大臣の責任を追及しているのではないのですが、教授養成計画、再教育計画が一つもなかつた。それから研究施設、設備の充実の年次計画も一つもなかつた。そし

て二十数年このまま捨てておいて、一番金のかからない私立大学の増設を、これではと思ひながら知らぬ顔をして二十数年きた。そのしわ寄せが大学の中における——政治側の原因じゃなくてやがて政治のもとに戻るのですが、大学紛争の一番大きい原因だと私は痛感するのですが、いかがでしょう。

○坂田国務大臣 それは大きな原因だと私は思ひます。その点は同感なんでもございまして、結局昔のたといは八万といわれる大学といふものは、教える先生もトップクラスの先生であつた。入つてくる人も、研究に活動に適した能力の人が選ばれて入つてきた。しかもその数は少数であつた。しかし、今日ではその八万といわれているのが百五十万にもなつておる。そしてその能力の面からいつても、ABCDEといひますと、昔ならばAかBの上くらいまでが入つた。ところが今日ではABCDEといふようになつておる。一面においてはこれまたいいことではあります。大学そのものが高等教育機関と呼ばれるように変わつてきておりますから。しかしながら、今度はまたそれを教えるところの先生方のほうも、昔はトップのAだけだつたのが、ABCであるといふことが歴史的、経済的、沿革的に山中さんが御指摘になつたようなことであつた。そして自分の能力はさほどないにもかかわらず、ただレッテルが教授であるといふことでもって背伸びをした。そしてそういう実力のない教官といふものは、文部省の側からいへば絶えず再教育の機会を得て教育すべきであるし、本人自身も進んで勉強するといふ意欲がなければならなかつた。地位だけは上がった、あるいは身分保障は厚くされた。しかしながら、肝心な自分の学問的進歩、研究といふものを掘り下げることに對してきびしさが足りなかつた。そういうことは御指摘のとおりだと私は考へております。そういうようなことについて、長期的な再教育の計画とか、あるいはまたそういう教官の採用、あるいはまた採用機関とかあるいは再教育のやり方とか

再審査の機関とかいふようなことを欠いたといふところに、今日学問研究といふものに対して十分これをこなし得る教官が非常に少なくなつてきたといふことがいえるのじやなかろうかと思ひますし、そのことから研究活動を通じて学生たちが教官に対して不信の気持ちを持ち、信頼関係を失つておるといふことがいえると思ひます。

○山中(吾)委員 私はそういう文部大臣の認識は正論だと思ふのです。二十数年前、旧制帝大から旧制師範を一つにして新しい大学をつくらしたのだから、教授の資質の向上のためによほどの予算を計上して國がやらなければ混乱するのは当然です。大学そのものを見れば、二十数年の政治怠慢のしわ寄せを受けて大学が苦しんでおるのです。そこで、この紛争問題を解決するには、一片の法案だけではできない。この教授の二十数年の制度からの欠陥、行政からの欠陥を含んで、その矛盾が極限に達した。これをまず解消するため、文部省においては教授の資質向上政策についての大胆なる予算措置といふ姿勢を示さなければ、紛争に対する責任のある立場にならない。法案を提案されるならば、同時にそれを提案をして初めてこの法案の精神が生きてくるのであつて、そうでなければ管理法案だといふふうに見られるのは当然なんです。私はそれを同じに出すべきだ、明確にすべきだと思ふ。そういう認識を坂田文部大臣が御持たなければ、文部省の方針として、大学における教授の資質向上、教授養成教育、これを明確にされるべきじゃないでしょうか。お出しになりますか。

○坂田国務大臣 山中さんから非常にいい御提案をいただいたと思つております。どうかその御発言を忘れないでいただきたいと思ふのです。私自身もそのことについては取り組みたいと思つております。と申し上げますのは、いずれ新しい国民のための大学といふものを構想する場合におきまして、大学の教授の再教育の問題あるいは再審査の問題、これには当然触れなければなら

ないし、これに対しては相当の教育費用というものが要る、予算的措置の費用が要ると私は思います。そのときはひとつどうぞ大学人事に介入するとか、あるいはそういうようなことをするならば学問の自由を侵すとかいうようなことで御反対にならないようにお願いしたいと思うのであります。

○山中(吉)委員 その計画を出しになるまではこの法案を保留にされたらいかがでしよう。そうすると紛争の解決にずっと希望を持って大学はもつと熱心にやりますよ。いかがでしよう。

○坂田国務大臣 私はそれは思わないのでございまして、それはそれで、これはこれと申すのでございまして、やはりいま火が燃えておるのを消さないわけにはいきません。それから、いま山中さんの御提案でございまして、それから、もしそういうような法案をただいま私たちが提案をするというふうなことになるなら、また大学の何といふ身分にか及ぶようなことに国家権力が介入するということ、おそらく大学の先生たちは反対するだろうと思ひます。

○山中(吉)委員 少し誤解をしておるようだが、大学教授の資質向上だから喜びますよ。研修の機会を与え、そして研究のできる、予算の裏づけのある計画を立てることなんですから、私は喜ぶと思ふ。

○坂田国務大臣 私が申し上げておりますのは、再審査機関を設けるとか、それは何年にするかしらぬけれども、一応教授としての身分の保障を十年なら十年というふうにきめるとかいうようなことではございまして、この点については、この間東京工業大学におきまして教授会みずからがそういうふうな規制するような改革案というものを提出しておられるわけですが、これなんかは私は非常に建設的な御意見だろと思うのです。こういうようなことを私たちもそれは指導、助言というふうな形でなぜ大学側に求めなかつたのか、それを山中さんから御指摘されると思ふれば、私たちはまことにその点をさうでござ

いたしましたと言わざるを得ないと思ひます。しかし同時に、政府といたしまして、大学自治を尊重し大学の自主的な解決というものを最大限に求めておるといふこの仕組みから考へるならば、当然大学側として、東京工業大学あたりでやられたようなことが各大学側において意欲を持って提示されるべきである。そしてそれに対して文部省はどうか、これについてはこれくらいの予算的要求が要るがそれは聞いてくれるか、こういう具体的提案をなさるべきであつた、かように思ふのでござい

ます。しかし、それがなされなかつたということでございます。(虫がよいよと呼ぶ者あり)虫がよいとおっしゃいますけれども、われわれも指導、助言ということがあまりにも大学自治を侵すのではなからうか、学問の自由を侵すのではなからうかと、当然国民に対して責任を負う文部大臣として言うべきことも言わなかつたという責任を私は感じますけれども、その以上に学問の自由を侵すとかあるいは大学の自治を侵すとかいうようなことはわれわれは毛頭考へておらなかつたということをはつきり申し上げておきたいと思ひるのでございます。

○山中(吉)委員 大学教授の任期制、それには大賛成、どこへ行つても賛成しますから、坂田文部大臣もがなんばつてやつて下さい。ビジョンを出さないからといって、そんなものはわれわれは慎重に審議をして考へてゐるんだから、よけいなことを言わないでどんと政府のほうにおいても所信を出して、ただこの法案だけを、文部大臣の権限強化で、これはあとで評価をいたします。私の確信のある意見を述べますから、また論駁されてけつこうですが、この法案だけでは絶対に解決しない。これはいま論議しておるのではないのであります。これは原因がなければ原因を除去することが解決ですから、何としてもこの法案の前提条件として原因の正しい認識を政府が持たなければ、この法案に対する正しい評価ができないので、いま文部大臣と私は論議をいたしておるのですから、そのつもりで論議をいたしたいのですが、戦

後、戦前の高等学校、高等教育機関数種類のものを一つにしてしまつて、ごつた煮の大学にして出發しておるが、それについての政府における新制大学充實計画のないままにきたというところは大きい紛糾の原因である。これは大臣がお認めになつた。これを直すにはやはり教授養成、再教育計画を立てなければできぬということも確認をされた。その点について私も協力をいたします。

次に戦後の大学について、制度に内在する紛糾の原因の一つとして、私はこういうことを一つ思ふのであります。旧制高等教育機関の中の旧制高等学校、これは他のものは専門教育機関である。師範学校にしても、工業専門にしても全部専門教育であつたが、一つ戦後の新制大学に中身に入り込んだ中で専門教育でないいわゆる一般教養教育学校であつた旧制高等学校が入れ込んで、そのまゝ新しい大学が引き受けて、制度的には旧制高等学校に相当する教養部二カ年、教養課程二カ年を入れたといふこと、ここに一つの紛糾の原因があるのではないかと。したがつて、制度的にこれは解決しなければ、この紛糾の根本的解決もないといふ立場もここに一つあると思ふのです。そのことはどういふことかといふと、戦後の大学は、戦前の場合には専門コースを決定し、人生の方向を決定し、自分はこの専門学科をやるといふことを決定したおとなの学生が大学に入つて、大学当局は、もうみずから決定した学生のみから学ぼうとする専門学科を中心に教え、その中で人間形成をすることができた。新制大学は、人生の方向、専門コースを決定しないロマンチズムに生きてきたところのいわゆる旧制高等学校の生徒——学生と称しなかつた、生徒が入つてきたので、大学当局は人生の方向、すなわち専門コースの選択、指導という新しい機能、戦前になかつた大学の機能を引き受けたのではないかと。ところが、一方に教養部に対する予算あるいは校舎、教授養成その他が全然なしのままに一つの地域に押し込んでしまつて大量に入れたといふことが、現在の大学紛糾の一番大きい原因である。したがつて、十八

歳、十九歳の戦前の旧制高等学校に相当する青年諸君が、一つの運動があつたときにその動員部隊に一つの号令だけで、十分個性として自覚した上で行動するといふ能力のないままにこの混乱が出ておるといふことも一つではないか。そう思ひません。

○坂田国務大臣 やはり原因の一つはそこにあると思ひます。戦前はやはり三年間の旧制高校におきまして、知的に偏向した教育だけではなくて、全人格的な、言うならば自立的人間形成といふものをあの三年間にやつて、自立ができるような人が大学に入つてきた。したがつて、大学の教官のほうでも、大学というところはいままで高等学校あるいはそれ以下の学校と違ふんだぞ、きびしいんだぞ、そのかわりおまえたちはおとななんだから責任を持つんだぞという形でやつたわけで、天からばたもちという形で教育が与えられるといふところじゃないんで、学ぶところの学生それ自体の意欲というものが伴わなければ教育も研究もできない場であつた。そういうことを入つてくる学生たちも心得ておつたし、大学の先生方も心得ておつた。それが新制大学になりますと、一年間若くして入るのです。いまの大学は——二年になりますか、それは山中さんのほうが詳しいのですが、そういう二年若くして入る。それだけむしろ自己コントロールもできておらないし、自立的人間もできておらない。そこで結局、そういうような人たちが入つてくるのであるから、旧制高校と同じような一般教養といふものをやはり二年間ぐらいやつて、それから専門教育に入らなければいけないと考へた当時の考へ方もわからぬわけじゃないのですけれども、日本の土壌においてはそういうようなことをやつた経験がない。アメリカの先生だつたらちゃんとそういうことを心得ておつたかも知れないけれども、その辺が、やはり旧制の大学の先生たちが多かつたものだから、少なくとも東大あるいは京都大学に右へならえを大学というところはしたものですから、二年間が一般教養、それから専門教育にいく、こういうことが

やはり一つの原因になっておる。そうして結局、高等学校でやつたものの焼き直し、そうしてまたここに、一般教養をやつておる先生方というものは、専門教育の先生方からするならば何か一段下の教授、同じ教授でも下というふうなインフュエリオリティコンプレックスを感じて、たとえば東京大学におきましても、本郷の先生と駒場の先生とでは格が違ふんだ、こういうふうなことになる、これではなかなか生徒たちに感銘を与えるような講義をすることはできないし、また、おそらく学生たちも感銘を受けないというふうなこともやはり大きな原因だと思ふのです。

今日東京大学においても種々の改革案が出ておられます。あるいはその他のいろいろな改革案も出ておりますし、中教審でも御検討になりました結果は、大体において四年間を通じて一般教養をやるようなカリキュラムを組んでやつたほうがいいんだというのが支配的になってきておるように思ふのでございまして、この点はもう早急に改められるべき時代を迎えたんじゃないか。しかし、文部省といましては、そうではございまして、重に審議をいたしまして答申をするといつておられますから、その結果を私たちは待ちたいと思つておりますけれども、方向をいたしましては山中山の御指摘のとおりの方へ行くものであると思ひますし、今日の大学紛争の一つの原因はやはり御指摘のとおりだと考えております。

○山中(吉)委員 大学がだんだんそうなつていふと文部大臣はよそごとになりましたが、前期二年は教養コース、旧制高等学校と同じような、まだ専門コースを決定してない一般教養コースにせよ、あの二年が専門コースだといふことは、文部省の行政の制度なんです。それを破つて、これでは実際にどうにもならぬといふので大学生が自主的に、創造的にこれを直してやるのであつて、だから文部省があまりおせっかいしないほうが逆に大学は伸びるといふ一つの証拠なんです。旧制高等学校の生徒諸君は、

人生は何ぞ、恋愛は何ぞ、死は何ぞといつて、そうして深刻に人間を見詰めて、その当時寮で大学に入った。入ったときはおとなの学生だ。だからイデオロギーはどうであらうとも、表現の手段はいまのようにはならなかつたろうと私は思ふ。そういうことを考えると、現在の大学紛争の根本原因は、教養コース、人生の方向を決定してない構成が中に入ったという制度にメスを入れるということが非常に大事なことだ、この法案一片を出してもだめなんだということを私は強調したいのです。これは、これは何にもならない。十八歳から入るならば、民法も刑法も、これは独立の人格だ、法律行為能力を持つておる成人として認めて、学生と称する大学進学年齢は民法、刑法、社会が当然独立の人格と認める成人年齢と一致せしめる制度、それで初めてみずから進んで自分で決定した学問を学んでいく。そこで研究と教育の一体化した大学というものは初めて生まれるので、学生と大学の理念が一致すると思ふ。そういう制度というものの中で大学紛争を解決していこうという着眼をお持ちにならないで、なぜこんな法案を出しになるのか。そこに一番根本の発想においてどうもびつたりしないことがあるのです。その辺はどうお考えになっておるのか。

○坂田国務大臣 その辺になりますと、私ちよつと山中山さんのおっしゃるのがわからなくなるわけですが、私自身もあなたのようなことを考えておるわけなんです。それを簡単に、もうあるべき像というものが確定しておるもの——一つの御見解だと私も敬意を表するのです。たとえばあなた一般教養に対する考え方、また私自身もそのように考えておるわけです。しかし、文部省の制度は御承知のとおりに確かにそれでない、二年制一般教養をやるといふことに縛つてあるわけです。でございまして、縛つてあるものをほんとうにそいうふうなものに新たに交える場合は、制度の根幹に触れる問題でございまして慎重な取り扱い

いをしなければならぬ。国家百年の大計でありますから、やはり中教審で明治以来今日までの制度の長所短所というものを洗い直し、さらに今日の社会的要請に対して、二十一世紀の要請に対してどう教育制度全般を考えなければならぬかといふ中間報告も出しましたし、その中において大学といふものはどういふ位置づけにならなければならぬか、あるいはまた、それに対して一般教育といふものをどう取り上げるかといふことは、やはりもうちよつと時間をかける必要があるのじゃないか、そういう慎重さが必要じゃないかといふふうに私は考えて、そういう方向ではございましてけれども、いましばらくお待ち願いたい、こういうわけでございまして。

でございましてけれども、ただいま燃えておるこの火の粉は払わなければならぬわけでございまして、やはり消防隊を組織いたしまして水をかけよう、そしてその上において新しい大学を再建しようというわけでございまして、この法案そのものは山中山先生御指摘の新しい大学をつくるその第一の門である、一ぺんは通らなければならぬ門である、こういうふうに御理解をいただきたいと思ふのであります。

○山中(吉)委員 あとのほうがちよつとおかしいですね。中教審のほうでは十二月末までには一応制度のビジョン、結論を出すということがきつて新聞に出ておる。そのビジョンというものが裏づけになって大学紛争に対する当面の処理の対策を確信を持つてお出しになる十二月のときなら、まだ一つの論議の何になる。これを先にお出しになるというところは、これはどうしてもマイナスだかなんで、火の粉を消すより火の粉がもつともつとふえるだけだと思ふ。

「委員長退席、久保田(四)委員長代理着席」
学生に希望を持たし、そして未来に対する見通しを与えて、なおかつわからない学生には教養とすいろいろな方法をお考えになるべきで、ゼジョンを出さないで——この間与党のほうからもなゼジョンを先に出不いかと盛んに迫及しておつた

ようですが、これは正論だと思ふ。どうして十二月、そのときにお考えにならないか。いまこで半年前にこいういふものを出したことによつて、昨日もいろいろ論議をしておつたようでありまして、この立法反対ストが二十四校にふえた文部省で報告しておるじゃありませんか。私はそこに順序に非常な誤りがあると思ふのですが、これは腹の中で悩みを持つておられると思ひますが、坂田文部大臣は時期についてはどう思つておられますか。

○坂田国務大臣 やはり来年の入学試験をどうするかといふことも、もう六月末、七月といふことになりまして、各大学で考えるわけでございまして。しかも七十五の大学のうち三十校も紛争が続いておる、こいうわけでございまして。これに対して何らの措置も文部省としてやらないといふわけには実はまいらないわけでございまして、しかもこの法案といふものはあくまでもその重病人の手助けをしよといふ法案であることは、けさから私が答へを申し上げておるとおりでございまして、こいう立法でございましてから、むしろいままで国立大学の先生方といふものは親方日の丸で、そうして一年でも半年でも授業をやらなくたつてそれで済まされるというふうな——内心みんなそれは御心配になっておることはわかりましたけれども、私立大学の人たちがもし入学試験を一ぺんやれなかつたら、もうその学校はつぶれてしまふ、理事者もそれから教員も事務職員も学生も、もうどうにもこうにもならなくなつてしまふといふ、こいう切実な自由社会のあらしと申しますか、競争の原理といふものがひたひたと迫つてくるということに、若し国立大学の先生方は欠けておられたのではないだろうかと思ふのでございまして、この法案がもし通りますと、やはり私立大学が当然受けるべきところの世の中のあらしといふものは、容赦なく吹き巻くのでございまして、その際に類死のやうな大学の自治能力を失つた人でもほんとうに私は立ち上る、そして強くなる、そしてほんとうに教育の正常

化、あるいは秩序回復ということが期待できるのではないだろうか。なまよとしておるような状況では、これは何もしないならば、それこそ国民の財産を破壊したまま、教育をしないまま、研究をしないまま、それこそ大学はつぶれていかざるを得ないというふうに私は考えまして、やはりこの時期には何らかの措置をしなければならぬ。何らかの措置をしなければ、必要最小限度の立法——なぜならば、やはり大学は自主的解決ということを主張すべきであるから、大学がいかにか自治能力を失いかけたといながらも、やはりみずから助くるものを助くるというような態度でもって臨まなければいけないというような気持ちから、最小限度の立法にとどめたわけでござい

ます。

○山中(吉)委員 いま文部大臣の言われておることは事実発想についてどこか間違ひがあるんじゃないかと私は思うのです。それは東大の学長も何とか入学試験はやりたいたいというのに、むしろ文部大臣がやめさせたんじゃないですか。その真相は私は新聞で見るとおりでございしますが、学長及び教授は、どんなことをしても教育は継続したいというのが正しいのであって、いかなることがあっても継続したいのが正しい。しかし、政府のほうでは、いまの状態では入学をさしても授業はやれないじゃないか、やめたほうがいいという指導をされたように私は聞いています。そういうくらいならば、試験をやるか、わりには内申書を中心として、あるいは地方に分散をしてでも試験をしてやるべきだと私は予算委員会でも主張した覚えがある。もしまた授業が継続できなければ、文部省の隣の国立教育会館でもあけてここで授業をやりなさい、国有財産をあけても授業を継続しなさいという態度が、私は教授諸君が教育と研究に責任を持つ姿勢を援助する姿であると思うのです。この法案は反対じゃないですか。これ以上やるとも教育をやらさないで、これ以上やるとも教育もストップするぞ。そうでなくて、いかなる方法でも続けなさい、それに対して援助をするぞ、場所が

なければこの国立建物もあけてやるぞ。そうして入ってきた学生諸君は、勉強したい。そういうグループの中に入っていないのだから、新鮮な気持ちで何とか勉強したいからこそ入ってきたノンポリの学生諸君が、封鎖を解く決議をし、新しい大学をつくるエネルギーになると私は思う。発想が違ひじゃないですか、発想が。

○久保田(円)委員長代理退席、委員長着席
○坂田国務大臣 去年入学を中止いたしましたことは、事実上意見がととのわなかったからやめたわけでございします。やめました結果は、私はよかったですと思っております。いまでも、そして、それであればこそ東大は今日九学部授業再開、そして卒業生を出し、そしてまた進級をさせ、また残る一学部の文学部におきましても近く授業が再開ができる、こういうふうにしておるわけでございします。

それから、いまおっしゃいました発想そのものでございしますが、いやくも日本における最高の大学といわれておる東大が、自分のいわゆる構内において授業ができないまでもあつては、私は自主的教育、研究といふものができないと思つてございまして、そういう口幅つたいことは言えないのではないだろうかというふうに思ひます。また当時の加藤学長そのものも、学外において授業をするというふうな意思はございしませんでした。そのことは私との会談においてはつきり申し上げておりました。

○山中(吉)委員 それは見解の相違だから論議をしても平行線と思ひますが、私は、どうしてもどんなことがあつても教育を継続したいというのが教授の精神、これを育てること以外に行政の立場はないと見ておるのです。外だからやめろとか——外でも教育をしたいというその精神を助長する、これで私は一貫をすべきだと思ひます。この問題は、あとで法案の論議をしたいと思うのですが、東大の場合は入学をストップさせることを認めて、そしてこの法案は、今度は他の大学がストップしたら停止をする、処罰的な法案になつてゐる。東大はすでに一年半という状態を

つづけている。東大はすでに一年半という状態を続けて、この法案ができておればもう適用されておる大学なんです。一年半たつていま自主的に立ち上がつて、医学部も授業再開した。この法案から卒業しちゃつた。一番の東大に適用すべきものが卒業して、これは東大保護法になる。ほかのほうはストップするぞ、するぞということになる。時期がおくれている。この法案はもう非常に不公平、差別です。そういうことは、あとで私は法案の自分の評価をしようと思つたのですが、いま坂田文部大臣がそこで触れたから言いますけれど、もうこれだけでこの法案は問題になる。一年半続けて、そして入学もできなかった東大だけがこの法案の適用外になり、他の大学は適用されてくるのです。それでいいのですか。

○坂田国務大臣 この法案というのは、何も大学をつぶすのが目的じゃないのです。解決のため、收拾するための法案であつて、繰返し申し上げておきますように、七条に至らざる、六条以下の段階においてあらゆる自主的解決をいたさない、それにはこうこういう手だてがございしますよ、という法案なんぞでございします。ですから大学側がほんとうに自主的解決能力を持つておるならば、七条のお世話にならないで六条以下の自分たちの自主的解決をおやりになればいい。その実績をお示しいただければいいわけでありまして。東大がやつたようにおやりになればいいわけでは

ない。東大は法案なしでやつたじゃないですか、一年半かかつておるけれども、これはもう九カ月でやるじゃないですか。これは東大保護法ですよ、そういうことを言うならば、そうでなくて、どんなことがあつても授業を続けなさいという立場で一貫をしていくことが、この紛争を解決する道なんです。こういう法案をつくるより大学紛争相談所でもつくりなさい。そしてほんとうにそれに対して知恵を与えていけば、法律で強制しないでいい。文部大臣の権限を拡大するよりは、それで大

学紛争相談所を開設してできる。どうしてこういう発想ができたか、私はわからない。

法案については順序を経て切実な問題を質問したいと思つておるので、いま話はそこへいつてしまつたけれども、まず紛争の原因についてもう少し正確にお互い認識しないと本案の評価は間違ひの、もとに戻りますが、新しい大学の中に入り込んできた教養部、これは急に学生も大学も十倍にもなつてきておるのでありますから、混乱するものは当然なんだが、旧制高等学校教育に相当する部分、いわゆる入学して十八歳、十九歳の未成年の、まだ専門コースを決定していない生徒——私は、専門コースを決定していないのは学生でなくて生徒だと思ふ。その人がどういふ収容状態になつておるのか。たとえば旧制第三高等学校、京都吉田山にあの第三高等学校があつた。戦前においては、あの環境の中で、一つの大きな人間形成の場であつた。条件があつた。そのときに生徒は七、八百名だった。同じ場所に五千名押し込んである。三千年そこでいろいろな人間形成の体験を積むはずのものが二年に短縮されて、戦前においては豊かな環境の中で教授と人間の接点関係が深まりつつ、そして何かりつばな人格をつくつたものが、いま五千名押し込んで、何もしないでほつたらかして、そして専門コースの三年に移つてゐる。紛争が起ころのはあたりまえじゃないですか。そして学生諸君に聞くと、いままで小学校、中学校、高等学校の十二年の間に教養教育を受けて、ある意味において

は激しい試験を合格をして、あつたがそれを持つて大学に入つたが、そのときには、一度専門学科に触れてみたいと思つたときであるが、また同じような高等学校の繰返し教養、しかも中身の無い教養教科がまた繰返しされる。うんざりして、そしてそこに欲求不満が極限に達してきてゐる。そして戦前のことを考えてみますと、旧制高等学校の校舎の中に、ちよつと毛のはえたような修築をしたところ七倍、八倍の生徒を押し込んで同じようなことを繰返ししてきておれば、これは一人旗

を振れば全部賛成しますよ。昔の寮のストームと同じようなものだ。そんなときにこんな法案を持ってきた、その現実を解消しないで法案を持ってくる気が知れない。だがこういう着想をしたのか。だから私は、この大学紛争問題の解決は、制度の改正によってのみ解決できる問題である、そういう責任感を政治の側は持つべきだと強調しておるのではありません。これは文部省からいただいた資料でありますけれども、第一高等学校が戦前においては四百名であった、文科、理科を三組、四組に分けて、そして現在三千名になっている。金沢の第四高等学校は三百六十名であったものが、戦後一千名も一つの校舎に押し込まれておる。第七高等学校が三百六十名が、戦後千七百七十名、みな同じです。こういうことを伏せておいて、学生がけしからぬ、いまの学生はどうもおとなにならないうで子供のようだ、過保護の結果だということだけで、そういう着想でこの法案が出されておるとすれば、私は撤回すべきであると思う。幾らやつてもこれは繰り返して不平不満が出て、この大学立法に対してさらに大学においては紛争を来たさせるだけである。そうして一時権力で押えたとて必ず倍加してくる。この大学の実態を見たときに、私は痛切に感ずるのであります。この現代の大学制度の大学の環境を築くというのをまず先に手を打つべきだと思うのですが、いかがですか。

○坂田国務大臣 制度を、現在の社会の中におきまして、それに応じた形において変えていくという基本的なお考えは私も賛成でございます。それが整っていないというところに紛争の原因もあるということもわかります。それからまた旧制の高等学校、一高時代といまの駒場の人数の関係も御指摘のとおりだと思っております。しかしながら、先ほど申しますように、本郷でまいますと、教官一人当たり一対四・八くらいです。それから医学部は一対一・二くらいなんです。ところが、そのマスプロといわれるのはむしろ私立大学なんです。一対三十くらい。私立大学のほう、二百七十もあって、紛争校はわずかに九校、

私立大学よりも授業料も非常に安い、そして教育条件から見ればはるかにいい国立大学において、七十五のうち三十も紛争を起こしているというこの原因についても、山中さんひとつ御検討をお願いしたいというふうに私は思うのでございます。なぜこの私立と国立と違うのかというようにすることは、やはり考えてみる必要があると思うのです。たしか私の記憶だと、戦前におきましても国立の一人当たりは一対八くらいだったと記憶いたしております。頭割りで言いますと、国立に關しては一対八なんです。ところが東大の場合はさらに十学部、さらに十四の研究がある。研究所は研究所、そして学部は学部、その研究所の中で相当優秀な人たちがおるに違いない。そういう人たちが何で駒場あたりに講義に立てないのだろうかという気が私です。そういうふうな管理運営のやり方というものは、大学当局に自治が与えられておるのだけれどもやれないのだろうか。それをばばされておるのは、やはりわれわれ文部省の基準や何かいろいろのものがあるからだろうか、こういうようなことについても私は検討してまいりたいと思っております。そうして、そういうものを一つ取り上げただけではなくて、総合的に、一般教育だけの問題でなくて、管理運営その他研究のやり方、あるいは先ほど申しますような教官の再教育の問題あるいは再審査制度の導入の問題、あるいはまたビッグサイエンス時代になった場合における一般企業とその基礎研究との関係はどうするかというような問題、あらゆる問題をやはり洗い直して検討をし、そして大学改革を進めていかなければならないというふうに私は考えておるわけでございます。

○山中(吾)委員 いま大臣たびたびそういう答弁をされておる。数字を何回も答えておるのです。が、国立と私立の比較においては国立が優遇されておるといふ御答弁であるけれども、しかし、世界諸国の大学と比較しますと、学生一人当たりの単位費用というものは、日本の大学は決して優

秀ではないはずだ。それから教授の質の問題、いわゆる昔の師範学校まで一緒にした新制大学のそのまの教授が担当しておるといふことも含めて、これは検討すべきであって、それを前面に持ってこられて国立大学が過保護だという表現のしかたは、私は当たらないと思う。それは私立と国立との比較の問題としては正しいと思うのです。が、国立そのものは、これだけ国費を投入しておるのに、国立のほうはどうも怠慢でよろしくないというきめつけ方は当たらないのじゃないのですか。

○坂田国務大臣 先ほども申しましたように、私立の場合だったら、入試が一べん中止になったから、もう大学は経営困難で立っていかないわけです。それはもう御承知のとおりなんです。そのことに對するきびしさというものが、教官にも学生にも、一般学生にも理事者にもあるという場合と、そうではなくて、大学紛争は一年たつたつて、とにかくやっていた。やっていたけれども、意味は、努力はするけれども、できない場合はできない場合で、大学自治だし、それから大学の自主解決ということではないか。こういうことで、給料はちゃんともらってございすから、そういうことが、もし私立大学と同じような立場に立たせられた場合は、やはり私立大学と同じようなきびしさ、きびしいあらしあるいは風というものをまともに受ける。そういうことはやはり何でもないうようなことだけれども、自立というのを考える場合は、自主というのを考える場合は、私が過保護ということは表現したことに値するのではないだろうかということを比較的に申し上げたわけでございます。

○山中(吾)委員 誤解はしませんが、国立の場合についても、入学を取りやめるなどということも考える学長も教授も、そんなことを喜ぶのは一人もないと思うのです。だからむしろ、文部省のほうもいかなるものがあっても入学試験をやる、試験ができない場合は内申書でもいいからやりなさい、場所がなければわれわれも考えるから、くらい

のことをするといふ。そうじゃなくて牽制をした傾向があるんじゃないですか。まず、それはそれにしておきましょう。そんなに国立も特に急に非難しないでほしいというのです。そういうことからなくて、われわれのほうからいえば、大学の一番大事な使命は、教育と研究の継続なんです。学校というものは継続することによって学校の資格があるのです。中断すれば、これは学校ではないのです。一番大事なこととはやはり継続することなのであって、その点についてあらゆる手段をもって継続する。継続させるかたわらに制度の改革をわれわれは検討すべきだ。ストップさせて制度の研究をすべきではないと思うのです。そういう意味においてこの法案の発想に私はどうも間違っているのではないかとと思うので、これはあとでなお論議をしたいと思います。

次に、これも基本的な問題としてまず論議しておきたいと思っております。大学が、大学の外における大学紛争の原因は、政治家としてもわれわれは真剣に考えておくべき必要があると思っております。いろいろと非難があつても、大学生諸君は、日本民族の若い世代の比較的すぐれた素質を持った部分である。十八歳、十九歳、二十歳、二十一歳、二、三年浪人した者を含めて、大体十八歳から二十五歳まで、現在同一年齢人口の中で百五十万の大学に籍を持った者がおるのですが、そういう若い諸君を建設的な理想にエネルギーを活用させるというのに失敗しておるのには政治ではないか。政治の一番大事なこととは、そういう若いすぐれた諸君のエネルギーを国民の理想に向かって、個人主義、利己主義を越えて、全体のために尽くすことに生きがいを感じ、魂をゆり動かすようにするのが政治だと思ふのです。ところが、政治に対する不信感とか、政治に対する絶望感というものは相当ある。それが反体制の一つの運動にだんだんと発展をする。動員部隊がふえておることは明らかである。このことについて真剣に日本の政治を担当する者が考えるべきではないか。やはり若い諸君に理想を与えることに失敗

した政治はどうするんだ。理想を与える政治の姿勢をとることが、この法案を提案する一番大前提として考えるべきではないか。特に文部大臣はそのときに悩みを持たないでこの法案を出すのではその資格もない。これはお互いに明確に反省をしてこの論議をすべきだと思うのですが、いかがですか。

○坂田国務大臣 政治に理想がなければ、それはほんとうの政治にならぬと思います。

○山中(吾)委員 私はなぜそういうことを言いたいかというと、具体的に国民に差し示す理想は憲法の中から引き出すべきだと思う。絶対戦争をしない誇り高き国をつくるのだ。諸君一人一人が国民の主人公であるという主権在民の意識を高揚する中で、もっと学生諸君のエネルギーを建設的に活用する政治の姿勢は出せるはずである。憲法の空洞化をはかっておるのはこれは出てこない。その点は私は自民党政府に責任があるのではないかと。政権を担当しておるものがまず第一に責任がある。その辺を、文部大臣の所見をひとつ聞いて次に進みたい。

○坂田国務大臣 山中さんのそのあたりになりますと、私はよくわからないわけでございます。平和を守ることが私も人後に落ちません。しかし、平和を実現する場合において、どういふような方法をとったほうがより平和を維持し、そうして国民全体の安全を守るかということについては、おそらくあなたと私とは意見を異にすると思うのでございまして、平和を愛するということにはあなたにも決して劣らぬということだけははっきり申し上げておきます。

○山中(吾)委員 何か中身を聞かないとわからないが、これは次に譲ってけっこうです。

そこで一番最初に申し上げました法案の私の評価について質疑をしてみたいと思います。

この法案は、先ほど触れましたからこれは結論を出したいと思うので申し上げますが、どうも時期おくれの法案である。東京大学が一年半こういう状況のあったままで、最近この法案なしに立ち

上がっている。そうして新しい大学の創造に具体的なビジョンを出し、医学部も再開をしておる。そのあとでこの法案を出そうとしておるのでありますが、これは次にどういふ大学が適用になるのか知らないのか知らないけれども、あと九月月で何か同じようなことをしたのは適用に入ってくる。そうして東大だけは免れてしまっている。そういう時期おくれの法案を出しになるということとは、私はいろいろの大学についてこの法案の適用について矛盾が出てくるのではないかと思うのです。そういう意味において、この法案についてまず時期おくれの法案であるから、法律形式によらないで大学の紛争を解決する知恵を出すべきであると私は思っている。それは論議の中でいろいろとまた意見を交換いたしたいと思っています。

そこで、まずこの法案の矛盾を感じるの、紛争解決法案のごとく一般大学に延長することを含んだ運営に関する法案になってしまっているというところが、私の一つの疑問なんです。大体表題から大学運営に関する臨時措置法と書いてある。大学紛争に関する臨時措置法ではないのです。これはどういふわけですか。まず表題から……

○坂田国務大臣 先ほどのお答えからしなければならぬですけれども、おそ過ぎたというようになことですけれども、もしこれを去年出しておったならば、それこそたいへんなことだと思っておるのです。それこそ私から申しますと、もう少し大学側に自主的解決をまかせるべきであって、半年私は見守ってまいったのです。大学の自主的解決というものを。しかし、来年の入学試験も心配するようになつた状況になつては、やはり出すべきであるというふうに考えたわけでございます。

それから、この大学の運営に関する臨時措置法案でございしますが、これは紛争収拾に関する内容を持つ大学の運営に関する臨時措置法案でございします。

○山中(吾)委員 前のほうは、法案を昨年出さな

かったというなら、ことしも出さなければ、きつとなおうまくいくですよ。これを出したためにうまくいかない。おかしいじゃないか。だからこの法案がどうもおかしい。去年は出さなくてよかった。ことしは出したほうがいい。去年も短気をおこして出しておれば、さらに東大紛争を大きくしておる。だから日本人は短気だから、一年ぐらいいやなくて、二年、三年ぐらいいは見えて、そうして助言、指導の中で、先ほど言ったように文部省に大学紛争相談所を開設して、知恵をしぼってやるのだ。それでいいのだ。それでできるのだ。こんな権力を介して、大体教育社会というものの性格を知らない。教育社会というものは権力に親しくない社会なんです。

それからこの標題、大学の運営に関する臨時措置法だから、これは私は、紛争に関する、当面の紛争に限った最小限のものだと坂田文部大臣はたびたび言っているからそうだと思つたら、大学の運営に関する臨時措置法、何かこれはたくらみがある。おかしいじゃないか。この法案を発想し直さない。私はこの大学の運営に関する臨時措置法を審議する気はない。中教審がまだ出ていない。運営に関するものは十二月末に出ると書いてあるじゃないか。大学の運営に関する臨時措置法という題名のもとには、審議を私はする意思は出てこない。いかがでしょう。

なお、私はやはりこれは発想について検討すべきものがあるので申し上げておきたいと思ひますが、この第一条を見ますと「大学紛争が生じている大学によるその自主的な収拾のため」と書いてあるから、第一条を見ると「大学紛争が生じている大学」だから、現実に大学紛争が生じた大学だけを対象にしているというふうに読んだので、一条というもののについては一応これだと思ふ。ところが、今度はあとにいくと、これから生ずる大学をみな適用しようとして書いてある。だから終わりのほうの内容になつてくると大学紛争が生じている大学だけじゃないのだ。そこに一つの矛盾もあり、それから第一条を見ますと「大学の使命」、

この古典的なことが出てくるが、「大学の使命」というものをここに掲げてきておるので、これはなるほど運営法案になる、これはたいへんな法案だ。「大学の使命」についても、これは明確に具体的にこれなんだという誤解のないように説明をお願いしなければならぬし、大学の「社会的責務」も、いろいろ大学の特質において御説明を願わなければならぬと思うのであります。まず、この発想について具体的にこの法案の私なりに研究した疑問を逐次率直に訴えますから、その点に納得のできるような御答弁を願わなければならぬと思うのであります。

きょうはおそくなったので、あすに残りの部分は質問を保留することを理事会のほうでお認めになつたようでありますから、今晚はこれで終わります。

○大坪委員長 次回は、明日木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時六分散会

文教委員会議録第十六号中正誤

ベシ	段行	誤	正
六二五	保険組合を	保険組合を	
三二五	申し立てをいた	申し立てを審議	
	だき	していただき	
同	第三十号中正誤		
ベシ	段行	誤	正
一二二	おいて協議	おいての協議	

昭和四十四年七月二十二日印刷

昭和四十四年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局